

令和元年度 土壤汚染対策法の施行状況及び
土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

令和3年6月

環境省 水・大気環境局

目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査対象	1
2. 土壌汚染対策法の施行状況	2
2.1 令和元年度の施行状況	2
2.2 都道府県・政令市別の施行状況	12
2.3 年度別の施行状況	15
3. 土壌汚染状況調査及び区域の指定事例	19
3.1 土壌汚染状況調査について	19
3.1.1 法第3条に基づく調査	19
3.1.2 法第4条に基づく調査	25
3.1.3 法第5条に基づく調査	28
3.1.4 深さの限定を行った事例	28
3.1.5 調査の省略を行った事例	29
3.1.6 試料採取等対象物質	29
3.1.7 業種区分	30
3.2 区域の指定について	32
3.2.1 要措置区域等の指定状況	32
3.2.2 要措置区域等における基準不適合物質	36
3.2.3 業種区分	39
3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）	41
3.2.5 摂取経路ごとの土壌汚染の状況と到達距離の設定状況	44
3.2.6 措置実施者及び費用負担者、土地所有者	45
3.2.7 汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況	45
4. 措置事例	46
4.1 地下水汚染の有無	46
4.2 指示措置の内容	46
4.3 実施措置の種類	48
4.4 措置実施率	49
4.5 基準適合認定の申請状況	50
4.6 国家戦略特区における特例措置を利用した認定調査の実施状況	51
4.7 汚染土壌の搬出及び処理の状況	53
5. 汚染土壌処理業	59
5.1 汚染土壌処理施設	59
6. 自治体の取組状況等	65
6.1 法対象外の事例を含めた土壌汚染調査事例	65
6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数	66
6.3 特定有害物質別の基準不適合事例	67
6.4 建設発生土等の土壌汚染の把握状況	69
6.5 条例等の制定状況	73
6.6 事務権限を委譲している自治体	89
6.7 基金・補助融資制度等	90
6.8 その他の取組	94
6.8.1 区域指定解除時の台帳情報の取扱い	94
6.8.2 事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況	95
6.8.3 届出等の電子媒体の受付状況	95
6.8.4 国民への啓発活動状況	96
6.8.5 自治体の搬出通知等の状況	96
6.8.6 立入検査に関する状況	97

1. 調査の概要

1.1 調査目的

本調査は、土壤汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第64条に基づき政令で定める市（以下「政令市」という。）が把握している土壤汚染事例を把握し、整理することにより、土壤汚染調査・対策（措置）の現状について公表するとともに、今後の土壤汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

1.2 調査対象

全国の47都道府県及び111政令市の土壤汚染担当部局を対象とした。都道府県においては、政令市以外の市区町村における土壤汚染について回答を求めた。なお、調査にあたっては、平成31年4月1日から施行（第二段階施行）された土壤汚染対策法の一部を改正する法律、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等に基づき実施した。

- ・ 法施行日（平成15年2月15日）から令和2年3月31日までの間に、法に基づき土壤汚染状況調査を実施した事例等
- ・ 令和2年3月31日現在の自治体の取組状況

表 1-1 調査対象自治体数

調査対象年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	82	82	93	96	98	99	100	100	101	106	107
調査対象自治体数	129	129	140	143	145	146	147	147	148	153	154

調査対象年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	108	108	108	109	110	111	111	111	111	111	111
調査対象自治体数	155	155	155	156	157	158	158	158	158	158	158

2. 土壤汚染対策法の施行状況

2.1 令和元年度の施行状況

1) 土壤汚染状況調査の契機別の施行状況

令和元年度の土壤汚染状況調査の契機別の施行状況について図 2-1 から図 2-5 に示す。図 2-1 は有害物質使用特定施設の使用の廃止時における調査（以下「法第 3 条調査」という。）に関する状況を、図 2-2 は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下「法第 4 条調査」という。）に関する状況を、図 2-3 は土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下「法第 5 条調査」という。）に関する状況を、図 2-4 は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下「法第 14 条申請」という。）に関する状況を、図 2-5 は汚染土壤処理施設の廃止又は許可が取り消された時における調査（以下「処理業省令第 13 条に基づく調査」という。）に関する状況を示し、図 2-6 にこれらの概要を示す。また、措置の実施に伴い、指定区域の指定の解除又は変更の状況を図 2-7 に示す。

令和元年度における有害物質使用特定施設の使用の廃止件数は 931 件、うち、調査義務の一時的免除件数は 664 件であり、令和元年度における法第 3 条第 1 項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は 271 件であった。また、令和元年度における法第 3 条第 7 項に基づく形質変更時の届出件数は 293 件、うち、法第 3 条第 8 項に基づく調査命令の発出件数は 273 件であり、令和元年度における法第 3 条第 8 項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は 239 件であった。

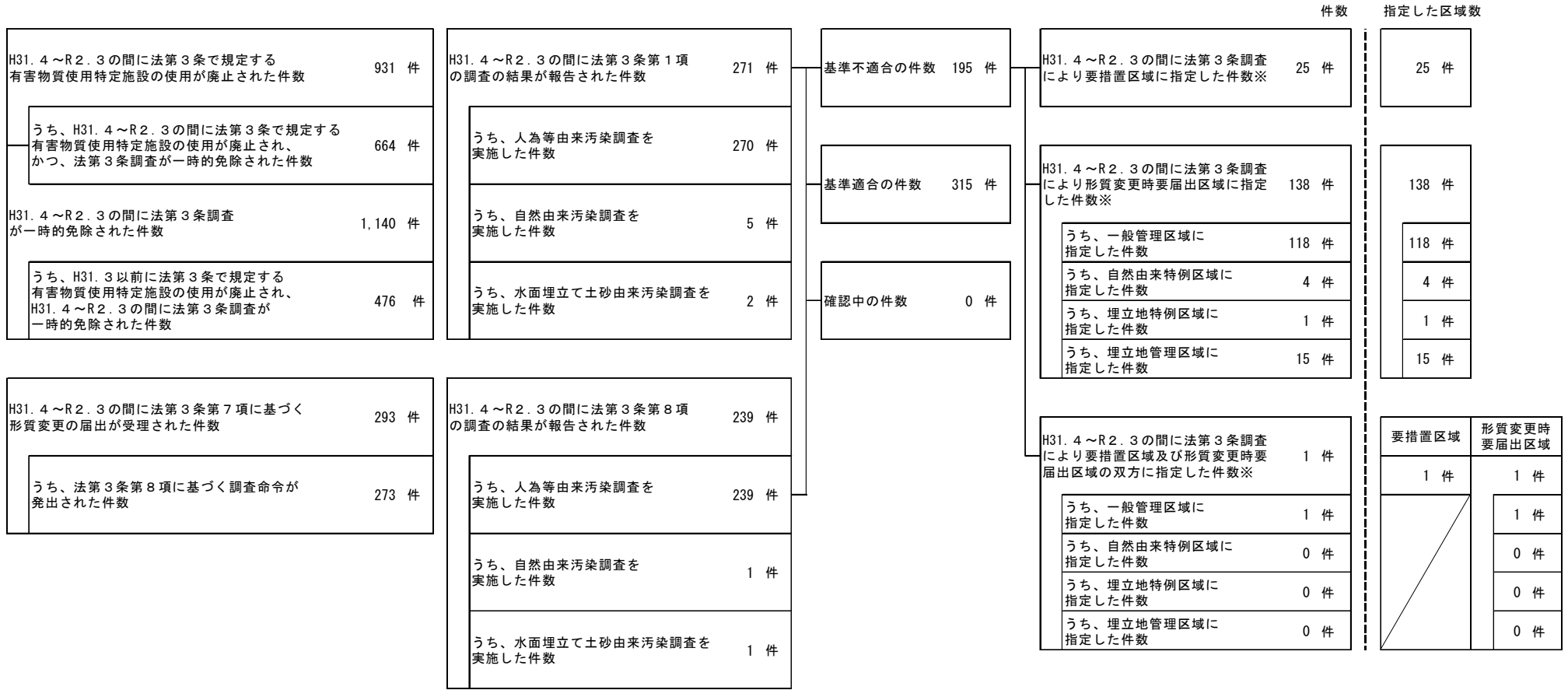
令和元年度における法第 4 条第 1 項に基づく形質変更時の届出件数は 11,227 件、うち、法第 4 条第 2 項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は 401 件であった。法第 4 条第 3 項に基づく調査命令の発出件数は 79 件であり、令和元年度における法第 4 条第 3 項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は 101 件であった。なお、土壤汚染状況調査の結果報告件数には、1 つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含まれている。

令和元年度における法第 5 条第 1 項に基づく調査命令の発出件数は 0 件であった。

令和元年度における法第 14 条第 1 項に基づく指定の申請件数は 243 件であった。

令和元年度における処理業省令第 13 条に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は 2 件であった。

令和元年度における法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域の指定区域数は 52 件、法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は 439 件であった。



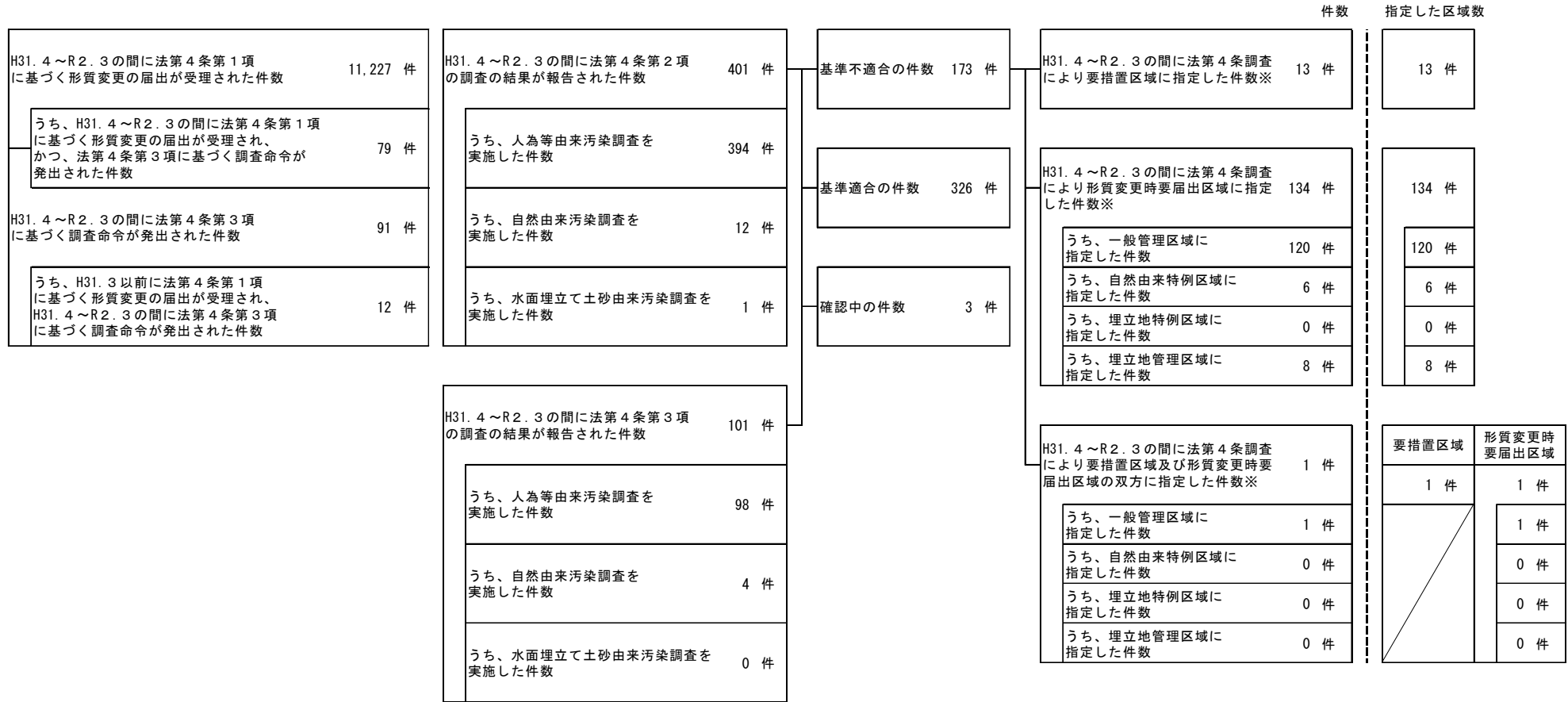
注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注2) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注3) 指定した区域数には、法第3条調査及び法第14条調査の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

※ H31. 4～R2. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図2-1 法第3条調査に関する状況



注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注2) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注3) 指定した区域数には、法第4条調査及び法第14条調査の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

※ H31. 4～R2. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図2-2 法第4条調査に関する状況

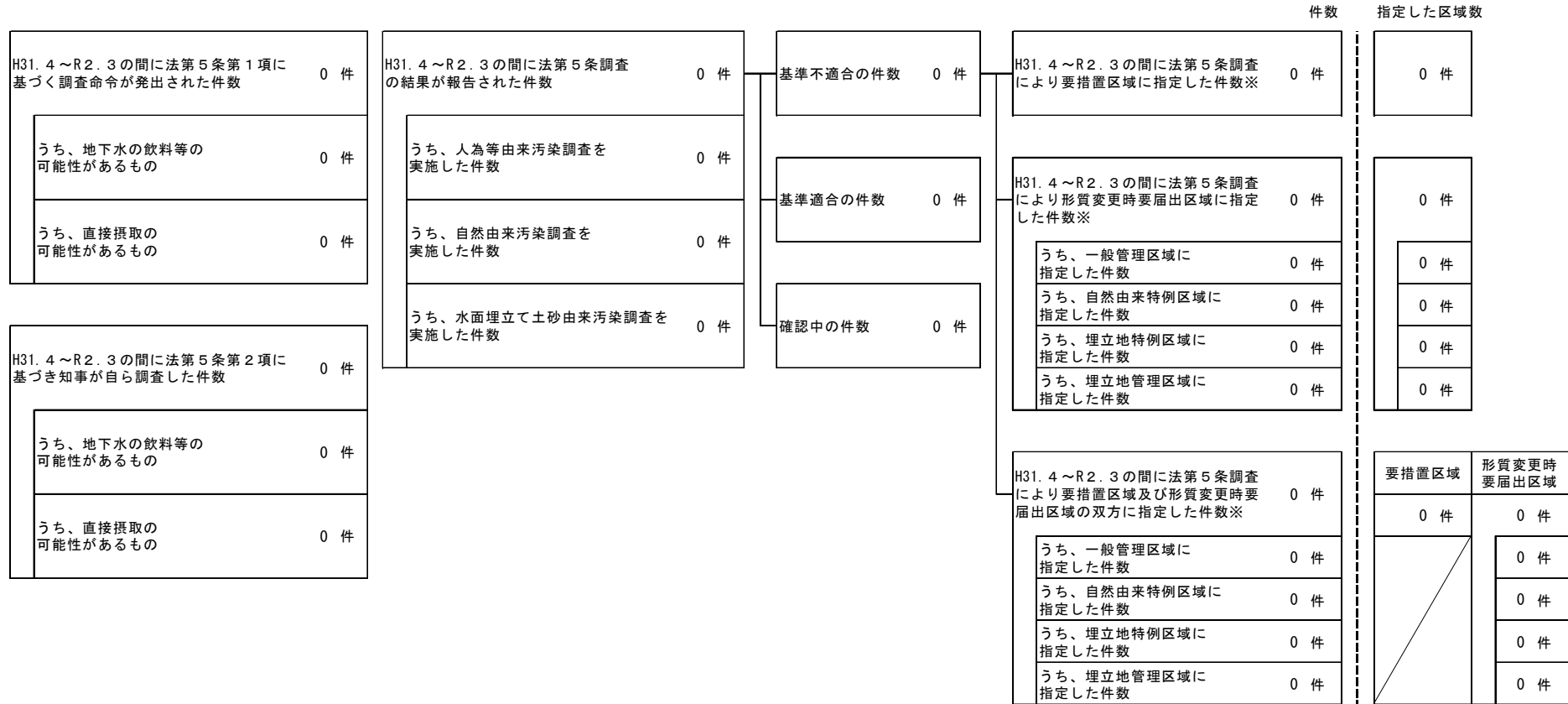
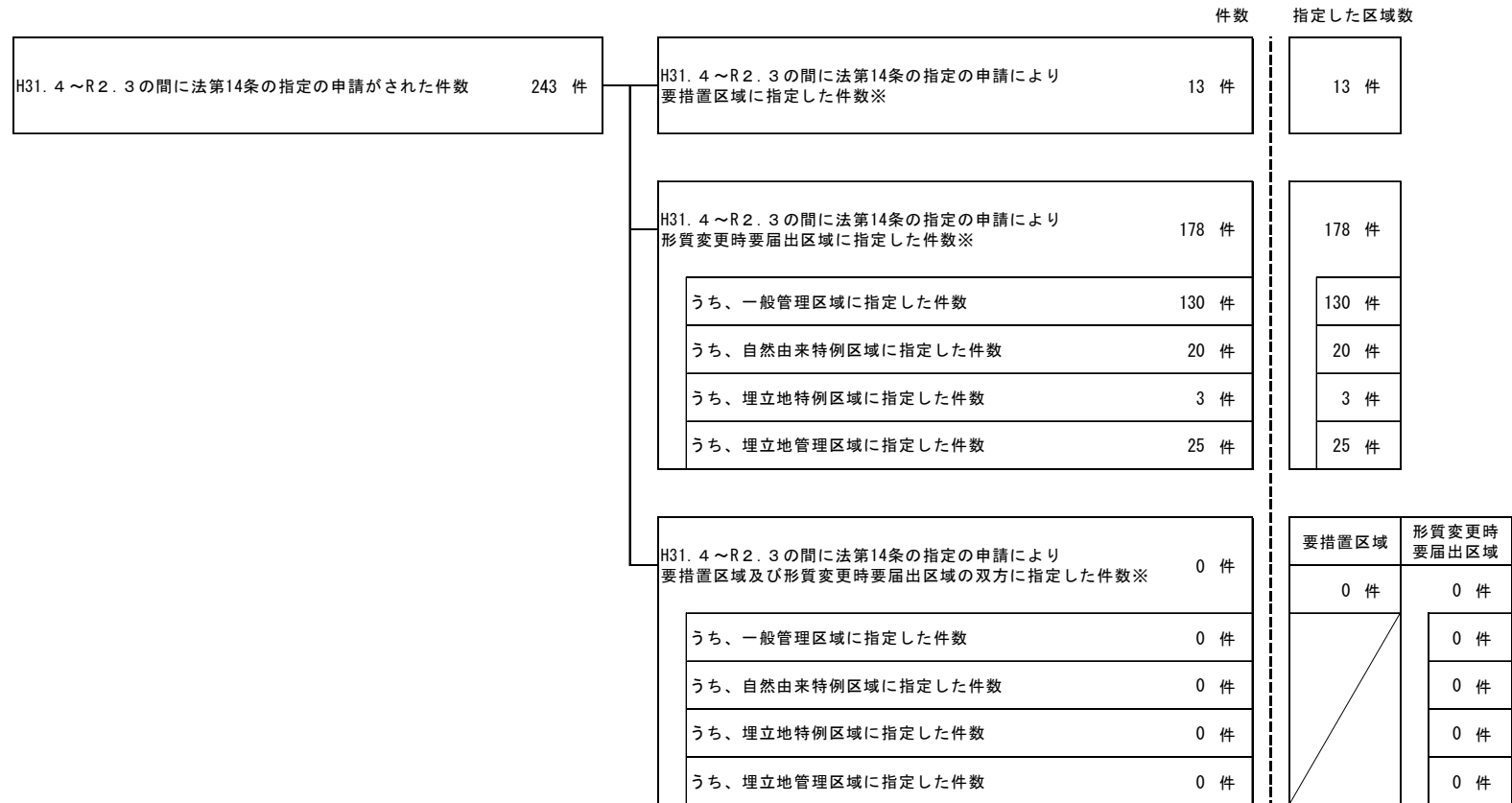


図 2-3 法第5条調査に関する状況

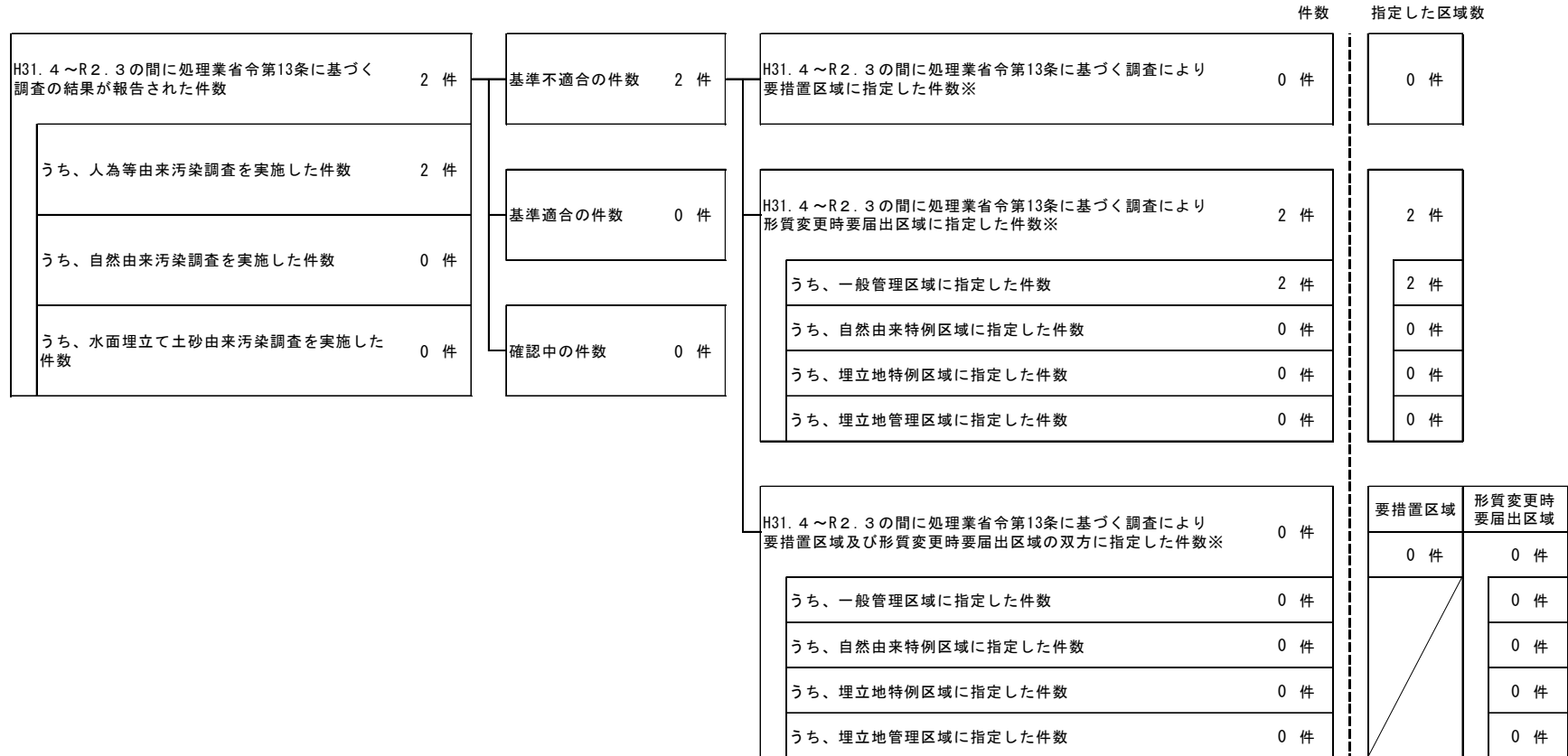


注 1) 「指定の申請がされた件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注 2) 指定した区域数には、法第 3 条調査及び法第 14 条調査、法第 4 条調査及び法第 14 条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

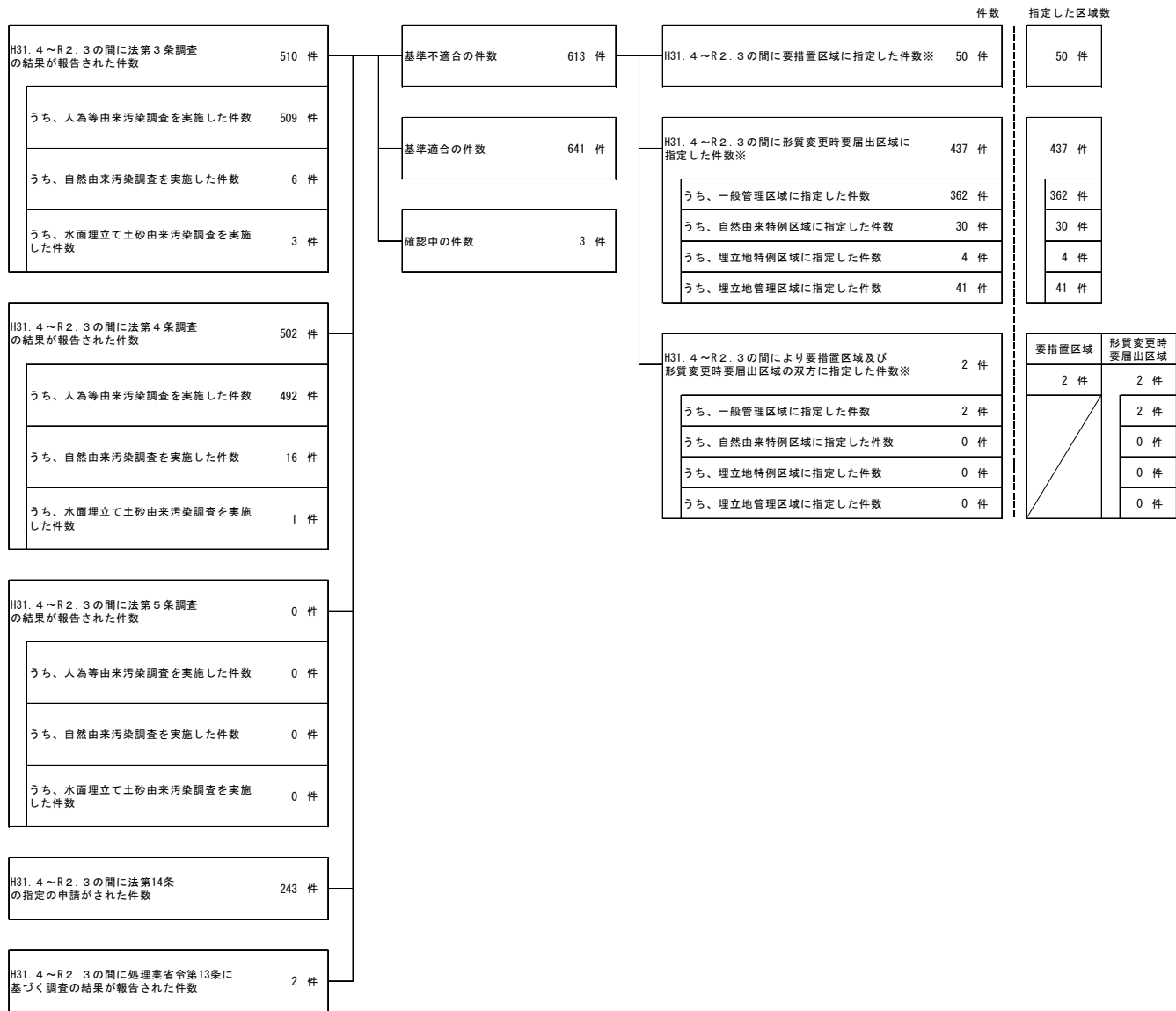
※ H31. 4～R2. 3の間に法第 14 条の指定の申請がされたものに限る。

図 2-4 法第 14 条申請に関する状況



※ H31. 4～R2. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図 2-5 処理業省令第 13 条に基づく調査に関する状況



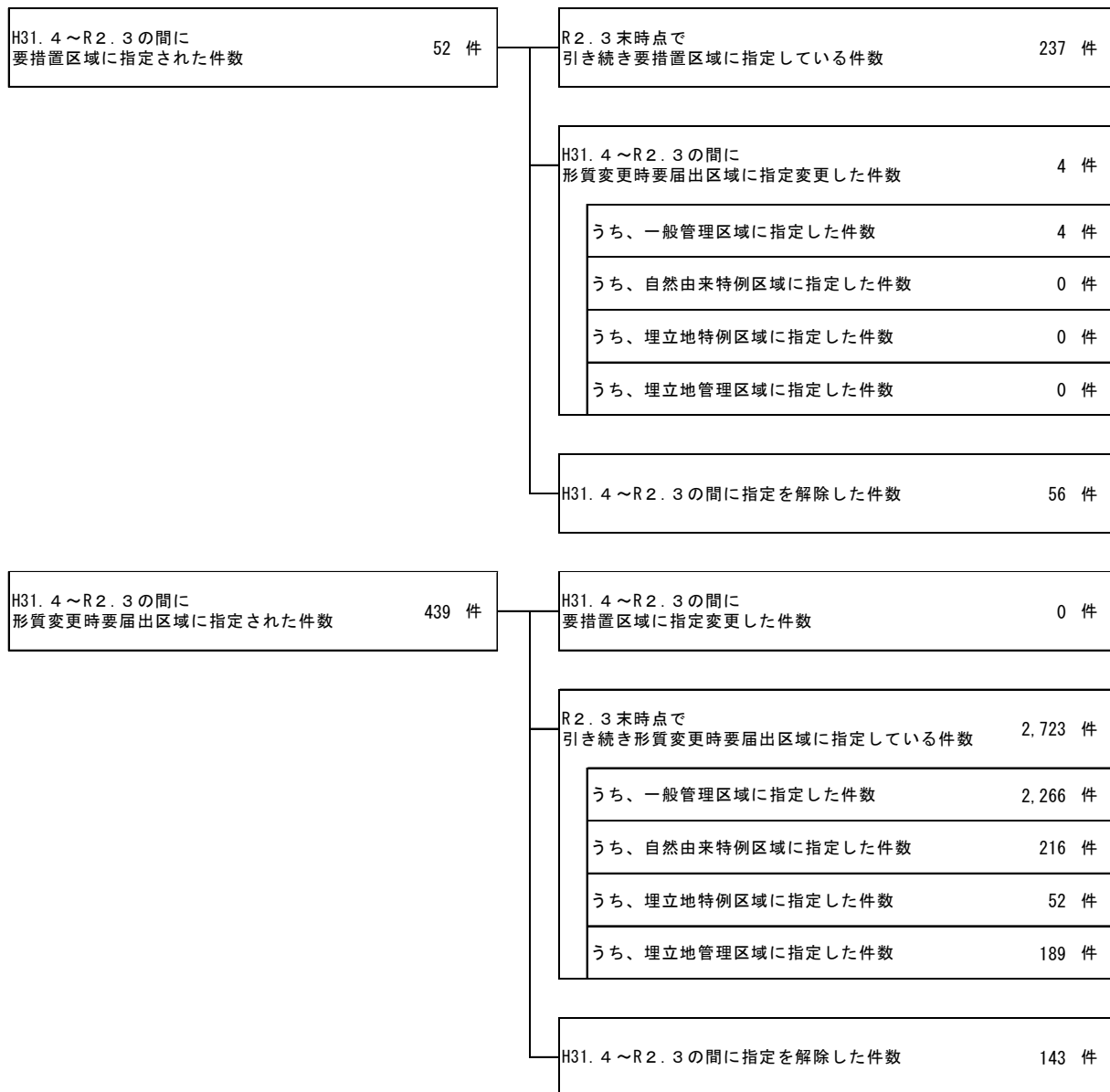
∞

注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注2) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

※ H31. 4～R2. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたもの、もしくは、当該期間に法第14条の指定の申請がされたものに限る。

図2-6 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査の施行状況概要



注) 指定の解除又は変更の状況は、令和元年度に新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置区域等の状況も含む。

図 2-7 指定の解除又は変更の状況

2) 条項別の施行状況

令和元年度の条項別の施行状況を以下に示す。

法第2章 土壌汚染状況調査

・法第3条関係

第1項 有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	931 件
うち、法第3条第1項ただし書の確認申請件数	664 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	271 件
うち、基準不適合の件数	123 件
うち、基準適合の件数	148 件
うち、確認中の件数	0 件
第3項 調査・報告義務の通知の件数	482 件
第4項 調査の報告及び是正命令の件数	0 件
第5項 土地の利用方法の変更の届出件数	130 件
第6項 法第3条第1項ただし書の確認の取消し件数	98 件
第7項 土地の形質の変更の届出件数	293 件
第8項 調査命令件数（当該年度に発出した命令の総件数）	273 件
うち、当該年度に法第3条第7項の届出を受理した件数	273 件
第8項に基づき、調査結果が報告された件数	239 件
うち、基準不適合の件数	72 件
うち、基準適合の件数	167 件
うち、確認中の件数	0 件

・法第4条関係

第1項 土地の形質の変更の届出件数	11,227 件
第2項に基づき、調査結果が報告された件数	401 件
うち、基準不適合の件数	141 件
うち、基準適合の件数	259 件
うち、確認中の件数	1 件
第3項 調査命令件数（当該年度に発出した命令の総件数）	91 件
うち、当該年度に法第4条第1項の届出を受理した件数	79 件
第3項に基づき、調査結果が報告された件数	101 件
うち、基準不適合の件数	32 件
うち、基準適合の件数	67 件
うち、確認中の件数	2 件

・法第5条関係

第1項 調査命令発出件数	0 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	0 件
うち、基準不適合の件数	0 件
うち、基準適合の件数	0 件
うち、確認中の件数	0 件
第2項 都道府県知事が自ら調査した件数	0 件

法第3章 区域の指定等

・法第6条関係

第1項 要措置区域の指定件数	52 件
第4項 要措置区域の指定の解除件数（全部解除のみ）	56 件

・法第7条関係

第1項 汚染除去等計画の提出の指示件数	49 件
うち、土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示件数	13 件
第1項 汚染除去等計画書が提出された件数	42 件
第2項 汚染除去等計画書の提出命令件数	2 件
第3項 変更後の汚染除去等計画書が提出された件数	4 件
第4項 汚染除去等計画書の変更命令件数	1 件
第8項 実施措置を講じていないと認められた場合の命令件数	0 件
第9項 工事完了報告書が提出された件数	35 件
第9項 実施措置完了報告書が提出された件数	65 件

・法第9条関係

帯水層の深さに係る確認申請件数	4 件
実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請件数	5 件
地下水の水質の測定等が講じられている土地の形質の変更の確認申請件数	4 件

・法第11条関係

第1項 形質変更時要届出区域の指定件数	439 件
第2項 形質変更時要届出区域の指定の解除件数（全部解除のみ）	143 件

・法第12条関係

第1項 届出件数（土地の形質の変更の事前届出）	925 件
第1項 施行管理方針の確認申請を受理した件数	1 件
第2項 届出件数（土地の形質の変更の事後届出）	28 件
第3項 届出件数（非常災害時）	0 件
第5項 土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令件数	0 件

・法第14条関係

第1項 申請件数	243 件
----------	-------

(続き)

法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制

・ 法第16条関係	
第1項 搬出しようとする土壌の基準適合認定の申請件数	52件
第1項 汚染土壌の区域外搬出の届出件数	662件
第2項 汚染土壌の区域外搬出の変更届出件数	69件
第3項 非常災害時における汚染土壌の区域外搬出の届出件数	0件
第4項 汚染土壌の運搬方法、汚染土壌処理業者に関する変更の命令件数	0件
・ 法第19条関係	
措置命令件数	0件
・ 法第20条関係	
第6項 届出件数	10件
・ 法第22条関係	
第1項 汚染土壌処理業に係る許可申請件数（更新を除く）	3件
第4項 汚染土壌処理業に係る許可更新申請件数	27件
・ 法第23条関係	
第1項 汚染土壌処理業に係る休止、廃止又は再開の届出件数	11件
第3項 汚染土壌処理業に係る変更届出件数	112件
第4項 汚染土壌処理業に係る休止、廃止又は再開届出件数	3件
・ 法第24条関係	
第1項 改善命令件数	0件
・ 法第25条関係	
許可の取消し件数	0件
・ 法第27条関係（汚染土壌処理業に関する省令第13条関係）	
第2項 措置命令件数	0件
・ 法第27条の2関係	
第1項 譲渡及び譲受を承認した件数	1件
・ 法第27条の3関係	
第1項 合併及び分割を承認した件数	0件
・ 法第27条の4関係	
第1項 相続を承認した件数	0件
・ 法第27条の5関係	
国等との協議が成立した件数	1件
法第5章 指定調査機関	
・ 法第36条関係	
第3項 改善命令件数	0件
・ 法第39条関係	
適合命令件数	0件
・ 法第42条関係	
第1号 指定の取消し件数	0件
第2号 指定の取消し件数	0件
第3号 指定の取消し件数	0件
第4号 指定の取消し件数	0件
法第7章 雑則	
・ 法第54条関係	
第1項 報告・検査件数	570件
第3項 報告・検査件数	71件
第4項 報告・検査件数	72件
第5項 報告・検査件数	0件
・ 法第55条関係	
協議件数	3件
・ 法第56条関係	
第2項 意見陳述件数	398件
・ 法第65条関係	
違反件数	0件
・ 法第66条関係	
違反件数	6件
・ 法第67条関係	
違反件数	13件
・ 法第68条関係	
違反件数	6件
・ 法第69条関係	
違反件数	0件
・ 区域指定状況（当該年度末時点）	
要措置区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	217件
形質変更時要届出区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	2634件

2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止件数、一時的免除件数、形質変更届出件数、調査結果報告件数はいずれも「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。調査命令件数は「関東地区」が最も多く、次に「近畿地区」、その次に「中部地区」と「中国四国地区」が同件数であった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は「関東地区」、「中部地区」、「九州地区」の順に多かった。調査命令件数は「関東地区」が最も多く、次に「近畿地区」と「九州地区」が同件数であった。調査結果報告件数は「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」、その次に「近畿地区」と「中国四国地区」が同件数であった。

法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

法第 14 条に基づく指定の申請件数は「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。処理業省令第 13 条に基づく調査結果報告件数は「静岡県」及び「尼崎市」で 1 件ずつあった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）（令和元年度）

都道府県・政令市		法第3条					法第4条			法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	処理要命令 第13条	
		有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数 第1項+第8項	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数 第2項+第3項	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数	調査結果 報告件数	
北海道地区	北海道	2	0	0	0	1	925	0	0	0	0	1	2	0	
	札幌市	9	5	0	0	4	89	5	4	0	1	7	3	0	
	函館市	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	
	旭川市	0	0	1	1	2	43	0	1	0	1	0	0	0	
	計	11	5	1	1	7	1,070	5	5	0	2	8	5	0	
	東北地区	青森県	2	1	0	0	0	93	0	0	0	0	0	0	0
		青森市	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	6	6	0
		八戸市	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	1	0
		岩手県	20	18	1	1	4	191	0	1	0	0	2	1	0
		盛岡市	2	2	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0
宮城県		3	2	0	0	1	161	0	1	0	0	0	0	0	
仙台市		7	5	1	1	6	56	0	3	0	2	4	2	0	
秋田市		4	1	0	0	3	57	0	0	0	0	0	0	0	
山形県		0	0	0	0	0	17	0	1	0	0	0	0	0	
山形市		7	7	0	0	2	135	0	4	0	0	1	1	0	
山形市		2	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	
福島県		3	2	6	6	6	199	0	3	0	2	1	1	0	
福島市		3	1	0	0	1	15	0	2	0	0	1	0	0	
郡山市		5	4	0	0	3	23	0	1	0	0	0	0	0	
いわき市		1	1	0	0	1	35	0	0	0	0	1	0	0	
計		59	46	8	8	27	1,039	0	17	0	4	16	12	0	
関東地区		茨城県	19	18	9	9	10	319	0	8	0	2	5	4	0
		水戸市	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0
		つくば市	61	57	7	6	9	59	0	8	0	0	1	0	0
	栃木県	14	12	3	3	5	252	2	2	0	1	4	1	0	
	宇都宮市	10	10	0	0	7	40	1	1	0	0	2	1	0	
	群馬県	6	3	7	7	6	95	3	12	0	0	3	0	0	
	前橋市	2	0	0	0	1	26	0	0	0	0	1	0	0	
	高崎市	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	
	伊勢崎市	0	0	0	0	0	31	3	2	0	0	0	0	0	
	太田市	4	3	5	4	4	33	1	1	0	0	2	3	0	
	埼玉県	20	15	4	4	6	208	2	23	0	1	5	1	0	
	さいたま市	3	2	1	1	1	33	0	2	0	1	3	0	0	
	川越市	1	1	1	1	1	16	0	2	0	0	0	1	0	
	川口市	2	2	0	0	2	20	0	0	0	0	5	1	0	
	所沢市	0	0	0	0	0	10	0	2	0	0	0	0	0	
	草加市	2	2	0	0	0	10	0	2	0	0	2	0	0	
	越谷市	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	
	春日部市	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	
	熊谷市	0	0	0	0	0	19	0	1	0	0	0	0	0	
	千葉県	14	1	6	6	10	245	0	9	0	0	9	2	0	
	千葉市	3	1	0	0	0	56	0	5	0	0	1	1	0	
	市川市	6	4	1	0	1	12	0	0	0	0	1	1	0	
	船橋市	1	1	0	0	0	24	0	2	0	0	0	0	0	
	松戸市	4	2	1	1	3	6	0	1	0	2	2	0	0	
	柏市	4	2	0	0	0	24	1	2	0	0	0	0	0	
	市原市	3	2	2	2	2	27	0	1	0	0	3	2	0	
	東京都	52	15	7	7	58	357	0	82	0	9	71	32	0	
	八王子市	3	1	0	0	1	24	0	4	0	0	2	1	0	
	町田市	1	1	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	
	神奈川県	18	17	2	2	8	46	0	6	0	1	6	1	0	
	横浜市	37	30	14	14	32	81	8	20	0	1	16	4	0	
	川崎市	16	16	3	3	6	29	0	9	0	0	7	6	0	
	相模原市	4	2	5	5	9	29	0	4	0	0	0	0	0	
	横浜国立大	1	1	0	0	0	11	0	1	0	0	2	2	0	
	厚木市	4	4	0	0	0	12	1	1	0	0	1	0	0	
	平塚市	5	5	1	1	3	22	1	8	0	0	1	0	0	
	藤沢市	8	8	4	4	3	23	2	6	0	0	1	1	0	
	小田原市	1	0	0	0	0	8	0	4	0	0	0	0	0	
	茅ヶ崎市	1	1	1	1	2	8	2	3	0	0	3	0	0	
	大和市	0	0	0	0	2	4	0	0	0	1	1	0	0	
	新潟県	16	15	4	4	7	357	2	2	0	1	3	2	0	
	新潟市	3	3	0	0	1	60	1	2	0	0	6	6	0	
	長岡市	2	2	0	0	0	54	1	1	0	0	0	0	0	
	上越市	1	1	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	
	山梨県	9	6	2	2	4	85	0	0	0	0	2	2	0	
	甲府市	0	0	1	1	1	15	0	0	0	0	0	0	0	
	静岡県	14	12	11	11	13	189	2	8	0	1	7	3	1	
静岡市	6	3	1	1	2	23	0	1	0	0	1	1	0		
浜松市	8	8	1	1	2	69	1	2	0	0	0	0	0		
沼津市	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0		
富士市	3	3	2	1	2	19	0	0	0	0	2	0	0		
計	392	292	106	102	225	3,237	34	250	0	21	181	75	1		
中部地区	富山県	6	6	4	3	3	50	0	0	0	2	0	0	0	
	富山市	6	5	2	2	2	51	0	3	0	1	0	0		
	石川県	5	5	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0		
	金沢市	0	0	0	0	0	20	0	0	0	1	1	0		
	福井県	4	4	2	2	2	108	3	4	0	4	0	0		
	福井市	1	1	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0		
	長野県	21	11	2	2	4	221	0	1	0	1	3	2		
	長野市	2	2	0	0	0	19	0	2	0	0	0	0		
	松本市	2	2	1	1	1	21	1	5	0	0	1	0		
	岐阜県	18	15	0	0	3	234	1	6	0	1	1	0		
	岐阜市	4	2	2	2	2	14	0	0	0	1	0	1		
	愛知県	19	12	22	19	27	289	0	6	0	1	10	4		
	名古屋市	5	5	8	7	14	89	2	7	0	3	18	16		
	豊橋市	1	1	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0		
	岡崎市	1	1	3	3	3	41	0	3	0	0	0	0		
	一宮市	2	0	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0		
	春日井市	1	1	2	1	3	25	0	0	0	0	2	0		
	豊田市	3	3	1	1	2	48	0	1	0	0	0	0		
	三重県	10	9	0	0	1	218	1	10	0	0	2	3		
	四日市市	3	3	1	1	1	44	0	0	0	0	0	0		
計	114	88	50	44	69	1,599	8	48	0	9	43	27			

(続き)

(件数)

都道府県 政令市	法第3条				法第4条			法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	処理業者令 第13条	
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数 第1項+第8項	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数 第2項+第3項	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数	調査結果 報告件数
滋賀県	23	21	16	16	18	211	4	10	0	0	6	2	0
大津市	4	3	0	0	1	30	0	0	0	0	1	0	0
京都府	2	1	1	1	4	158	2	7	0	0	4	1	0
京都市	25	13	1	1	5	48	0	2	0	6	7	2	0
大阪府	17	12	8	8	10	91	1	4	0	0	11	8	0
大阪市	32	6	0	0	15	61	0	7	0	0	30	22	0
堺市	0	0	3	3	6	21	0	2	0	0	4	4	0
岸和田市	2	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	3	3	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	20	20	2	2	3	22	0	7	0	0	3	0	0
高槻市	1	1	0	0	0	44	0	5	0	0	4	3	0
枚方市	0	0	2	2	1	15	0	4	0	0	3	0	0
茨木市	37	14	2	2	1	18	0	2	0	0	1	0	0
八尾市	2	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	1	0
寝屋川市	3	1	2	1	2	14	0	1	0	0	2	0	0
東大阪市	2	2	0	0	0	15	0	2	0	0	5	2	0
兵庫県	18	12	3	3	4	100	0	5	0	0	9	5	0
神戸市	10	10	1	1	3	89	1	3	0	0	6	2	0
姫路市	5	5	11	10	7	41	0	3	0	0	9	8	0
尼崎市	7	7	2	2	1	20	3	4	0	0	3	4	1
明石市	0	0	2	2	3	9	0	1	0	0	1	2	0
西宮市	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0
加古川市	0	0	0	0	0	24	0	2	0	0	2	2	0
宝塚市	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	1	0	0	0	1	14	0	0	0	0	1	1	0
和歌山県	3	2	1	0	1	109	0	7	0	0	3	0	0
和歌山市	3	2	0	0	1	35	0	1	0	0	1	1	0
計	220	137	57	54	88	1,279	11	79	0	6	117	70	1
鳥取県	2	1	0	0	1	56	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0
島根県	6	2	0	0	0	241	0	0	0	0	0	0	0
松江市	2	1	0	0	1	44	1	2	0	0	0	0	0
岡山県	9	7	5	4	2	64	1	3	0	2	0	1	0
岡山市	4	2	1	1	2	42	2	4	0	0	6	3	0
倉敷市	1	0	1	1	1	42	3	4	0	1	2	2	0
広島県	20	13	7	7	7	125	1	2	0	0	2	2	0
広島市	14	10	4	4	8	115	1	5	0	1	1	1	0
呉市	3	3	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
福山市	0	0	3	3	3	29	0	0	0	0	0	0	0
山口県	5	5	16	14	17	114	0	4	0	1	11	7	0
下関市	1	1	0	0	0	27	0	0	0	0	1	1	0
徳島県	3	3	10	9	8	251	0	0	0	0	0	0	0
徳島市	2	2	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0
香川県	3	3	0	0	2	98	0	4	0	0	1	1	0
高松市	1	1	1	1	0	55	1	1	0	0	1	1	0
愛媛県	6	5	0	0	1	60	0	9	0	0	4	2	0
松山市	3	2	0	0	0	24	0	5	0	1	2	0	0
高知県	1	1	0	0	0	35	0	0	0	0	1	0	0
高知市	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0
計	86	62	48	44	54	1,498	10	43	0	6	32	21	0
福岡県	14	13	1	1	1	181	0	6	0	0	2	1	0
北九州市	8	5	1	1	4	46	0	8	0	0	10	14	0
福岡市	3	2	12	10	10	70	3	16	0	1	3	4	0
久留米市	0	0	1	1	1	10	0	0	0	1	4	4	0
佐賀県	0	0	3	2	2	74	0	1	0	0	0	0	0
佐賀市	1	0	0	0	1	28	1	1	0	0	1	1	0
長崎県	2	1	0	0	1	64	0	0	0	0	1	0	0
長崎市	0	0	0	0	1	18	0	1	0	0	1	2	0
佐世保市	1	1	0	0	0	19	2	7	0	0	3	0	0
熊本県	5	3	3	3	6	134	2	3	0	0	2	0	0
熊本市	2	2	1	1	2	47	2	5	0	1	5	2	0
大分県	1	0	0	0	0	167	1	2	0	0	1	2	0
大分市	1	1	0	0	1	66	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	1	102	0	5	0	0	6	2	0
宮崎市	1	1	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	1	0	1	1	2	117	0	0	0	1	1	0	0
鹿児島市	4	4	0	0	2	28	0	2	0	0	0	0	0
沖縄県	5	1	0	0	4	296	0	3	0	0	1	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	21	0	0	0	4	1	1	0
計	49	34	23	20	40	1,505	11	60	0	4	42	33	0
合計	931	664	293	273	510	11,227	79	502	0	52	439	243	2

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 「有害物質使用特定施設の廃止件数」は令和元年度に使用が廃止された件数であり、「一時的免除件数」は廃止件数の内数である。

2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請による調査及び処理業省令第13条に基づく調査の結果報告件数は、令和元年度は1,257件（法第3条510件、法第4条502件、法第5条0件、法第14条243件、処理業省令第13条2件）であり、前年度（1,051件）より増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条第1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、令和元年度は491件（要措置区域52件、形質変更時要届出区域439件）であり、前年度（457件）より増加した。要措置区域等において土壤汚染の除去等の措置が実施され、区域の指定が解除された件数は、令和元年度は199件であり、前年度（183件）より増加した。

表 2-2 年度別の施行状況

(件数)

施行状況		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累計		
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	1,350	1,343	1,204	1,076	897	931	16,932		
	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	653	758	650	573	691	664	11,830		
	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293	293	
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273	273	
法第4条	調査結果報告件数 (R1より第8項に基づく調査結果報告を含む)	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	282	254	284	290	243	510	4,277		
	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	9,949	10,848	10,602	10,650	10,946	10,741	10,800	11,227	106,103		
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	126	142	164	118	118	154	91	79	1,442		
法第5条	調査結果報告件数 (H30より第2項に基づく調査結果報告を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	143	150	154	130	119	170	460	502	2,253		
	調査命令件数	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	7	
	うち、調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	
法第6条・法第11条	都道府県知事が自ら調査した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度末時点の区域指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	-	-	
	要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	7	41	81	98	143	169	181	202	219	241	-	-	
	形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	195	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	-	-	
	当該年度の区域指定件数(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	554	457	491	5,147	-	
	要措置区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	72	73	84	72	80	84	70	52	712	-	-
	形質変更時要届出区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	230	370	394	407	448	407	448	470	387	439	4,000	-	-
	区域指定の解除件数(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	233	183	199	2,187	-	-
	要措置区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	55	28	58	60	59	67	48	56	482	-	-
	形質変更時要届出区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	147	87	201	205	178	166	135	143	1,472	-	-
	区域指定の変更件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	3	1	3	2	2	3	4	28	-	-
	要措置区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	-	-
	形質変更時要届出区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	1	3	2	2	3	4	25	-	-
	引き続き区域指定の件数(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	2,960	-	-	
	要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	41	81	98	143	169	181	202	219	241	237	-	-	-
形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	2,723	-	-	-	
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	303	298	390	368	428	379	348	243	3,087	-	
処理業省令第13条	調査結果報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	4	-	
調査結果報告件数合計		0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	1,257	9,627	-	

注1) 平成14年度については法施行日(平成15年2月15日)から平成15年3月31日までの状況である。

注2) 有害物質使用特定施設の使用の廃止と調査の年度が異なる事例、使用が廃止された施設が設置されていた工場又は事業場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第3条の調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、廃止件数と一致しない。

注3) 調査結果報告件数は平成15年施行法の施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

注4) 引き続き区域指定の要措置区域及び形質変更時要届出区域については、各調査年度における自治体からの報告件数をもとに集計及び累計しているため、報告漏れ等により『2.1 令和元年度の施行状況 2)条項別の施行状況』における「区域指定状況(当該年度末時点)」と相違が生じている。また、昨年度以前の累計の計算方法等を見直したため、昨年度までの各年度における報告件数とは異なる。

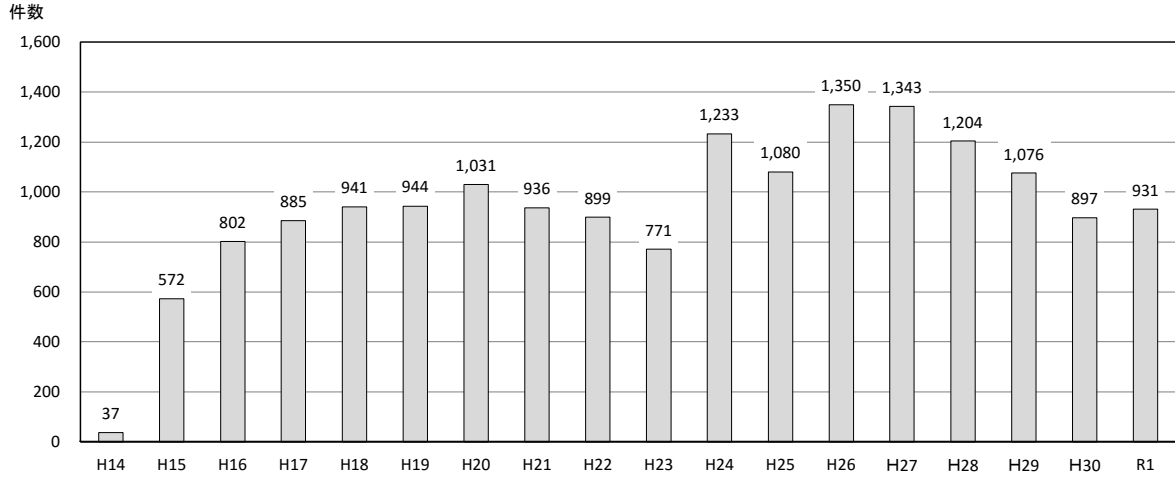
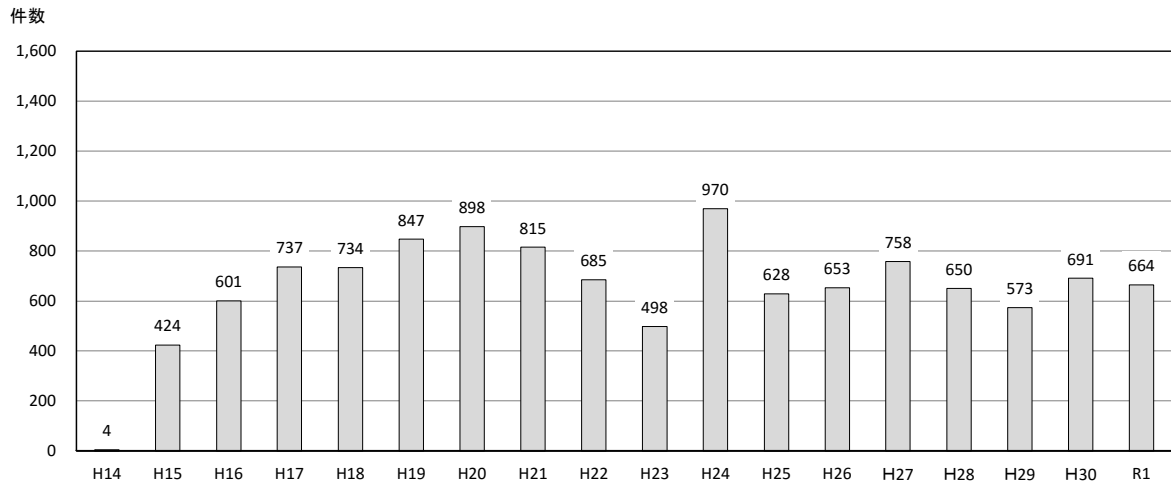


図 2-8 有害物質使用特定施設の使用の廃止件数の推移



※当該年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、一時的免除されたものに限る。

図 2-9 一時的免除件数の推移

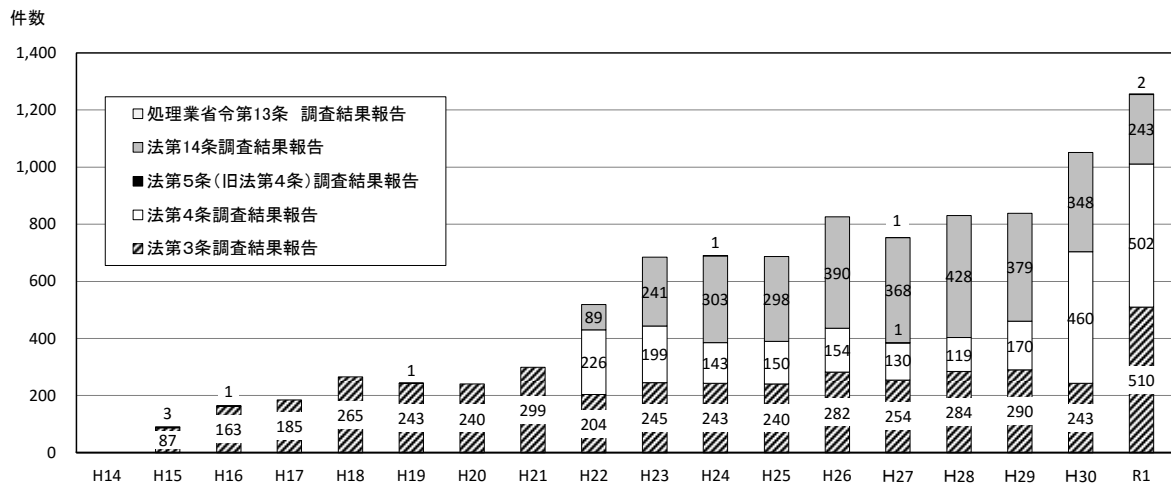


図 2-10 法第 3 条、法第 4 条、法第 5 条、法第 14 条及び 処理業省令第 13 条に基づく調査結果報告件数の推移

区域数

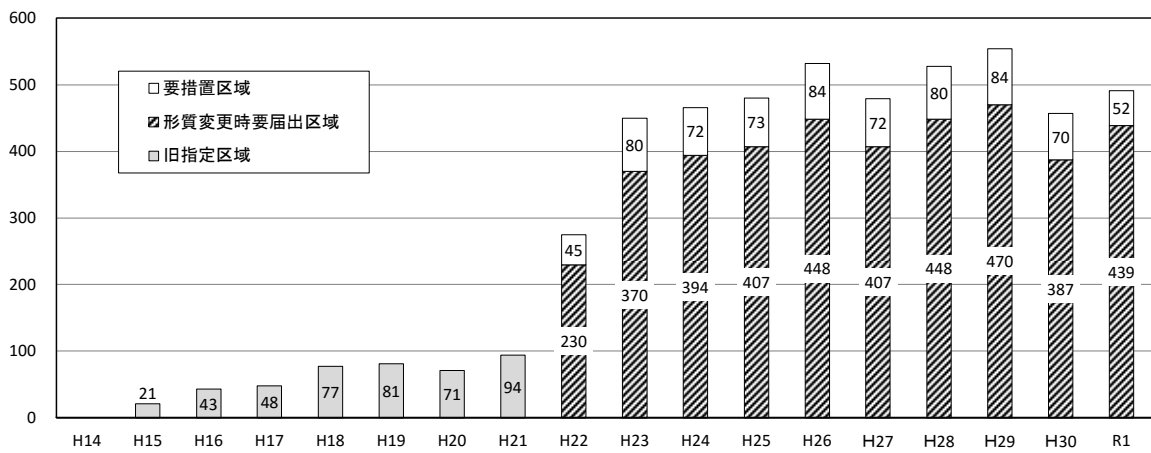


図 2-11 要措置区域等（旧指定区域）の指定件数の推移

区域数

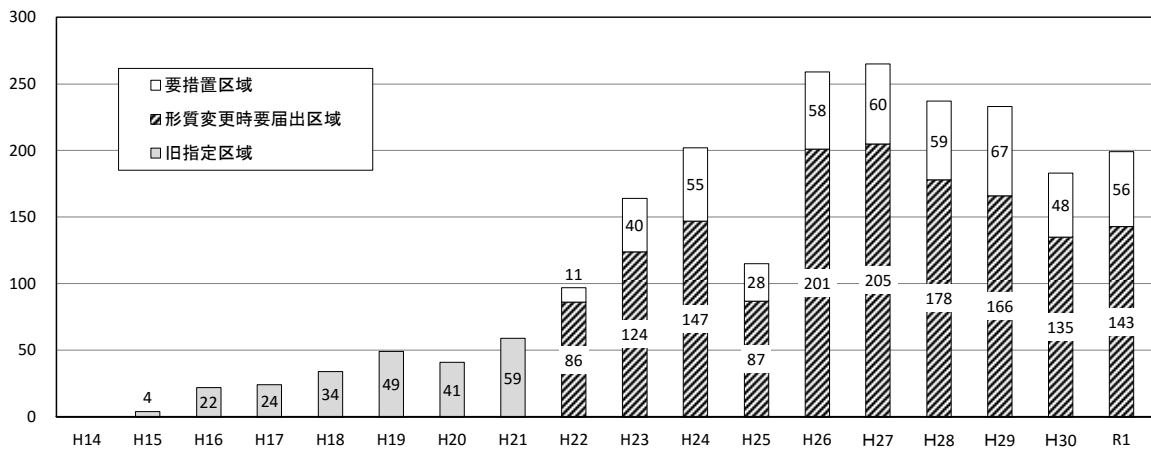


図 2-12 要措置区域等（旧指定区域）の指定の解除件数の推移

3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の使用の廃止

令和元年度に法第3条調査の結果が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表3-1及び表3-2に示す。令和元年度に法第3条調査の結果が報告された有害物質使用特定施設は「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

令和元年度に法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（令和元年度）

（件数：複数回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設 第1項+第8項	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号			
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	1	0
	掘さく用の泥水分離施設	1、ニ	1	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	19、ト	1	0
	薬液浸透施設	19、チ	2	3
化学繊維製造業	原料回収施設	21、ハ	2	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	2	1
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	1	5
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	0	1
	ろ過施設	26、ロ	0	1
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	1	3
	洗浄施設	27、ニ	0	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	1	5
	湿式集じん施設	27、ル	0	1
発酵工業	遠心分離機	30、ハ	0	1
メタン誘導品製造業	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	1
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	0	1
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	1	0
	水洗施設	33、ロ	0	4
	静置分離器	33、ニ	0	2
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0	1
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	2	0
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	2	0
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	分離施設	37、ロ	2	0
香料製造業	洗浄施設	41、イ	1	1
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	2	7
	ろ過施設	46、ロ	1	5
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	0	6
医薬品製造業	ろ過施設	47、ロ	1	2
	分離施設	47、ハ	1	4
	混合施設	47、ニ	0	3
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	1	4
農業製造業	混合施設	49	0	1
	脱塩施設	51、イ	0	1
石油精製業	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	1
	脱硫施設	51、ハ	0	1
	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	51、ニ	0	1
	潤滑油洗浄施設	51、ホ	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	1	3
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	3	24
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	0	6
薬業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	2	4
	還元そう	62、イ	1	2
非鉄金属製造業	電解施設	62、ロ	1	3
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	4	7
	湿式集じん施設	62、ヘ	3	0
	焼入れ施設	63、イ	5	3
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	電解式洗浄施設	63、ロ	0	3
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	30	52
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	92	181
電気めつき	電気めつき施設	66	45	134
洗たく業	洗浄施設	67	28	55
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	1	16
	ちゆう房施設	68の2、イ	4	0
病院	洗浄施設	68の2、ロ	10	7
	入浴施設	68の2、ハ	3	0
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	2	0
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	2	0
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	86	276
	焼入れ施設	71の2、ロ	0	1
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	0	2
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	6	5
前各号を除く	洗浄施設	71の5	35	78
前各号を除く	蒸留施設	71の6	7	8
前2号を除く	排水処理施設	74	6	6
合計			403	946

注 1) 「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第 1 に規定する特定施設」を参照。

注 2) 「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和元年度に法第 3 条第 1 項及び第 8 項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和元年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し集計している。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設 第1項+第8項	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	2
	坑水中和沈でん施設	1、ハ	1
	掘さく用の泥水分離施設	1、ニ	0
畜産農業又はサービス業	豚房施設	1の2、イ	0
	牛房施設	1の2、ロ	1
畜産食品品製造業	原料処理施設	2、イ	2
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	湯煮施設	4、ニ	1
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	0
	圧搾施設	11、ハ	1
	真空濃縮施設	11、ニ	1
	水洗式脱臭施設	11、ホ	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	まゆ湯煮施設	19、イ	1
	原料浸せき施設	19、ハ	0
	精練機及び精練そう	19、ニ	2
	シルケット機	19、ホ	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	1
	染色施設	19、ト	51
	薬液浸透施設	19、チ	16
	のり抜き施設	19、リ	0
	湿式紡糸施設	21、イ	1
化学繊維製造業	リントー又は未精練繊維の薬液処理施設	21、ロ	1
	原料回収施設	21、ハ	1
合板製造業	接着機洗浄施設	21の3	1
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	5
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	1
	湿式パーカー	23、ロ	1
	蒸解廃液濃縮施設	23、ホ	1
	抄紙施設	23、チ	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	19
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	31
化学肥料製造業	ろ過施設	24、イ	4
	水洗式破砕施設	24、ハ	1
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	9
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設	25、イ	1
	電解施設	25、ロ	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	7
	ろ過施設	26、ロ	12
	遠心分離機	26、ハ	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	38
	ろ過施設	27、イ	67
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	27、ロ	35
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	4
	洗浄施設	27、ニ	1
	反応施設	27、ヘ	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	130
	湿式集じん施設	27、ル	16
	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	0
	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	1
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	静置分離器	29、ロ	1
	静置分離器	30、ハ	1
コールドタル製品製造業	蒸りゆう施設	31、イ	2
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	7
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	4
	遠心分離機	32、ハ	4
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	2
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	7
	水洗施設	33、ロ	17
	遠心分離機	33、ハ	5
	静置分離器	33、ニ	15
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	1
	廃ガス洗浄施設	33、リ	6
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	6
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	2
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	1
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	36、ロ	2
	湿式集じん施設	36、ハ	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	18
	分離施設	37、ロ	40
	ろ過施設	37、ハ	7
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	3
	蒸りゆう施設	37、ホ	2
	蒸りゆう施設及び濃縮施設	37、チ	2
	酸又はアルカリによる処理施設	37、ヌ	1
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	1
	廃ガス洗浄施設	37、タ	16
香料製造業	洗浄施設	41、イ	1
	抽出施設	41、ロ	2
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	2

(続き)

(件数：複数回答可)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設 第1項+第8項	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号			
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	6	80
	ろ過施設	46、ロ	7	80
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	6	87
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	0	1
	ろ過施設	47、ロ	7	39
	分離施設	47、ハ	7	60
	混合施設	47、ニ	3	42
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	7	39
農業製造業	混合施設	49	2	3
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	4
石油精製業	脱塩施設	51、イ	0	1
	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	2
	脱硫施設	51、ハ	0	1
	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	51、ニ	0	2
	潤滑油洗浄施設	51、ホ	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	5	52
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	4	0
	石灰づけ施設	52、ロ	3	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	3	0
	クロム浴施設	52、ニ	27	0
	染色施設	52、ホ	3	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	114	495
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	17	69
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0	2
生コンクリート製造業	パッチャープラント	55	0	1
窯業原料(うわ業原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	17	61
	水洗式分別施設	58、ロ	4	7
	酸処理施設	58、ハ	1	3
	脱水施設	58、ニ	2	6
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	5
	圧延施設	61、ハ	0	3
	焼入れ施設	61、ニ	1	2
	湿式集じん施設	61、ホ	0	5
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	2	14
	電解施設	62、ロ	2	31
	焼入れ施設	62、ハ	0	1
	水銀精製施設	62、ニ	1	0
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	22	89
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	湿式集じん施設	62、ヘ	4	22
	焼入れ施設	63、イ	51	78
	電解式洗浄施設	63、ロ	10	33
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	2	16
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	264	702
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	63の3	0	1
	ガス冷却洗浄施設	64、ロ	0	2
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	961	3,423
電気めつき	電気めつき施設	66	814	2,438
エチレンオキサライド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	1	3
旅館業	洗たく施設	66の3、ロ	1	0
洗たく業	洗浄施設	67	652	1,291
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	50	182
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	30	15
	洗浄施設	68の2、ロ	98	139
	入浴施設	68の2、ハ	26	8
と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設	69	0	1
中央卸売市場	卸売場	69の2、イ	1	0
	仲卸売場	69の2、ロ	3	1
自動車分解整備事業	洗車施設	70の2	3	1
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	2	4
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	861	3,203
	焼入れ施設	71の2、ロ	6	6
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	1	4
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	4	27
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	25	49
前各号を除く	洗浄施設	71の5	546	2,171
前各号を除く	蒸留施設	71の6	69	271
し尿処理	し尿処理施設	72	6	3
前2号を除く	排水処理施設	74	45	89
合計			5,084	16,122

注1)「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

注2)「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和元年度に法第3条第1項及び第8項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和元年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し累計している。

3) 法第3条第8項に基づく調査結果報告の届出面積

令和元年度に法第3条第8項に基づく調査結果が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表3-4に示す。届出面積は「900 m²以上 3,000 m²未満」、「3,000 m²以上 5,000 m²未満」、「5,000 m²以上 7,000 m²未満」の順に多かった。また、調査結果報告件数239件の平均面積は8,458 m²、中央値は3,832 m²、最大面積は419,852 m²であった。

表3-4 面積別の法第3条第8項に基づく調査結果報告件数（令和元年度）

届出面積(m ²)	調査結果報告件数			
		人為等由来 汚染調査	自然由来 汚染調査	水面埋立て土砂由来 汚染調査
0 < S < 900	5	5	0	0
900 ≤ S < 3,000	94	94	0	0
3,000 ≤ S < 5,000	47	47	0	1
5,000 ≤ S < 7,000	24	24	0	0
7,000 ≤ S < 10,000	21	21	0	0
10,000 ≤ S < 15,000	23	23	1	0
15,000 ≤ S < 30,000	18	18	0	0
30,000 ≤ S < 50,000	4	4	0	0
50,000 ≤ S < 100,000	2	2	0	0
100,000m ² 以上	1	1	0	0
小計	239	239	1	1
不明	0	0	0	0
合計	239	239	1	1
平均面積 (m ²)	8,458	8,458	12,529	4,637
中央面積(中央値) (m ²)	3,832	3,832	12,529	4,637
最大面積 (m ²)	419,852	419,852	12,529	4,637
合計面積 (m ²)	2,021,514	2,021,514	12,529	4,637

注1) 900 m²未満の面積における形質変更の届出理由の例

工事計画全体面積は900 m²以上であるが、一部の土地において工事工期にずれが生じ、その一部の土地から形質変更の届出が提出されたため、届出面積が900 m²未満となった。

注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

3.1.2 法第4条に基づく調査

法第4条調査の調査義務発生の契機となる形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数を表3-5に示す。令和元年度における法第4条第1項に基づく形質変更の届出件数は11,227件であり、うち、法第4条第3項に基づく調査命令の発出件数は79件であった。また、法第4条第2項に基づく調査結果報告件数は401件、うち、基準不適合の件数は141件、法第4条第3項に基づく調査結果報告件数は101件、うち、基準不適合の件数は32件であった。

表3-5 形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数

年度	形質変更の届出件数	調査命令発出件数	(件数)	
			第4条第2項調査結果報告件数	第4条第3項調査結果報告件数
平成22年度	10,815	270	-	226 (156)
平成23年度	9,525	180	-	199 (110)
平成24年度	9,949	126	-	143 (61)
平成25年度	10,848	142	-	150 (48)
平成26年度	10,602	164	-	154 (68)
平成27年度	10,650	118	-	130 (43)
平成28年度	10,946	118	-	119 (52)
平成29年度	10,741	154	-	170 (52)
平成30年度	10,800	91	354 (93)	106 (39)
令和元年度	11,227	79	401 (141)	101 (32)
合計	106,103	1,442	755 (234)	1,498 (661)

注1)「調査命令発出件数」は、当該年度に形質変更の届出がなされたもののうち、調査命令が発出された件数である。

注2) ()内の数値は、基準不適合の件数を示す。

注3)「調査結果報告件数」は、1つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含む。

令和元年度に法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表3-6に示す。届出面積は「3,000 m²以上 5,000 m²未満」、「5,000 m²以上 7,000 m²未満」、「15,000 m²以上 30,000 m²未満」の順に多かった。また、調査結果報告件数502件の平均面積は16,719 m²、中央値は6,017 m²、最大面積は744,210 m²であった。

表3-6 面積別の法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果報告件数（令和元年度）

届出面積 (m ²)	調査結果報告件数			
		人為等由来 汚染調査	自然由来 汚染調査	水面埋立て土砂由来 汚染調査
0 < S < 900	40	40	0	0
900 ≤ S < 3,000	62	62	1	0
3,000 ≤ S < 5,000	109	107	4	1
5,000 ≤ S < 7,000	67	66	2	0
7,000 ≤ S < 10,000	61	58	3	0
10,000 ≤ S < 15,000	42	42	1	0
15,000 ≤ S < 30,000	64	63	2	0
30,000 ≤ S < 50,000	29	27	2	0
50,000 ≤ S < 100,000	13	12	1	0
100,000m ² 以上	15	15	0	0
小計	502	492	16	1
不明	0	0	0	0
合計	502	492	16	1
平均面積 (m ²)	16,719	16,610	16,708	3,452
中央面積(中央値) (m ²)	6,017	5,987	7,502	3,452
最大面積 (m ²)	744,210	744,210	84,292	3,452
合計面積 (m ²)	8,393,075	8,172,031	267,332	3,452

注1) 3,000 m²未満の面積における形質変更の届出理由の例

工事計画全体面積は3,000 m²以上であるが、用地取得等に伴い一部の土地において工事工期にずれが生じ、その一部の土地から形質変更の届出が提出されたため、届出面積が3,000 m²未満となった。

注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

表 3-4 と表 3-6 を統合した、令和元年度に土地の形質の変更に伴う調査結果（法第 3 条第 8 項並びに法第 4 条第 2 項及び第 3 項に基づく調査結果）が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表 3-7 に示す。届出面積は「900 m²以上 3,000 m²未満」と「3,000 m²以上 5,000 m²未満」が同件数で最も多く、次に「5,000 m²以上 7,000 m²未満」が多かった。また、調査結果報告件数 741 件の平均面積は 14,218 m²、中央値は 5,350 m²、最大面積は 744,210 m²であった。

表 3-7 面積別の土地の形質の変更に伴う調査結果報告件数（令和元年度）

届出面積 (m ²)	調査結果報告件数			(件数)
		人為等由来 汚染調査	自然由来 汚染調査	水面埋立て土砂由来 汚染調査
0 < S < 900	45	45	0	0
900 ≤ S < 3,000	156	156	1	0
3,000 ≤ S < 5,000	156	154	4	2
5,000 ≤ S < 7,000	91	90	2	0
7,000 ≤ S < 10,000	82	79	3	0
10,000 ≤ S < 15,000	65	65	2	0
15,000 ≤ S < 30,000	82	81	2	0
30,000 ≤ S < 50,000	33	31	2	0
50,000 ≤ S < 100,000	15	14	1	0
100,000m ² 以上	16	16	0	0
小計	741	731	17	2
不明	0	0	0	0
合計	741	731	17	2
平均面積 (m ²)	14,218	14,114	16,462	4,045
中央面積(中央値) (m ²)	5,350	5,331	7,910	4,045
最大面積 (m ²)	744,210	744,210	84,292	4,637
合計面積 (m ²)	10,905,082	10,684,038	279,861	8,089

注) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

3.1.3 法第5条に基づく調査

令和元年度における法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果の報告件数を表3-8に示す。調査結果の報告件数は0件であった。

表3-8 法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果報告件数

(件数：複数回答有)

法第5条調査命令の発出契機	調査結果報告件数		調査結果									
			基準不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業など (第三種) 不適合		複合汚染	
	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌汚染調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく土壌汚染調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌汚染調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例件数	0	(6)	0	(4)	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注) () 内の数値は、法施行日(平成15年2月15日)からの累計件数である。

3.1.4 深さの限定を行った事例

令和元年度における法第3条第8項、法第4条第2項及び第3項に基づく調査において、深さの限定を行った報告件数を表3-9に示す。

表3-9 深さの限定を行った件数(令和元年度)

(深さの限定を行った件数：複数回答有)

深さの限定の有無		法第3条 第8項調査	法第4条 第2、3項調査	合計
深さの限定を行った	試料採取等の対象としなかった 単位区画がある	2	6	8
	試料採取の対象としなかった 土壌がある	14	9	23
深さの限定を行わなかった		224	488	712
合計		240	503	743
調査結果報告件数		239	502	741

3.1.5 調査の省略を行った事例

令和元年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-10に示す。

表3-10 調査を省略した段階別件数（令和元年度）

調査を省略した段階						(件数)
	法第3条調査	法第4条調査	法第5条調査	法第14条調査	処理業省令第13条調査	合計
特定有害物質の種類を省略	3	4	0	13	1	21
おそれの区分の分類を省略	1	3	0	3	0	7
試料採取等を行う区画の選定を省略	4	1	0	15	1	21
試料採取等を行う区画の選定後に省略	6	1	0	16	0	23
試料採取等の実施を省略	36	8	0	13	0	57
うち土壌ガス調査又は地下水調査	7	1	0	2	0	10
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	8	4	0	6	0	18
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	21	3	0	5	0	29
合計	50	17	0	60	2	129
調査結果報告件数	510	502	0	243	2	1257

3.1.6 試料採取等対象物質

令和元年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査の試料採取等対象物質を表3-11に示す。VOCでは「ベンゼン」、「1,1-ジクロロエチレン」、「クロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。農薬等では「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

表3-11 調査の契機別の試料採取等対象物質

調査の契機	VOC(第一種)													重金属等(第二種)										農薬等(第三種)						(件数：複数回答有)
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・三ジクロロエタン	一・一・二ジクロロエチレン	一・二・二ジクロロエチレン	一・一・一・二ジクロロエチレン	一・二・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物		
法第3条調査	328	190	181	329	292	74	121	284	251	231	139	316	262	217	313	272	212	40	174	319	217	332	336	84	80	92	145	105		
法第4条調査	238	197	192	237	205	59	143	248	191	200	162	225	312	195	280	243	229	48	179	349	231	282	270	76	75	85	155	90		
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
法第14条申請	93	96	94	102	78	57	88	106	94	93	90	100	133	121	150	125	127	49	125	195	176	176	132	47	47	48	79	52		
処理業省令第13条調査	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
令和元年度	661	485	469	670	577	191	354	640	538	526	393	643	709	535	745	642	570	137	480	865	626	792	740	209	204	227	381	249		
累計	1,425	2,982	2,838	4,482	577	3,900	2,409	3,749	3,746	3,246	2,550	4,389	4,100	3,526	5,247	4,389	3,743	1,416	3,145	5,761	4,107	5,200	4,817	1,305	1,293	1,364	2,363	1,490		

注) 累計は、法施行日（平成15年2月15日）からの数値である。ただし、処理業省令第13条に基づく調査における試料採取等対象物質の件数は令和元年度より計上している。

(続き)

(試料採取等対象物質の件数：複数回答有)

業種区分(日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類希望・分類番号)	調査結果 報告件数 (R1)		VOC(第一種)																重金属等(第二種)										農薬等(第三種)			
			クロロエチレン	四塩化炭素	一・一ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロエチレン	一・二ジクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	カドミウム及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物		
			件数	%																												
M 飲食店、宿泊業M 宿泊業、飲食サービス業	3	0.2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
75 宿泊業	3	0.2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
N 生活関連サービス業、娯楽業	61	4.9	52	6	7	54	48	6	6	8	54	10	7	51	10	4	4	3	3	0	3	5	5	4	6	1	1	1	3	1		
78 洗濯・理容・美容・浴場業	52	4.1	48	4	5	50	45	6	4	5	51	7	5	48	7	1	2	1	1	0	1	3	1	2	1	0	0	0	1	0		
79 その他の生活関連サービス業	5	0.4	2	1	1	2	1	0	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1		
80 娯楽業	4	0.3	2	1	1	2	2	0	1	1	2	1	1	2	2	2	1	1	1	0	1	1	3	1	1	0	0	0	1	0		
O 教育、学習支援業	39	3.1	20	25	23	19	18	7	14	25	17	17	14	19	28	27	31	31	32	3	23	33	23	27	29	10	10	10	11	13		
81 学校教育	37	2.9	20	25	23	19	18	7	14	25	17	17	14	19	28	27	30	31	31	3	23	32	22	27	29	10	10	10	11	13		
82 その他の教育、学習支援業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
P 医療、福祉	49	3.9	13	14	11	14	14	2	10	20	13	11	12	14	22	19	30	36	41	5	22	24	23	32	36	5	5	5	10	6		
83 医療業	46	3.7	12	13	11	13	13	2	10	20	12	11	11	13	21	17	29	34	39	4	21	22	22	30	34	5	5	5	10	6		
84 保健衛生	3	0.2	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	2	1	2	2	1	1	2	1	2	2	0	0	0	0	0		
R サービス業(他に分類されないもの)	22	1.8	8	9	7	8	7	2	7	10	8	8	7	8	14	8	13	10	8	2	8	17	11	9	14	5	5	5	7	6		
88 廃棄物処理業	9	0.7	4	6	4	4	3	2	4	6	4	4	4	6	4	6	6	6	4	1	4	4	6	4	6	3	3	3	5	4		
89 自動車整備業	10	0.8	2	1	1	2	2	0	1	1	2	2	1	2	6	2	5	2	2	1	2	10	2	2	5	0	0	0	0	0		
92 その他の事業サービス業	2	0.2	1	1	1	1	1	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1		
95 その他のサービス業	1	0.1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
S 公務(他に分類されるものを除く)	70	5.6	19	21	16	18	18	6	14	23	16	17	16	17	40	29	31	27	27	10	25	48	35	33	29	9	9	9	17	11		
97 国家公務	10	0.8	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	7	3	3	3	3	1	3	7	4	3	3	1	1	1	3	1		
98 地方公務	60	4.8	16	18	13	15	16	4	11	20	13	14	13	14	33	26	28	24	24	9	22	41	31	30	26	8	8	8	14	10		
T 分類不能の産業	4	0.3	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	2	2	3	2	1	1	1	1	1		
99 分類不能の産業	4	0.3	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	2	2	3	2	1	1	1	1	1		
不明	375	29.8	39	35	39	40	32	12	31	41	35	37	34	40	46	36	50	44	41	6	38	50	45	52	46	21	20	21	25	21		
合計	1257	100.0	520	353	348	515	445	139	253	478	407	399	283	500	530	387	552	476	414	87	339	628	447	584	559	160	156	178	268	206		

注1) 合計値や内訳の割合(%)については、小数点第二位を四捨五入し表示しているため、表記上の合計値等が合わない場合がある。

注2) 令和元年度に法第3条、法第4条、法第5条、法第14条、処理業省令第13条に基づく調査の対象となった試料採取等対象物質であって、業種区分について回答があったものを抜粋し集計している。

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数

令和元年度に指定された要措置区域等の指定件数を調査の契機別及び特定有害物質の種類別に表 3-13 及び図 3-1 に示す。VOCのみ基準不適合の件数は 24 件、重金属等のみ基準不適合の件数は 394 件、農薬等のみ基準不適合の件数は 0 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか 2 種類以上の基準不適合）の件数は 73 件であった。

表 3-13 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和元年度）

区域指定に至る調査の契機	(件数)						
	要措置区域指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第3条	25	129	154	16	114	0	24
法第4条	14	130	144	5	123	0	16
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	12	163	175	3	145	0	27
法第3条・法第14条	1	10	11	0	8	0	3
法第4条・法第14条	0	5	5	0	4	0	1
処理業省令第13条	0	2	2	0	0	0	2
合計	52	439	491	24	394	0	73

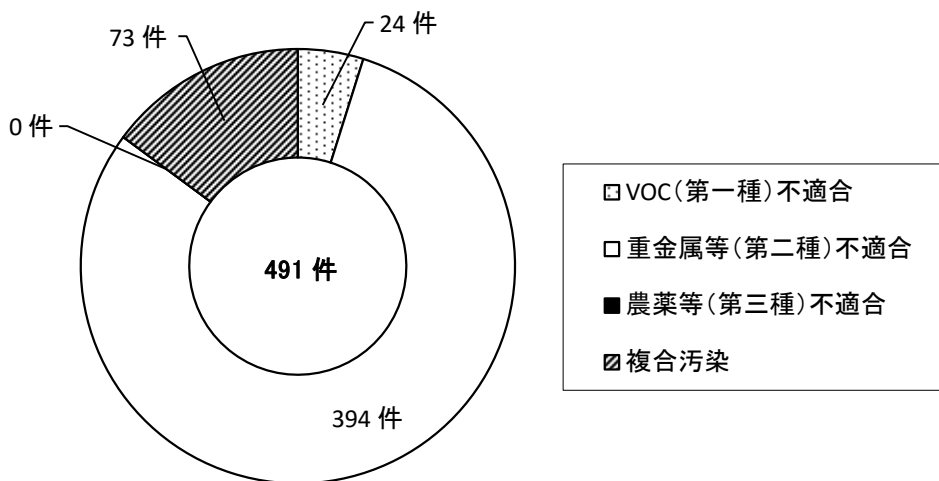


図 3-1 特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和元年度）

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

令和元年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表 3-14 に示す。
要措置区域等の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 3-14 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数（令和元年度）

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染	
北海道地区	北海道	3	0	1	1	0	1	0	0
	札幌市	11	1	7	8	1	7	0	0
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	3	1	0	1	1	0	0	0
	計	17	2	8	10	2	8	0	0
東北地区	青森県	0	0	0	0	0	0	0	0
	青森市	7	0	6	6	0	6	0	0
	八戸市	1	0	0	0	0	0	0	0
	岩手県	6	0	2	2	0	1	0	1
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	2	0	0	0	0	0	0	0
	仙台市	11	2	4	6	0	6	0	0
	秋田県	3	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	1	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	7	0	1	1	0	1	0	0
	山形市	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島県	10	2	1	3	2	1	0	0
	福島市	3	0	1	1	0	1	0	0
	郡山市	4	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	1	0	1	1	1	0	0	0	
計	56	4	16	20	3	16	0	1	
関東地区	茨城県	22	2	5	7	0	6	0	1
	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	つくば市	17	0	1	1	0	1	0	0
	栃木県	8	1	4	5	0	5	0	0
	宇都宮市	9	0	2	2	0	0	0	2
	群馬県	18	0	3	3	0	3	0	0
	前橋市	1	0	1	1	1	0	0	0
	高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	2	0	0	0	0	0	0	0
	太田市	5	0	2	2	0	2	0	0
	埼玉県	30	1	5	6	0	5	0	1
	さいたま市	3	1	3	4	1	2	0	1
	川越市	3	0	0	0	0	0	0	0
	川口市	3	0	5	5	0	5	0	0
	所沢市	2	0	0	0	0	0	0	0
	草加市	2	0	2	2	0	2	0	0
	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊谷市	1	0	0	0	0	0	0	0
	千葉県	21	0	9	9	0	9	0	0
	千葉市	6	0	1	1	0	1	0	0
	市川市	2	0	1	1	0	1	0	0
	船橋市	2	0	0	0	0	0	0	0
	松戸市	4	2	2	4	1	3	0	0
	柏市	2	0	0	0	0	0	0	0
	市原市	5	0	3	3	0	2	0	1
	東京都	172	9	71	80	4	62	0	14
	八王子市	6	0	2	2	0	2	0	0
	町田市	1	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	15	1	6	7	0	7	0	0
横浜市	56	1	16	17	2	8	0	7	
川崎市	21	0	7	7	0	4	0	3	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染	
関東地区	相模原市	13	0	0	0	0	0	0	0
	横須賀市	3	0	2	2	0	2	0	0
	厚木市	1	0	0	0	0	0	0	0
	平塚市	11	0	1	1	0	1	0	0
	藤沢市	10	0	2	2	0	2	0	0
	小田原市	4	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	5	0	3	3	0	3	0	0
	大和市	2	1	1	2	0	0	0	2
	新潟県	11	1	3	4	1	3	0	0
	新潟市	9	0	6	6	0	5	0	1
	長岡市	1	0	0	0	0	0	0	0
	上越市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山梨県	6	0	2	2	1	1	0	0
	甲府市	1	0	0	0	0	0	0	0
	静岡県	25	1	7	8	1	6	0	1
	静岡市	4	0	1	1	0	1	0	0
	浜松市	4	0	0	0	0	0	0	0
	沼津市	0	0	0	0	0	0	0	0
	富士市	2	0	2	2	0	1	0	1
計	551	21	181	202	12	155	0	35	
中部地区	富山県	3	2	0	2	0	2	0	0
	富山市	5	0	1	1	0	1	0	0
	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福井県	6	0	4	4	0	4	0	0
	福井市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野県	7	1	3	4	1	3	0	0
	長野市	2	0	0	0	0	0	0	0
	松本市	6	0	1	1	0	1	0	0
	岐阜県	9	1	1	2	0	2	0	0
	岐阜市	3	1	0	1	0	0	0	1
	愛知県	37	1	10	11	0	10	0	1
	名古屋市	37	3	18	21	0	17	0	4
	豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡崎市	6	0	0	0	0	0	0	0
	一宮市	1	0	0	0	0	0	0	0
	春日井市	3	0	2	2	0	0	0	2
	豊田市	3	0	0	0	0	0	0	0
	三重県	14	0	2	2	0	0	0	2
	四日市市	1	0	0	0	0	0	0	0
計	144	9	43	52	1	41	0	10	
近畿地区	滋賀県	30	0	6	6	0	6	0	0
	大津市	1	0	1	1	0	1	0	0
	京都府	12	0	4	4	0	4	0	0
	京都市	9	6	7	13	0	11	0	2
	大阪府	22	0	11	11	1	10	0	0
	大阪市	44	0	30	30	0	28	0	2
	堺市	12	0	4	4	0	4	0	0
	岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0
	吹田市	10	0	3	3	0	3	0	0
	高槻市	8	0	4	4	0	3	0	1
	枚方市	5	0	3	3	0	3	0	0
	茨木市	3	0	1	1	0	1	0	0
	八尾市	2	0	1	1	0	1	0	0
	寝屋川市	3	0	2	2	1	1	0	0
	東大阪市	4	0	5	5	0	4	0	1
	兵庫県	14	0	9	9	0	7	0	2
	神戸市	8	0	6	6	0	6	0	0
	姫路市	18	0	9	9	0	9	0	0
尼崎市	10	0	3	3	0	2	0	1	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染	
近畿地区	明石市	6	0	1	1	0	1	0	0
	西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0
	加古川市	4	0	2	2	0	2	0	0
	宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良市	2	0	1	1	0	0	0	1
	和歌山県	8	0	3	3	0	3	0	0
	和歌山市	3	0	1	1	0	1	0	0
計	238	6	117	123	2	111	0	10	
中国 四国地区	鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0
	島根県	0	0	0	0	0	0	0	0
	松江市	3	0	0	0	0	0	0	0
	岡山県	6	2	0	2	0	2	0	0
	岡山市	9	0	6	6	0	5	0	1
	倉敷市	7	1	2	3	1	1	0	1
	広島県	11	0	2	2	0	2	0	0
	広島市	14	1	1	2	0	2	0	0
	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0
	福山市	3	0	0	0	0	0	0	0
	山口県	28	1	11	12	1	9	0	2
	下関市	1	0	1	1	0	1	0	0
	徳島県	8	0	0	0	0	0	0	0
	徳島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	香川県	7	0	1	1	0	0	0	1
	高松市	2	0	1	1	0	1	0	0
	愛媛県	12	0	4	4	0	3	0	1
	松山市	5	1	2	3	0	1	0	2
	高知県	0	0	1	1	0	1	0	0
高知市	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	118	6	32	38	2	28	0	8	
九州地区	福岡県	8	0	2	2	0	2	0	0
	北九州市	26	0	10	10	0	5	0	5
	福岡市	30	1	3	4	1	3	0	0
	久留米市	5	1	4	5	0	3	0	2
	佐賀県	3	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀市	3	0	1	1	0	1	0	0
	長崎県	1	0	1	1	0	1	0	0
	長崎市	4	0	1	1	0	0	0	1
	佐世保市	7	0	3	3	1	2	0	0
	熊本県	9	0	2	2	0	2	0	0
	熊本市	9	1	5	6	0	5	0	1
	大分県	4	0	1	1	0	1	0	0
	大分市	1	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎県	8	0	6	6	0	6	0	0
	宮崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	2	1	1	2	0	2	0	0
	鹿児島市	4	0	0	0	0	0	0	0
	沖縄県	7	0	1	1	0	1	0	0
	那覇市	1	0	1	1	0	1	0	0
	計	133	4	42	46	2	35	0	9
合計	1257	52	439	491	24	394	0	73	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 「調査結果報告件数」は、法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に関する件数である。

注3) 要措置区域等指定件数は、法第3条調査及び法第14条調査、法第4条調査及び法第14条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

3.2.2 要措置区域等における基準不適合物質

令和元年度に指定された要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表3-15、図3-2及び図3-3に示す。VOCでは「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「クロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。累計においては、VOCでは「テトラクロロエチレン」と「トリクロロエチレン」が同件数で最も多く、次に「シス-1,2-ジクロロエチレン」が多かった。重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表 3-15 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

要措置区域等指定件数 ・ 区域指定に至る基準不適合の契機		特定有害物質																											
		VOC(第一種)													重金属等(第二種)							農薬等(第三種)							
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
要措置区域指定件数	R1	2	1	1	2	4	2	0	0	11	2	1	9	2	2	22	3	4	0	3	25	13	13	6	0	0	0	1	0
	累計	(12)	(5)	(2)	(27)	(4)	(84)	(1)	(6)	(158)	(13)	(2)	(132)	(38)	(22)	(220)	(44)	(47)	(0)	(23)	(260)	(162)	(251)	(83)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
形質変更時 要届出区域指定件数	R1	34	19	17	21	24	28	16	16	36	20	17	36	29	23	88	39	46	0	34	270	193	205	52	12	11	11	16	11
	累計	(73)	(84)	(84)	(134)	(24)	(262)	(72)	(91)	(287)	(98)	(79)	(308)	(196)	(181)	(745)	(408)	(454)	(21)	(254)	(2,668)	(1,529)	(1,871)	(439)	(41)	(38)	(37)	(70)	(40)
指定件数	R1	36	20	18	23	28	30	16	16	47	22	18	45	31	25	110	42	50	0	37	295	206	218	58	12	11	11	17	11
	累計	(85)	(90)	(87)	(172)	(28)	(404)	(73)	(109)	(515)	(113)	(82)	(515)	(238)	(209)	(1,097)	(503)	(525)	(22)	(281)	(3,054)	(1,727)	(2,228)	(588)	(41)	(38)	(37)	(72)	(40)
土壌溶出量	R1	33	20	17	19	24	26	16	16	45	17	15	38	24	24	110	42	48	0	37	183	200	217	58	12	11	11	17	11
	累計	(77)	(76)	(67)	(121)	(24)	(389)	(58)	(85)	(461)	(77)	(58)	(430)	(208)	(185)	(1,053)	(475)	(499)	(5)	(262)	(2,370)	(1,717)	(2,212)	(562)	(38)	(35)	(34)	(65)	(37)
土壌含有量	R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	18	17	26	0	14	225	29	47	17	—	—	—	—	—
	累計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(150)	(462)	(283)	(320)	(1)	(151)	(2,647)	(776)	(1,026)	(311)	—	—	—	—	—
土壌ガス調査	R1	19	14	14	16	19	19	13	12	24	18	16	31	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	累計	(22)	(43)	(39)	(95)	(19)	(212)	(33)	(47)	(263)	(64)	(41)	(271)	(141)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1) 指定件数の累計には平成 15 年施行法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計と一致しない。

注 2) 1 件の事例で同一の特定有害物質であっても、①土壌溶出量が基準不適合であって、土壌ガス調査においても検出された場合や、②土壌溶出量、土壌含有量ともに基準不適合であった場合があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の合計は、指定件数と一致しない。

注 3) 1 つの指定区域に対し、複数の調査結果が報告された事例があるため、指定件数よりも土壌溶出量、土壌含有量及び土壌ガス調査のそれぞれの件数が大きくなる場合がある。

(複数回答有)

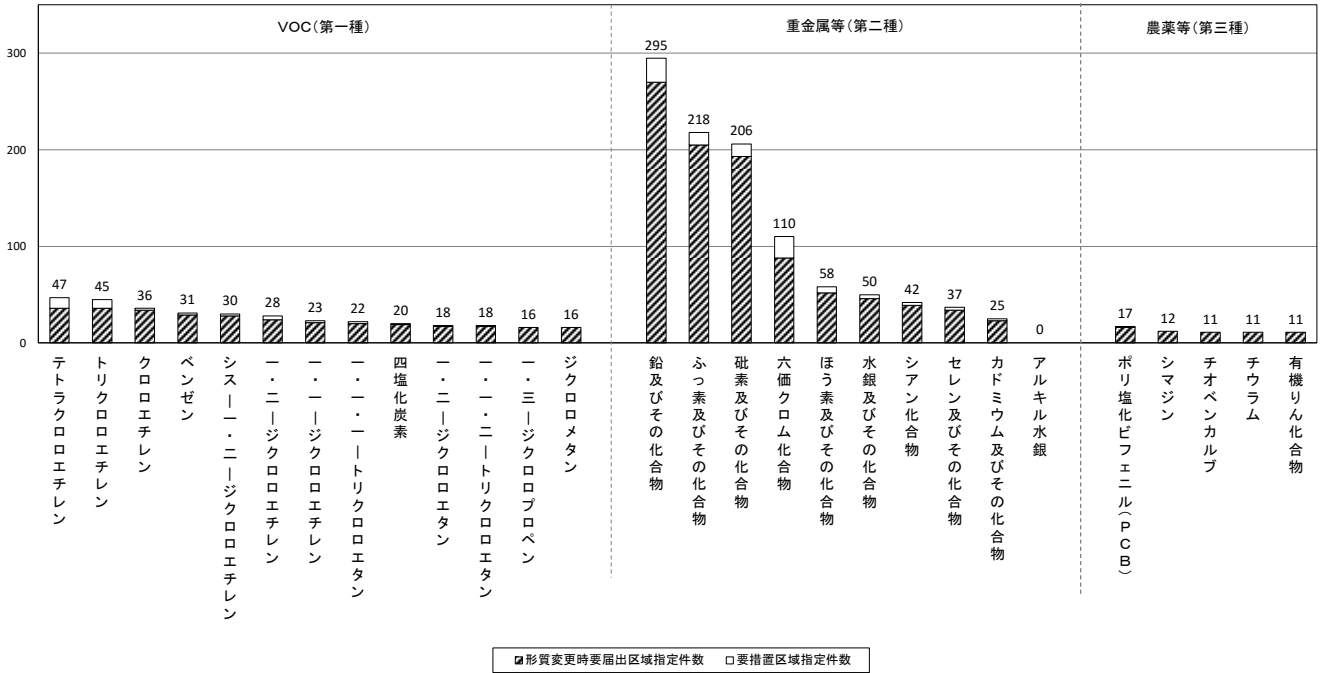


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (令和元年度)

(複数回答有)

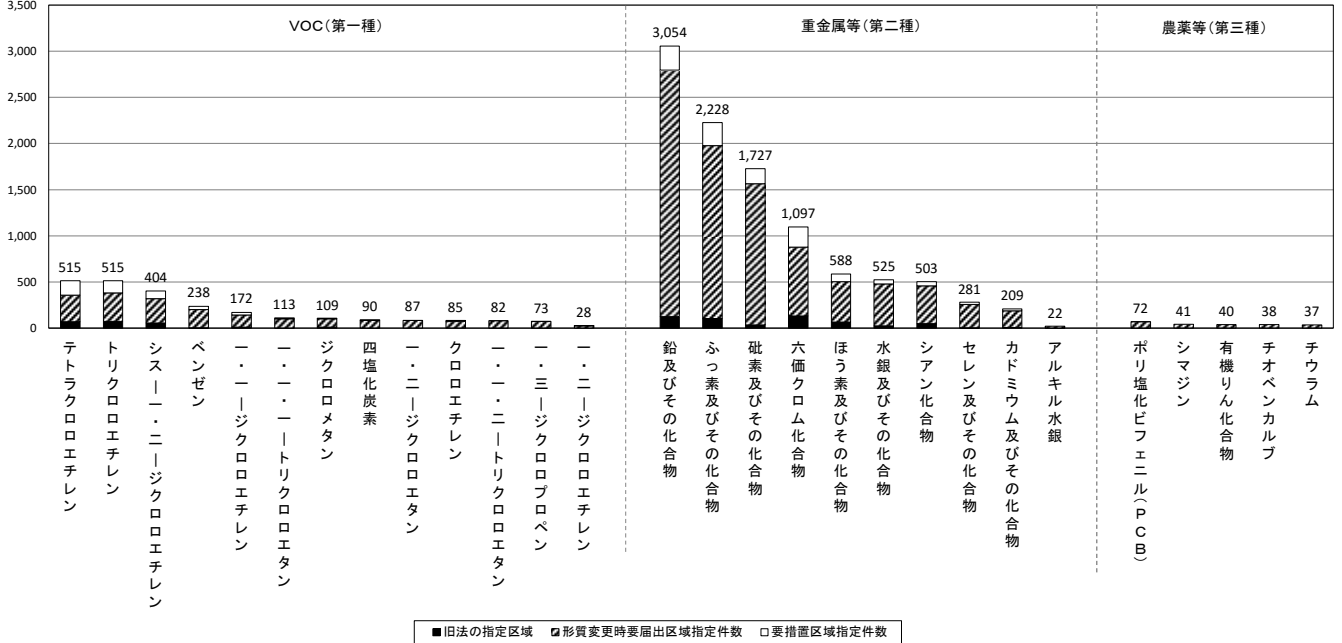


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)

3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

令和元年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）を表 3-17 から表 3-19 及び図 3-4 から図 3-6 に示す。

1) 基準不適合面積

令和元年度に指定された要措置区域等の基準不適合面積について、表 3-17 及び図 3-4 に示す。基準不適合面積は「200 m²以上 500 m²未満」、「1,000 m²以上 3,000 m²未満」、「100 m²以上 200 m²未満」の順に多かった。

表 3-17 基準不適合面積（令和元年度）

基準不適合面積 (m ²)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0 ≤ s < 20	1	2%	16	4%	17	3%	0	0%	12	3%	0	0%	5	7%
20 ≤ s < 50	3	6%	9	2%	12	2%	2	8%	9	2%	0	0%	1	1%
50 ≤ s < 100	3	6%	29	7%	32	7%	2	8%	27	7%	0	0%	3	4%
100 ≤ s < 200	15	29%	59	14%	74	15%	7	29%	62	16%	0	0%	5	7%
200 ≤ s < 500	13	25%	81	19%	94	19%	7	29%	79	20%	0	0%	8	11%
500 ≤ s < 1,000	7	13%	61	14%	68	14%	4	17%	58	15%	0	0%	6	8%
1,000 ≤ s < 3,000	5	10%	72	16%	77	16%	2	8%	62	16%	0	0%	13	18%
3,000 ≤ s < 5,000	3	6%	36	8%	39	8%	0	0%	29	7%	0	0%	10	14%
5,000 ≤ s < 10,000	1	2%	36	8%	37	8%	0	0%	30	8%	0	0%	7	10%
10,000m ² 以上	1	2%	38	9%	39	8%	0	0%	24	6%	0	0%	15	21%
小計	52	-	437	-	489	-	24	-	392	-	0	-	73	-
不明件数	0	-	2	-	2	-	0	-	2	-	0	-	0	-
回答事例数	52	-	439	-	491	-	24	-	394	-	0	-	73	-
平均面積(m ²)	968		4,853		4,440		355		2,987		0		13,585	
最大面積(m ²)	11,808		212,070		212,070		1,575		105,070		0		212,070	
合計面積(m ²)	50,316		2,120,884		2,171,200		8,513		1,170,997		0		991,690	

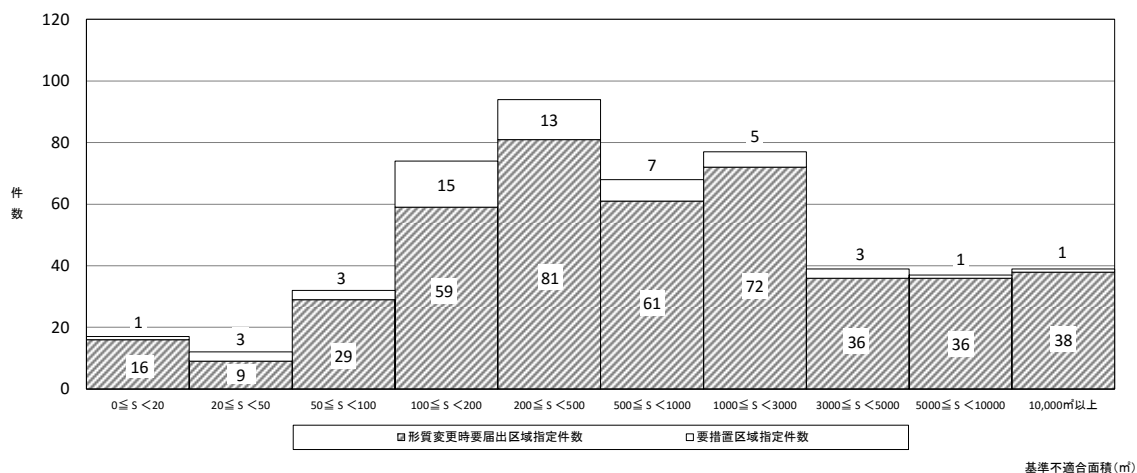


図 3-4 基準不適合面積（令和元年度）

2) 汚染到達深度

令和元年度に指定された要措置区域等の汚染到達深度について、表 3-18 及び図 3-5 に示す。汚染到達深度は「0.5m以上 1 m未満」、「1 m以上 2 m未満」、「2 m以上 3 m未満」の順に多かった。

表 3-18 汚染到達深度（令和元年度）

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0 ≤ D < 0.5	2	5%	1	0%	3	1%	1	7%	1	0%	0	0%	1	3%
0.5 ≤ D < 1	8	20%	53	23%	61	23%	4	27%	55	25%	0	0%	2	6%
1 ≤ D < 2	9	22%	48	21%	57	21%	3	20%	49	22%	0	0%	5	15%
2 ≤ D < 3	7	17%	43	19%	50	19%	1	7%	43	20%	0	0%	6	18%
3 ≤ D < 4	5	12%	19	8%	24	9%	0	0%	19	9%	0	0%	5	15%
4 ≤ D < 5	2	5%	14	6%	16	6%	1	7%	10	5%	0	0%	5	15%
5 ≤ D < 10	7	17%	33	15%	40	15%	3	20%	30	14%	0	0%	7	21%
10 ≤ D < 15	0	0%	11	5%	11	4%	1	7%	7	3%	0	0%	3	9%
15m 以上	1	2%	5	2%	6	2%	1	7%	5	2%	0	0%	0	0%
小計	41	-	227	-	268	-	15	-	219	-	0	-	34	-
不明件数	11	-	212	-	223	-	9	-	175	-	0	-	39	-
回答事例数	52	-	439	-	491	-	24	-	394	-	0	-	73	-
平均深度(m)	2.9		3.1		3.1		3.7		2.9		0.0		4.1	
最深深度(m)	16.0		26.0		26.0		16.0		26.0		0.0		13.0	
合計深度	119.0		710.0		829.0		56.0		634.0		0.0		139.0	

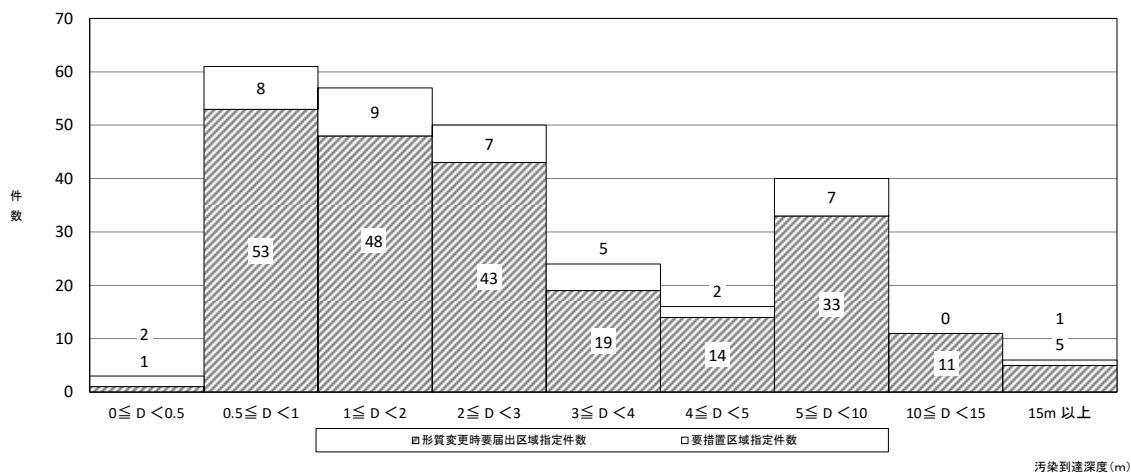


図 3-5 汚染到達深度（令和元年度）

3) 基準不適合土量

令和元年度に指定された要措置区域等の基準不適合土量について、表 3-19 及び図 3-6 に示す。基準不適合土量は「200 m³以上 500 m³未満」、「100 m³以上 200 m³未満」、「1,000 m³以上 3,000 m³未満」の順に多かった。

表 3-19 基準不適合土量（令和元年度）

基準不適合土量 (m ³)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0 ≤ V < 50	4	14%	14	11%	18	12%	4	36%	14	11%	0	0%	0	0%
50 ≤ V < 100	4	14%	12	10%	16	11%	1	9%	14	11%	0	0%	1	8%
100 ≤ V < 200	6	21%	22	18%	28	18%	1	9%	25	20%	0	0%	2	15%
200 ≤ V < 500	6	21%	32	26%	38	25%	4	36%	29	23%	0	0%	5	38%
500 ≤ V < 1,000	1	3%	13	11%	14	9%	0	0%	14	11%	0	0%	0	0%
1,000 ≤ V < 3,000	6	21%	16	13%	22	14%	0	0%	20	16%	0	0%	2	15%
3,000 ≤ V < 5,000	0	0%	4	3%	4	3%	0	0%	2	2%	0	0%	2	15%
5,000 ≤ V < 10,000	2	7%	4	3%	6	4%	1	9%	5	4%	0	0%	0	0%
10,000m ³ 以上	0	0%	6	5%	6	4%	0	0%	5	4%	0	0%	1	8%
小計	29	-	123	-	152	-	11	-	128	-	0	-	13	-
不明件数	23	-	316	-	339	-	13	-	266	-	0	-	60	-
回答事例数	52	-	439	-	491	-	24	-	394	-	0	-	73	-
平均土量 (m ³)	983		2,237		1,997		781		2,106		0		1,953	
最大土量 (m ³)	8,250		76,154		76,154		7,263		76,154		0		12,000	
合計土量 (m ³)	28,495		275,102		303,597		8,586		269,621		0		25,390	

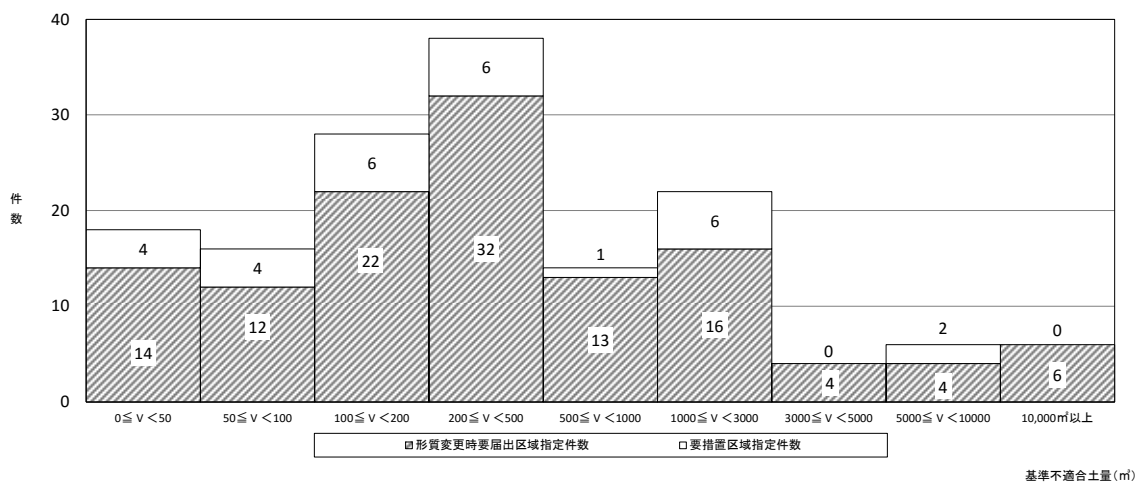


図 3-6 基準不適合土量（令和元年度）

3.2.5 摂取経路ごとの土壌汚染の状況と到達距離の設定状況

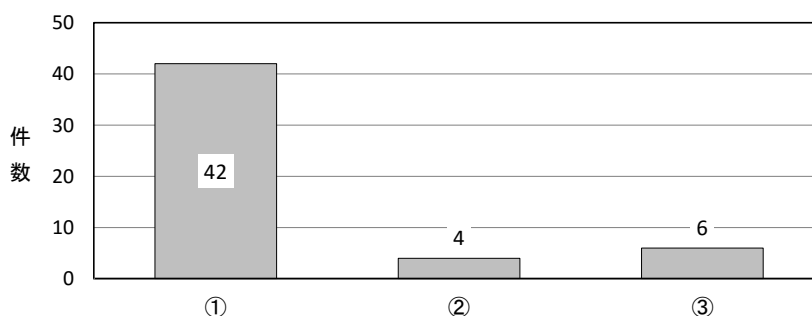
令和元年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表 3-20 及び図 3-7 に示す。土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 42 件であり、うち、摂取経路が「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 41 件（98%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 4 件であった。土壌溶出量基準、土壌含有量基準いずれにも不適合である件数は 6 件であり、うち、摂取経路が「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 5 件（83%）であった。

なお、地下水汚染が到達する可能性のある距離（到達距離）の設定にあたって、採用した値を表 3-21 に示す。

表 3-20 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況（令和元年度）

(件数：複数回答有)

摂取経路・土壌汚染の状況	要措置区域 指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例	42	10	25	0	7
周辺での地下水の飲用利用等がある	41	9	25	0	7
水道事業用の井戸がある	3	3	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
② 土壌含有量基準のみ不適合の事例	4	0	3	0	1
当該土地に人が立ち入ることができる	4	0	3	0	1
その他	1	0	1	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準いずれにも不適合の事例	6	0	4	0	2
周辺での地下水の飲用利用等がある	5	0	3	0	2
水道事業用の井戸がある	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	1	0	1	0	0
公共用水域がある	1	0	1	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
回答事例数	52	10	32	0	10



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準のみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準、土壌含有量基準いずれにも不適合の事例

図 3-7 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分（令和元年度）

表 3-21 到達距離の設定に採用した値（令和元年度）

到達距離	件数
環境省計算ツールによる算出値	5
一般値	46
地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づいた値	1

3.2.6 措置実施者及び費用負担者、土地所有者

令和元年度に指定された要措置区域において、指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係を表 3-22 に示す。指示を受けた者のうち「土地所有者（かつ汚染原因者でない）」が 31 件（52%）と最も多かった。また、措置実施者としては「土地所有者（かつ汚染原因者でない）」が 30 件（50%）と最も多かった。さらに、費用負担者としても「土地所有者（かつ汚染原因者でない）」が 25 件（42%）と最も多かった。

表 3-22 指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係（令和元年度）

(件数：複数回答有)

対象者	土地所有者 (かつ汚染原因者である)	土地所有者 (かつ汚染原因者でない)	土地所有者 (汚染原因者かどうかは不明)	管理者又は占有者 (かつ汚染原因者である)	管理者又は占有者 (かつ汚染原因者でない)	管理者又は占有者 (汚染原因者かどうかは不明)	汚染原因者 (左記以外)	不明	合計
指示を受けた者	21	31	2	2	2	0	2	-	60
措置実施者	21	30	2	3	2	0	2	0	60
費用負担者	17	25	1	3	1	0	2	11	60

注)「指示を受けた者」の件数は、区域の指定時に複数になることがあるため、指定区域数と一致しない場合がある。

3.2.7 汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況

令和元年度における汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況を表 3-23 に示す。提出された汚染除去等計画書 42 件のうち、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定した件数は 0 件であった。

表 3-23 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況（令和元年度）

項目	件数
汚染除去等計画書の提出	42
目標土壌溶出量 目標地下水濃度の設定	有 0 無 42

4. 措置事例

4.1 地下水汚染の有無

令和元年度に指定された要措置区域における地下水汚染の有無を表 4-1 に示す。地下水汚染のある要措置区域は 10 件（19%）であった。

表 4-1 要措置区域における地下水汚染の有無（令和元年度）

地下水汚染の有無	要措置区域 指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
地下水汚染がある	10	4	4	0	2
地下水汚染がない	42	6	28	0	8
合計	52	10	32	0	10

4.2 指示措置の内容

令和元年度に提出された 42 件の汚染除去等計画書に基づいた要措置区域における指示措置の内容の件数を表 4-2 に示す。地下水等の摂取によるリスクに対する指示措置は「地下水の水質の測定」が最も多く、直接摂取によるリスクに対する指示措置は「盛土」のみであった。

また、同計画書に基づいた指示措置と実施措置の関係を表 4-3 及び表 4-4 に示す。地下水等の摂取によるリスクにおいて、指示措置が「地下水の水質の測定」の場合、実施措置は「掘削除去」を行う事例が最も多かった。直接摂取によるリスクにおいても、実施措置は「掘削除去」を行う事例が最も多かった。

表 4-2 指示措置の内容

指示措置		措置の 指示件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
				R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計
		R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計
地下水等 の摂取 による リスク	地下水の水質の測定	35	(495)	5	(83)	21	(350)	0	(0)	9	(62)
	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	6	(127)	3	(66)	2	(24)	0	(0)	1	(37)
	遮断工封じ込め	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	合計	41	(623)	8	(149)	23	(374)	0	(0)	10	(100)
直接 摂取 による リスク	盛土	4	(36)	-	-	1	(30)	-	-	3	(6)
	土壌入換え	0	(6)	-	-	0	(6)	-	-	0	(0)
	土壌汚染の除去	0	(18)	-	-	0	(16)	-	-	0	(2)
	合計	4	(60)	-	-	1	(52)	-	-	3	(8)

注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることがあるため、「指示措置の件数」は汚染除去等計画書の提出件数と一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」である。

注 3) () 内の数値は、平成 22 年度からの累計件数である。

表 4-3 地下水等の摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	実施措置		地下水の水質の測定		原位置封じ込め		遮水工封じ込め		地下水汚染の拡大の防止		土壌汚染の除去				遮断工封じ込め		不溶化				未実施・未報告
	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	掘削除去		原位置浄化による除去		R1	累計	原位置不溶化		不溶化埋め戻し		
											R1	累計	R1	累計			R1	累計	R1	累計	
地下水の水質の測定	35	(495)	11	(132)	1	(3)	0	(0)	1	(1)	24	(289)	1	(19)	0	(0)	2	(3)	0	(3)	1
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	6	(127)	2	(15)	1	(3)	0	(1)	2	(12)	2	(41)	1	(41)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0
遮断工封じ込め	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0

注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施措置の件数」は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

表 4-4 直接摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	実施措置		舗装		立入禁止		土壌入れ替え				盛土		土壌汚染の除去				未実施・未報告
	R1	累計	R1	累計	R1	累計	区域外土壌入れ替え		区域内土壌入れ替え		R1	累計	掘削除去		原位置浄化による除去		
							R1	累計	R1	累計			R1	累計	R1	累計	
盛土	4	(36)	2	(9)	0	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(4)	4	(16)	0	(1)	0
土壌入れ替え	0	(6)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0
土壌汚染の除去	0	(18)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(17)	0	(0)	0

注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施措置の件数」は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

4.3 実施措置の種類

令和元年度に提出された工事完了報告書、実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書に基づいた実施措置の種類を指定に係る特定有害物質の種類別に表 4-5 に示す。実施措置の種類は「掘削除去」、「舗装」、「地下水の水質の測定」の順に多かった。

表 4-5 実施措置の種類

(件数：複数回答有)

実施措置の種類		要措置区域 実施措置実施件数		形質変更時 要届出区域 実施措置実施件数		実施措置実施件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		
		R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	
		実施措置が実施された 区域等														
地下水等の リスク の 拮 据 に よ る	地下水の水質の測定	14	(233)	19	(261)	33	(494)	4	(55)	24	(372)	0	(0)	5	(67)	
	原位置封じ込め	2	(10)	2	(10)	4	(20)	0	(1)	1	(8)	0	(0)	3	(11)	
	遮水工封じ込め	0	(4)	2	(8)	2	(12)	0	(2)	2	(6)	0	(0)	0	(4)	
	地下水汚染の拡大の防止	4	(22)	2	(20)	6	(42)	1	(20)	3	(8)	0	(0)	2	(14)	
	遮断工封じ込め	0	(0)	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	
	不溶化	原位置不溶化	3	(9)	0	(4)	3	(13)	0	(0)	2	(7)	0	(0)	1	(6)
	不溶化埋め戻し	0	(7)	2	(17)	2	(24)	0	(0)	2	(15)	0	(0)	0	(9)	
直接 拮 据 に よ る	舗装	2	(19)	35	(165)	37	(184)	1	(4)	32	(146)	0	(0)	4	(34)	
	立入禁止	0	(20)	8	(66)	8	(86)	0	(2)	6	(70)	0	(0)	2	(14)	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	0	(5)	3	(39)	3	(44)	0	(1)	3	(37)	0	(0)	0	(6)
		区域内土壌入換え	0	(3)	3	(14)	3	(17)	0	(0)	3	(16)	0	(0)	0	(1)
	盛土	0	(4)	20	(76)	20	(80)	1	(1)	15	(60)	0	(0)	4	(19)	
土壌汚染の除去	掘削除去	84	(659)	424	(2,694)	508	(3,353)	29	(218)	415	(2,706)	0	(3)	64	(426)	
	原位置浄化	10	(132)	10	(102)	20	(234)	12	(127)	3	(26)	0	(1)	5	(80)	
	その他	1	(9)	35	(165)	36	(174)	0	(10)	28	(135)	0	(0)	8	(29)	
	工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数	101	(873)	488	(3,308)	589	(4,181)	36	(368)	470	(3,221)	0	(5)	83	(587)	

注1) 1つの要措置区域等に対し、複数の実施措置が実施されることがあるため、「工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数」は要措置区域等の指定の解除件数と一致しない。

注2) () 内の数値は、平成 22 年度からの累計件数である。

4.4 措置実施率

令和元年度末までに指定された要措置区域における措置実施率を表 4-6 及び図 4-1 に示す。

要措置区域指定累計件数(A)が 719 件に対し、要措置区域解除累計件数(B)が 482 件、要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、措置を実施し完了していない(措置実施中の)区域件数(C)が 115 件であり、措置実施率((B+C)/A)は 83.0%であった。

表 4-6 措置実施率

項目	件数	%
要措置区域指定累計件数(A)	719	100.0%
措置実施件数(B+C)	597	83.0%
要措置区域解除累計件数(B)	482	67.0%
要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、措置を実施し完了していない(措置実施中の)区域件数(C)	115	16.0%
措置未実施件数(A-(B+C))	122	17.0%

注) 要措置区域指定累計数 719 件のうち、平成 21 年改正法前に指定区域に指定され、改正法施行後、要措置区域に指定された 7 件を含む。

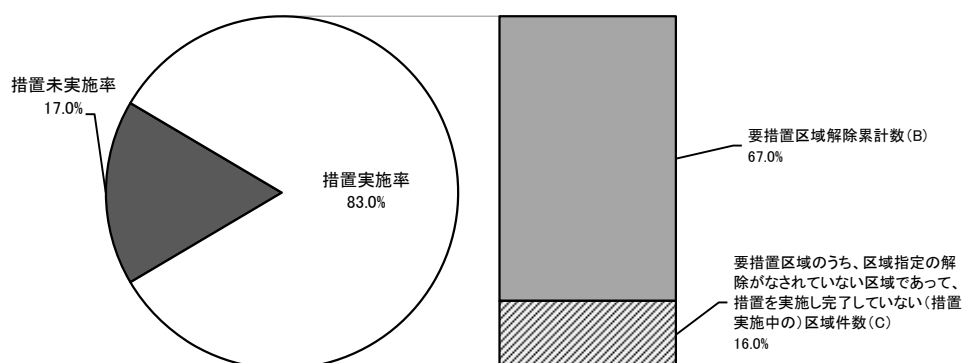


図 4-1 措置実施率

4.5 基準適合認定の申請状況

令和元年度における法第 16 条第 1 項に基づく都道府県知事等による認定を受けるための申請件数及び基準に適合した土量を表 4-7 に示す。認定申請件数は 52 件であり、うち、把握することができた基準適合土量の合計は 835,981 m³であった。

表 4-7 自治体別の認定申請件数及び基準適合土量（令和元年度）

自治体名	認定申請件数	基準適合土量(m ³)
東京都	16	116,149
青森市	6	6,128
大阪市	5	8,022
兵庫県	4	145,887
横浜市	3	7,141
名古屋市	2	1,110
福岡市	2	170
札幌市	1	7,622
郡山市	1	920
茨城県	1	514,236
川越市	1	211
川口市	1	1,579
静岡市	1	- 注
岐阜県	1	200
大阪府	1	50
高槻市	1	- 注
東大阪市	1	210
姫路市	1	- 注
倉敷市	1	26,250
松山市	1	94
宮崎市	1	- 注
合計	52	835,981

注 1) 「基準適合土量」は、把握することができた土量の集計値である。
静岡市、高槻市、姫路市、宮崎市の 4 件については、基準適合土量を把握することができなかった。

注 2) 国家戦略特区における認定申請件数は含まない。

4.6 国家戦略特区における特例措置を利用した認定調査の実施状況

国家戦略特別区域法に基づく特区においては、土壌の汚染状態が専ら自然に由来すると認められた土地である自然由来特例区域について、認定調査の試料採取等対象物質を区域指定対象物質に限定する特例が定められている。令和元年度における当該事例を表 4-8 に示す。2 自治体において、計 7 件の認定調査が実施され、把握された土量の合計は 17,763 m³であり、認定された土量の合計は 20,282 m³であった。

表 4-8 国家戦略特区における特例措置を利用した認定調査の実施状況（令和元年度）

No.	自治体	調査種別 (件数)		試料採取等対象物質(件数)																								認定調査を実施した土量 (m ³)	認定された土量 (m ³)					
				VOC(第一種)												重金属等(第二種)								農薬等(第三種)										
				掘削前調査	掘削後調査	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物			ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
1	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9,575	8,718
2	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,755	1,587
3	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,848	1,097
4	B	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	198	155
5	B	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1,059	469
6	B	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3,328	3,328
7	B	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	不明	4,928	
合計		7	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	7	7	4	0	0	0	0	1	0	0	17,763	20,282	

4.7 汚染土壌の搬出及び処理の状況

1) 区域間移動及び飛び地間移動の事例

令和元年度において、区域間移動及び飛び地間移動における搬出された汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を表 4-9 に示す。

区域間移動は 15 件であり、搬出された汚染土壌の特定有害物質の汚染状態は「砒素及びその化合物」が最も多く、次に「水銀及びその化合物」と「ふっ素及びその化合物」が同件数であった。

また、飛び地間移動は 34 件であり、搬出された汚染土壌の特定有害物質の汚染状態は「砒素及びその化合物」、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。

なお、区域間移動により搬出した汚染土壌の全体量は約 120 万 m³であり、飛び地間移動により搬出した汚染土壌の全体量は約 7 万 m³であった。

表 4-9 区域間移動及び飛び地間移動による汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(件数：複数回答有)

搬出事例	搬出件数	VOC(第一種)													重金属等(第二種)							農薬等(第三種)							
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
区域間移動	R1	15	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	8	8	10	0	8	9	11	10	9	0	0	0	0	0
	累計	(15)	(0)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(8)	(8)	(10)	(0)	(8)	(9)	(11)	(10)	(9)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
飛び地間移動	R1	34	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	12	8	9	1	7	23	24	15	3	0	0	0	1	0
	累計	(34)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(4)	(12)	(8)	(9)	(1)	(7)	(23)	(24)	(15)	(3)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
合計	R1	49	1	9	1	1	1	1	1	1	1	2	2	10	12	20	16	19	1	15	32	35	25	12	0	0	0	1	0
	累計	(49)	(1)	(9)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(10)	(12)	(20)	(16)	(19)	(1)	(15)	(32)	(35)	(25)	(12)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)

注1) () 内の数値は、令和元年度からの累計件数である。

注2) 法第 16 条第 1 項の届出に基づき集計している。

2) 汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態

令和元年度において、措置のうち掘削除去によって搬出された汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態を表 4-10 に示す。処理先は「浄化等処理施設」、「分別等処理施設」、「埋立処理施設」の順に多かった。汚染土壌の特定有害物質による汚染状態は「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。

表 4-10 汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態

(件数：複数回答有)

処理先	処理件数	VOC(第一種)														重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
浄化等処理施設	R1	396	23	8	5	13	6	29	4	5	34	7	6	37	28	32	108	65	66	4	26	266	193	194	52	3	3	3	4	4
	累計	(2,072)	(25)	(21)	(18)	(55)	(6)	(160)	(7)	(17)	(196)	(19)	(10)	(180)	(108)	(93)	(461)	(219)	(238)	(9)	(96)	(1,253)	(698)	(813)	(211)	(5)	(6)	(5)	(12)	(6)
セメント製造施設	R1	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	3	0	1	24	20	17	2	0	0	0	0	0	
	累計	(608)	(1)	(2)	(1)	(7)	(0)	(15)	(0)	(2)	(36)	(2)	(0)	(27)	(12)	(11)	(96)	(22)	(43)	(0)	(28)	(350)	(181)	(247)	(51)	(1)	(1)	(1)	(4)	(1)
埋立処理施設	R1	48	2	2	0	2	0	3	0	0	4	0	0	3	3	3	10	7	14	0	5	24	25	20	4	0	0	0	0	1
	累計	(348)	(2)	(4)	(4)	(7)	(0)	(18)	(1)	(1)	(26)	(1)	(2)	(20)	(8)	(10)	(47)	(21)	(103)	(3)	(15)	(179)	(131)	(126)	(22)	(1)	(0)	(0)	(6)	(2)
分別等処理施設	R1	374	19	4	2	7	4	18	2	3	23	6	4	25	19	24	109	60	47	2	21	238	174	193	39	1	1	1	3	2
	累計	(1,391)	(23)	(11)	(5)	(25)	(4)	(53)	(3)	(5)	(66)	(14)	(6)	(87)	(49)	(59)	(328)	(128)	(127)	(6)	(65)	(948)	(493)	(611)	(134)	(4)	(2)	(1)	(5)	(2)
自然由来等土壌利用施設	R1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	累計	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	R1	865	44	14	7	22	10	50	6	8	61	13	10	65	50	59	235	136	130	6	53	553	414	425	97	4	4	4	7	7
	累計	(4,421)	(51)	(38)	(28)	(94)	(10)	(246)	(11)	(25)	(324)	(36)	(18)	(314)	(177)	(173)	(932)	(390)	(511)	(18)	(204)	(2,731)	(1,505)	(1,798)	(418)	(11)	(9)	(7)	(27)	(11)

注1) 1件の処理事例に対し、複数の基準不適合物質が含まれ、複数の汚染土壌処理施設に搬出する場合がある。

注2) ()内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

注3) 法第16条第1項の届出に基づき集計しているため、汚染土壌処理施設によっては処理が可能ではない特定有害物質についても計上している。

3) 汚染土壌処理施設までの流れ

令和元年度における法対象土壌及び法対象外土壌のそれぞれの汚染土壌処理施設までの流れを図 4-2 に示す。法対象土壌は約 180 万トンであり、処理先としては分別等処理施設に約 80 万トン (44%)、浄化等処理施設 (浄化・熔融) に約 71 万トン (39%)、セメント製造施設に約 19 万トン (11%) の順に多かった。法対象外土壌は約 268 万トンであり、処理先としては分別等処理施設に約 127 万トン (47%)、浄化等処理施設 (浄化・熔融) に約 67 万トン (25%)、セメント製造施設に約 56 万トン (21%) の順に多かった。

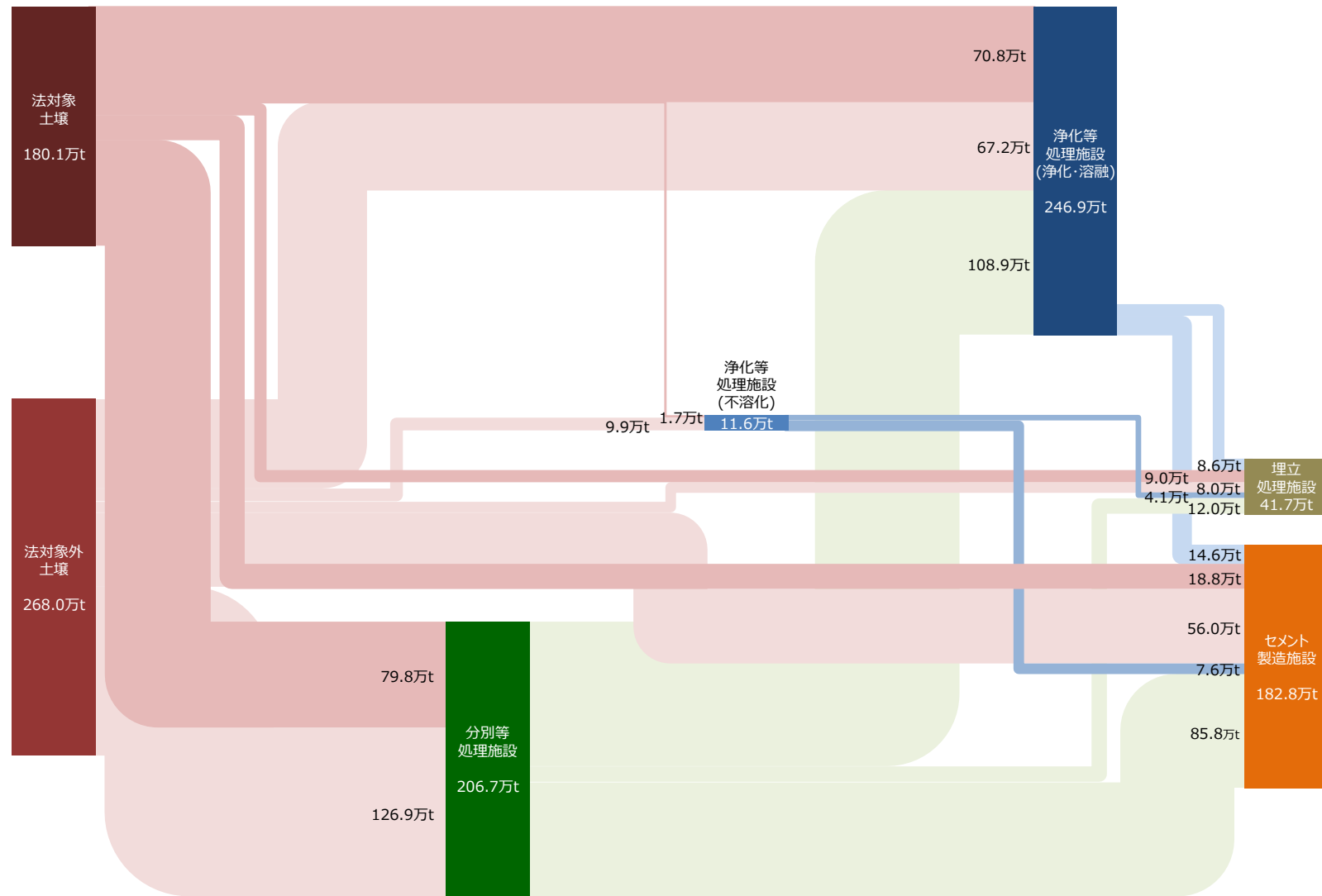


図 4-2 法対象土壌及び法対象外土壌のそれぞれの汚染土壌処理施設までの流れ（令和元年度）

2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況

令和2年3月31日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数を都道府県・政令市別に表5-3に示す。許可されている浄化等処理施設は「関東地区」が最も多く、セメント製造施設は「九州地区」が最も多かった。また、埋立処理施設は「近畿地区」が最も多く、分別等処理施設は「関東地区」が最も多かった。なお、自然由来等土壌利用施設は「高知県」において1施設が許可されている。

表 5-3 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設（令和元年度末時点）

都道府県・政令市	浄化等処理施設				製セ 造メ ン施 設ト	処 理 施 立	処 理 施 等	自 然 由 来 等 土 壌	(件数)	
	浄 化	溶 融	不 溶 化	小 計						
北海道地区	北海道	0	0	0	0	1	3	0	0	
	札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	旭川市	0	0	0	0	0	2	0	0	
	小計	0	0	0	0	1	5	0	0	
東北地区	青森県	1	0	0	1	1	0	0	0	
	青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八戸市	0	0	0	0	1	0	0	0	
	岩手県	0	0	0	0	2	0	0	0	
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仙台市	0	0	0	0	0	0	1	0	
	秋田県	3	0	2	5	0	2	1	0	
	秋田市	0	0	0	0	0	1	0	0	
	山形県	1	0	1	2	0	2	1	0	
	山形市	0	0	0	0	0	1	0	0	
	福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	5	0	3	8	4	6	3	0	
	関東地区	茨城県	0	2	0	2	0	1	0	0
水戸市		0	0	0	0	0	0	0	0	
つくば市		0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木県		0	0	0	0	1	0	0	0	
宇都宮市		0	0	0	0	0	0	0	0	
群馬県		0	0	0	0	0	0	0	0	
前橋市		0	0	0	0	0	0	0	0	
高崎市		0	0	0	0	0	0	0	0	
伊勢崎市		0	0	0	0	0	0	0	0	
太田市		0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉県		0	0	0	0	1	0	0	0	
さいたま市		0	0	0	0	0	0	0	0	
川越市		0	0	0	0	0	0	0	0	
川口市		0	0	0	0	0	0	0	0	
所沢市		0	0	0	0	0	0	0	0	
草加市		0	0	0	0	0	0	0	0	
越谷市		0	0	0	0	0	0	0	0	
春日部市		0	0	0	0	0	0	0	0	
熊谷市		0	0	0	0	1	0	0	0	
千葉県		2	0	0	2	0	2	2	0	
千葉市		0	0	0	0	0	0	0	0	
市川市		0	0	1	1	0	0	3	0	
船橋市		0	0	0	0	0	0	0	0	
松戸市		0	0	0	0	0	0	0	0	
柏市		0	0	0	0	0	0	0	0	
市原市		1	0	0	1	0	0	0	0	
東京都		2	0	3	5	0	0	3	0	
八王子市		0	0	0	0	0	0	0	0	
町田市		0	0	0	0	0	0	0	0	
神奈川県		0	0	0	0	0	0	0	0	
横浜市		1	0	0	1	0	0	5	0	
川崎市		2	0	2	4	1	0	3	0	
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0		
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0		
厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0		
平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0		
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0		
小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0		
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0		
大和市	0	0	0	0	0	0	0	0		
新潟県	0	0	0	0	2	1	1	0		
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0		
長岡市	0	0	0	0	0	0	0	0		
上越市	0	0	0	0	0	0	0	0		
山梨県	0	0	1	1	0	0	1	0		
甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0		
静岡県	0	0	0	0	0	1	0	0		
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0		
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0		
沼津市	0	0	0	0	0	0	0	0		
富士市	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	8	2	7	17	6	5	18	0		
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富山市	1	0	2	3	0	2	0	0	
	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	金沢市	0	0	0	0	0	2	0	0	
	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福井市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	松本市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜県	1	0	0	1	0	0	1	0	
	九州地区	岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0
		愛知県	6	0	1	7	0	0	5	0
		名古屋市	1	0	0	1	0	0	1	0
豊橋市		0	0	0	0	0	0	0	0	
岡崎市		0	0	0	0	0	0	0	0	
一宮市		0	0	0	0	0	0	0	0	
春日井市		0	0	0	0	0	0	0	0	
豊田市		0	0	0	0	0	0	0	0	
三重県		2	1	1	4	0	2	1	0	
四日市市		0	0	0	0	0	0	0	0	
小計		11	1	4	16	0	6	8	0	
滋賀県		0	0	0	0	0	0	0	0	
大津市		1	0	1	2	0	0	1	0	
京都府		0	0	0	0	0	0	0	0	
京都市		2	0	0	2	0	0	1	0	
大阪府		1	0	0	1	0	1	1	0	
大阪市		1	0	1	2	0	2	3	0	
堺市		0	0	0	0	0	1	0	0	
岸和田市		1	0	0	1	0	0	1	0	
豊中市		0	0	0	0	0	0	0	0	
吹田市		0	0	0	0	0	0	0	0	
高槻市		0	0	0	0	0	0	0	0	
枚方市		1	0	0	1	0	0	1	0	
茨木市		0	0	0	0	0	0	0	0	
八尾市		0	0	0	0	0	0	0	0	
寝屋川市		0	0	0	0	0	0	0	0	
東大阪市		0	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫県	0	0	0	0	0	2	0	0		
神戸市	2	0	0	2	0	0	2	0		
姫路市	1	0	0	1	0	0	1	0		
尼崎市	2	0	1	3	0	0	4	0		
明石市	0	0	0	0	0	0	0	0		
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0		
加古川市	0	0	0	0	0	0	0	0		
宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0		
奈良県	1	0	0	1	0	1	0	0		
奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0		
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0		
和歌山市	0	0	0	0	0	1	0	0		
小計	13	0	3	16	0	8	15	0		
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0		
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0		
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0		
松江市	0	0	0	0	0	0	0	0		
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0		
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0		
倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0		
広島県	1	0	0	1	0	0	1	0		
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0		
呉市	0	0	0	0	0	0	1	0		
福山市	0	1	0	1	0	0	0	0		
山口県	0	0	0	0	2	0	0	0		
下関市	0	0	0	0	0	0	0	0		
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0		
徳島市	0	0	0	0	0	0	0	0		
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0		
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛媛県	1	0	0	1	0	1	1	0		
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0		
高知県	0	0	0	0	1	0	0	1		
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	2	1	0	3	3	1	3	1		
福岡県	0	0	0	0	4	0	0	0		
北九州市	0	0	0	0	2	0	1	0		
福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0		
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0		
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0		
佐賀市	0	0	0	0	0	0	0	0		
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0		
長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0		
佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	0		
熊本県	0	0	0	0	0	1	0	0		
熊本市	0	0	0	0	0	1	1	0		
大分県	0	0	0	0	1	1	0	0		
大分市	0	0	0	0	0	2	0	0		
宮崎県	0	0	0	0	0	2	0	0		
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0		
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0		
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0		
沖縄県	0	0	0	0	1	0	0	0		
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	0	0	0	0	8	7	2	0		
合計	39	4	17	60	22	38	49	1		

注 1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

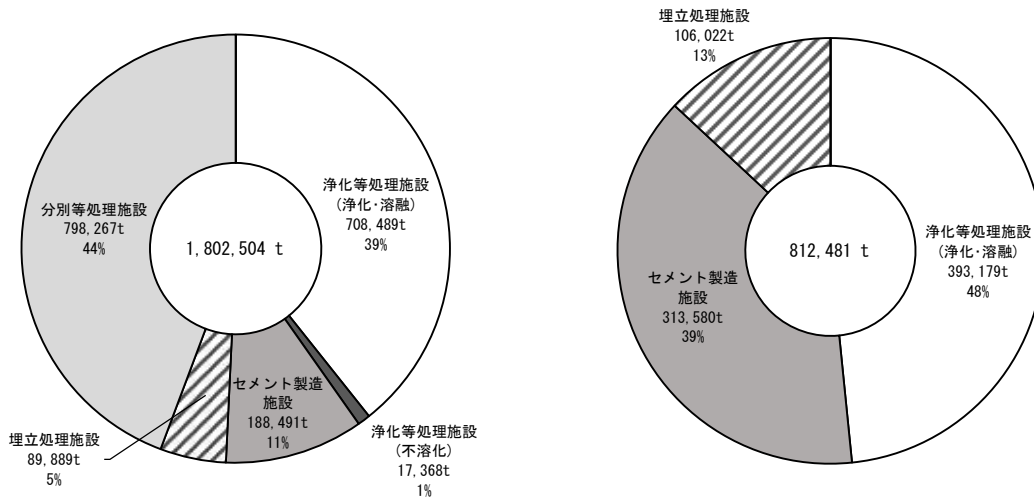
3) 汚染土壌処理施設で処理された土量

令和元年度に汚染土壌処理施設で処理された土量を図 5-1 に示す。

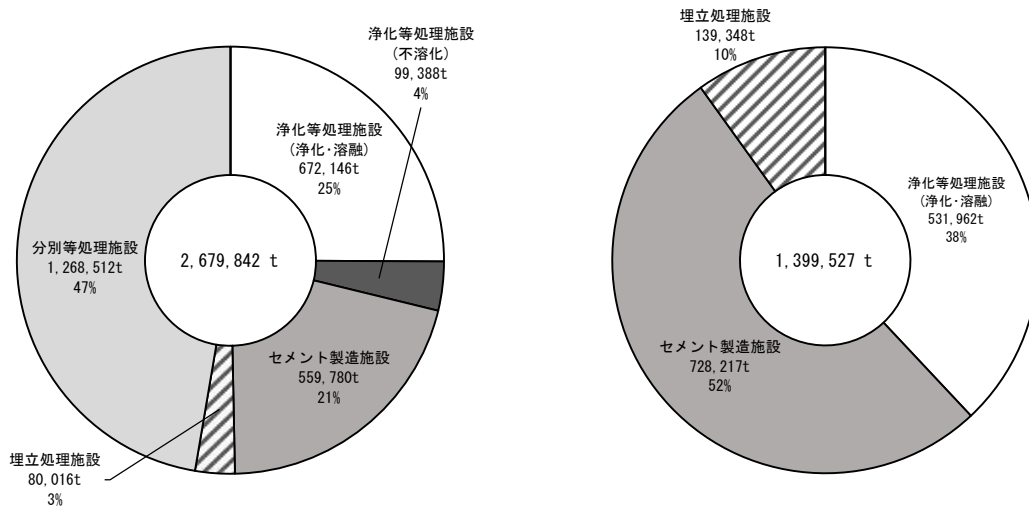
一次処理において、法対象土壌は約 180 万トン、法対象外土壌は約 268 万トン、合計は約 448 万トンであった。一次処理の内訳をみると、法対象土壌については、分別等処理施設は約 80 万トン (44%)、浄化等処理施設 (浄化・溶融) は約 71 万トン (39%)、セメント製造施設は約 19 万トン (11%) の順に多かった。法対象外土壌については、分別等処理施設は約 127 万トン (47%)、浄化等処理施設 (浄化・溶融) は約 67 万トン (25%)、セメント製造施設は約 56 万トン (21%) の順に多かった。

二次処理において、法対象土壌は約 81 万トン、法対象外土壌は約 140 万トン、合計は約 221 万トンであった。二次処理の内訳をみると、法対象土壌については、浄化等処理施設 (浄化・溶融) は約 39 万トン (48%)、セメント製造施設は約 31 万トン (39%)、埋立処理施設は約 11 万トン (13%) の順に多かった。法対象外土壌については、セメント製造施設は約 73 万トン (52%)、浄化等処理施設 (浄化・溶融) は約 53 万トン (38%)、埋立処理施設は約 14 万トン (10%) の順に多かった。

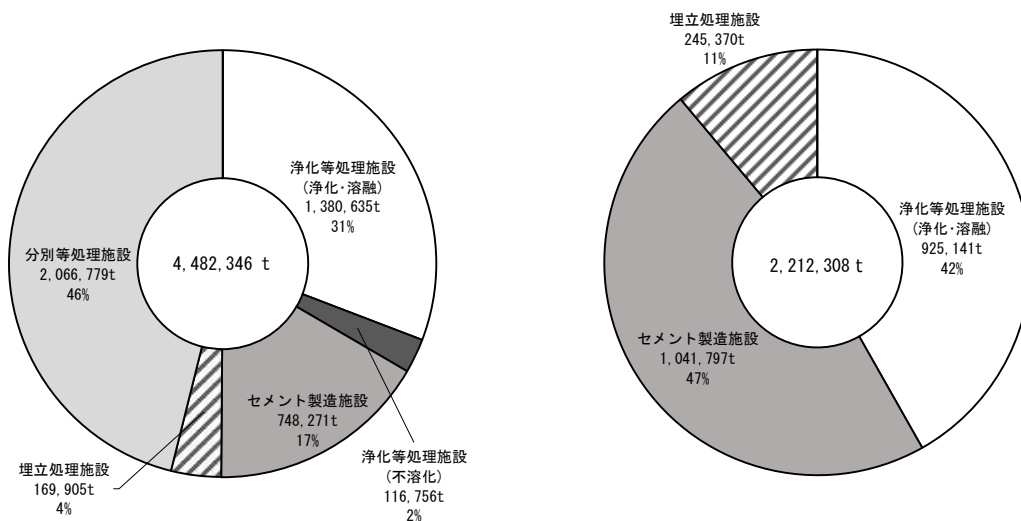
(ア) 法対象土壌 (左：一次処理、右：二次処理)



(イ) 法対象外土壌 (左：一次処理、右：二次処理)



(ウ) 合計 (左：一次処理、右：二次処理)



※各土量は、自治体が把握している処理量をまとめたもの

図 5-1 汚染土壌処理施設で処理された土量 (令和元年度)

4) 情報公開の状況

令和2年3月31日現在で許可されている汚染土壌処理業者による情報公開の有無を表5-4に、情報公開の内容及び事業場数を表5-5に示す。情報公開している事業場は93件であった。

表5-4 汚染土壌処理業者による情報公開の有無

汚染土壌処理業者による情報公開有無	事業場数
情報公開	93
情報非公開	23
不明	4
合計	120

表5-5 情報公開の内容及び事業場数

情報公開の内容		情報公開している事業場数	
許 る 可 情 に 報 関 す	処理方法	84	
	処理能力	77	
	処理する特定有害物質による汚染状態(物質)	66	
	処理する特定有害物質による汚染状態(濃度)	61	
実 績 に 関 す る 情 報	要措置区域等の所在地など	法対象	3
		法対象外	3
	特定有害物質による汚染状態(最大値)	法対象	6
		法対象外	6
	処理前土壌の重量	法対象	18
		法対象外	20
	処理方法	法対象	21
		法対象外	22
	処理後土壌の搬出量又はセメント製造における生産量	法対象	16
		法対象外	17
	処理後土壌の搬出量	法対象	4
		法対象外	3
	汚染土壌の受入日、処理終了日	法対象	6
		法対象外	6
	浄化確認調査結果	法対象	5
		法対象外	4
排水測定に係る事項		21	
下水測定に係る事項		4	
地下水測定に係る事項		20	
大気有害物質測定に係る事項		9	

6. 自治体の取組状況等

6.1 法対象外の事例を含めた土壌汚染調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策事例を調査対象としてとりまとめた。

本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「土壌汚染調査事例」と呼び、「土壌汚染調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「基準不適合事例」と呼ぶ。「土壌汚染調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壌調査・測定事例も含まれる。

6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数

令和元年度までに都道府県・政令市が把握した土壌汚染調査事例の累計は、土壌汚染調査事例が 31,373 件、基準不適合事例が 14,559 件であった。年度別の土壌汚染調査事例の件数を図 6-1 及び表 6-1 に示す。令和元度における土壌汚染調査事例の件数は 2,505 件、うち法対象事例の件数は 1,257 件であった。土壌汚染調査事例のうち基準不適合事例の件数は 936 件、うち法対象事例の件数は 613 件であった。

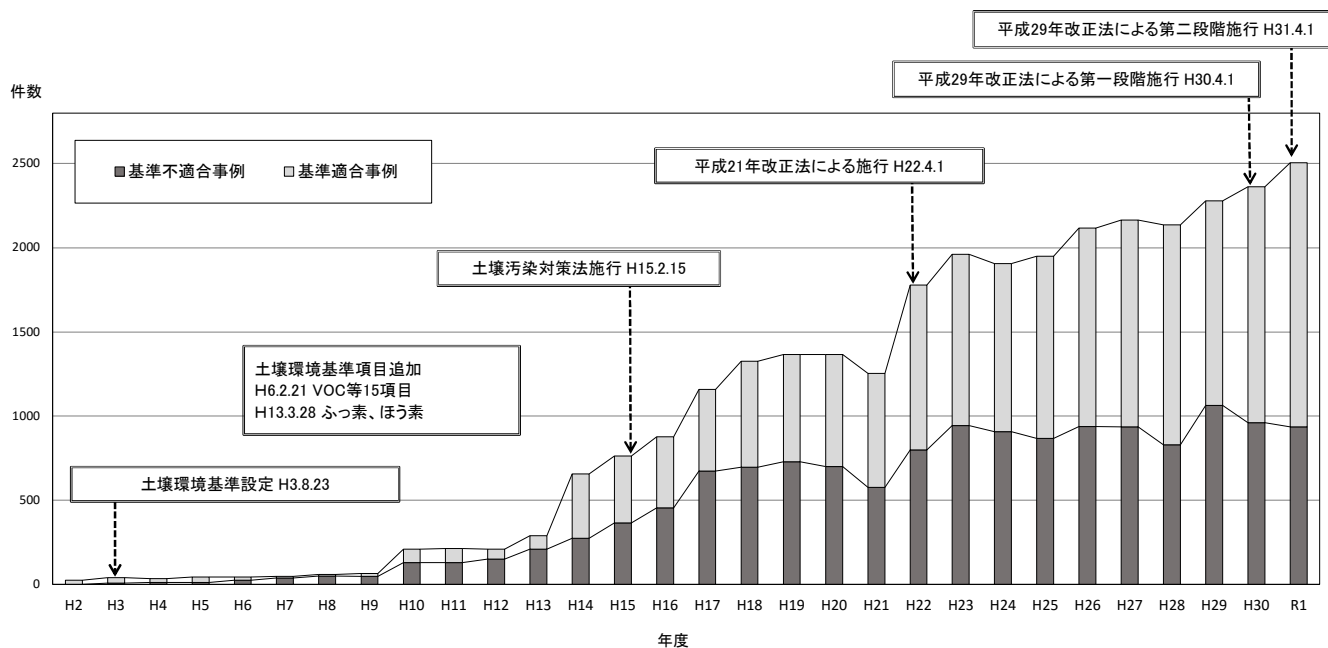


図 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

表 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

年度	S49 以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
土壌汚染調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
土壌汚染調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	90	164	185	265	244
基準不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	21	43	48	77	81

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累計
土壌汚染調査事例	1,366	1,253	1,778	1,961	1,906	1,950	2,118	2,164	2,135	2,279	2,362	2,505	31,373
うち法対象	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	1,257	9,627
基準不適合事例	700	575	798	943	907	867	938	935	930	1,064	960	936	14,559
うち法対象	71	94	275	468	488	479	586	527	615	578	601	613	5,665

注 1) 各年度の集計基準は以下のとおり。
 「土壌汚染調査事例」は、法対象事例は都道府県知事又は政令市長に土壌汚染状況調査の結果が報告された年度で整理し、法対象外事例は調査結果が判明した年度で整理している。
 注 2) 法対象の土壌汚染調査事例は平成 15 年施行法の施行規則附則第 2 条（経過措置）の適用件数を含む。

6.3 特定有害物質別の基準不適合事例

令和元年度及び平成3年度から令和元年度までの特定有害物質別の基準不適合事例の件数を表6-2、図6-2及び図6-3に示す。令和元年度の基準不適合事例においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「クロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。また、累計の基準不適合事例においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表6-2 特定有害物質別の基準不適合事例

(件数：複数回答有)

年度・累計	特定有害物質																											
	VOC(第一種)											重金属等(第二種)								農業等(第三種)								
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
RI	56	23	23	35	48	35	19	23	70	29	21	77	55	37	164	73	72	16	59	537	328	390	92	15	14	14	22	15
累計	151	157	185	408	48	1,082	98	232	1,325	267	146	1,487	1,119	415	2,145	975	1,187	57	584	7,451	4,301	5,053	1,004	60	61	57	166	65

注) 累計は、土壤環境基準設定(平成3年8月23日)からの数値である。

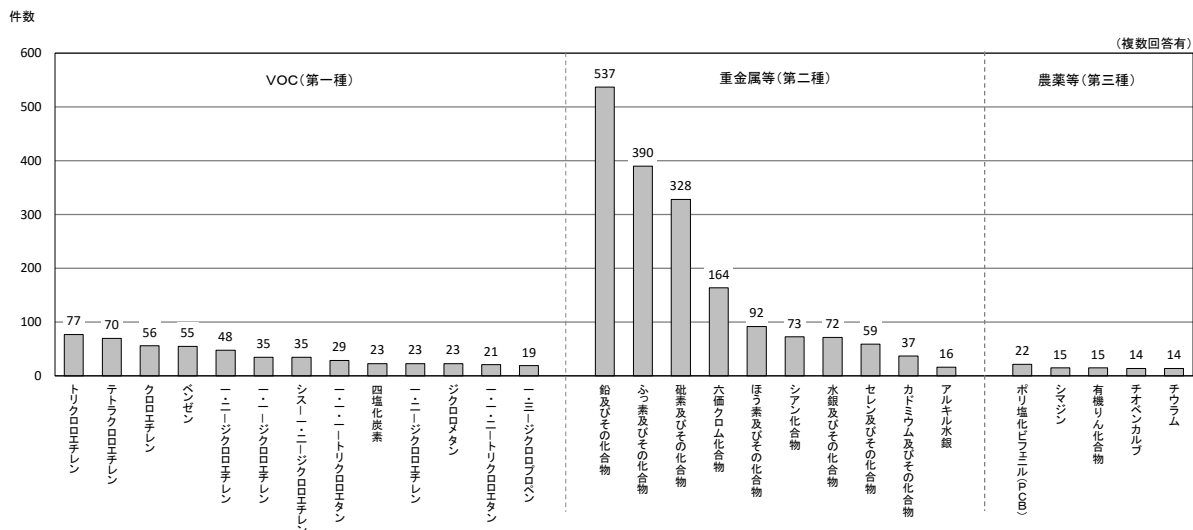


図6-2 特定有害物質別の基準不適合事例 (令和元年度)

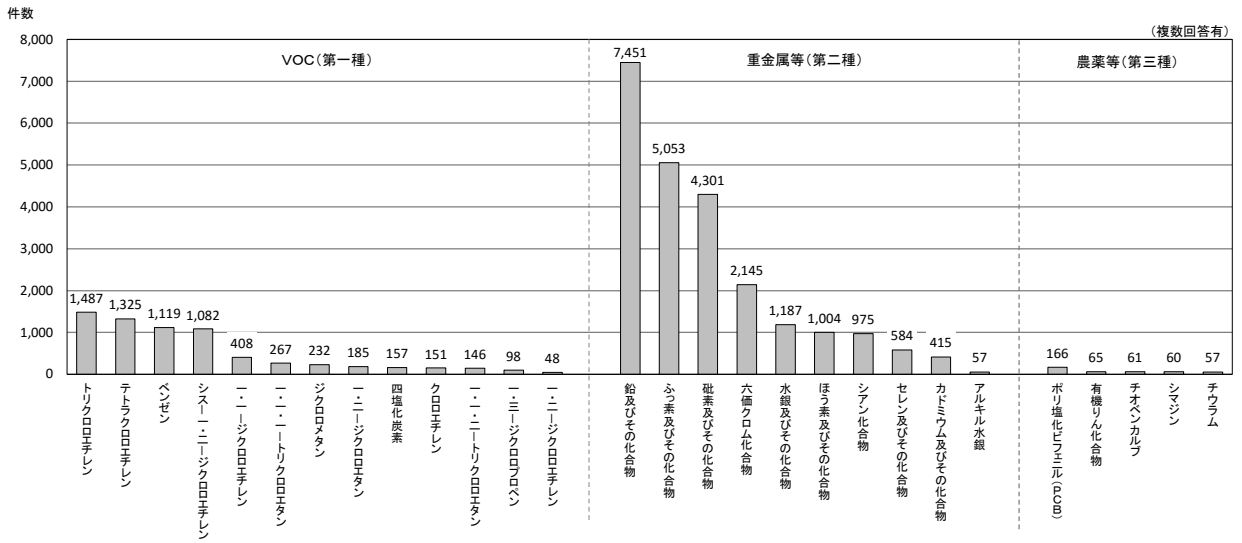


図 6-3 特定有害物質別の基準不適合事例（累計）

6.4 建設発生土等の土壤汚染の把握状況

平成 21 年改正された土壤汚染対策法が施行された平成 22 年 4 月以降に、自治体が建設発生土等において土壤汚染を把握した事例を表 6-3 に示す。自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例 118 件（37 自治体）のうち、条例に基づき土壤汚染が把握された事例は 35 件であり、条例に基づき対応がなされた。また、建設工事段階及び自主的な調査で土壤汚染が把握された事例は 72 件であり、うち、64 件については、法に準拠して対応がなされていた。

表 6-3 自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例
(平成 22 年 4 月～令和 2 年 3 月、太字は今回の調査で新規に報告があったもの)

自治体	事例数	内容	対応
A	1	着工後の自主調査で基準不適合が確認された。土壤汚染対策法に準じ土壌を運搬・処理するよう施工者に指導することで対応した。	法準拠
B	1	事業者の自主的な土壤調査で基準不適合が判明した。土壤汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を指導・実施した。	法準拠
C	8	<ul style="list-style-type: none"> ① 掘削した土壌について、砒素の溶出量基準超過(0.031mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づいた調査方法と土壌の適切な処理について情報提供した。 ② 杭打ち工事で発生した汚泥にて、砒素の溶出量基準超過(0.021mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。発生土については、汚染土壌処理業者で処理し、杭打ち工事以外の発生土は、全て場内処理する。 ③ 建設工事で発生した土壌にて砒素の溶出量基準超過(0.013mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づいた調査方法と土壌の適切な処理について情報提供した。 ④ 道路工事で発生した残土を搬出する前に調査した。土壤汚染対策法に準じて対処するよう助言した。 ⑤ 建設発生土の流用のために掘削後の土壌分析を実施した。不溶化処理を実施し、建材として利用する予定である。 ⑥ 建設発生土の流用のために掘削後の土壌分析を実施した。不溶化処理を実施し、埋め戻し及び外構工事に利用した。 ⑦ 建設工事の掘削土壌から、基準を超える砒素が検出されたとの報道があった。関係者から事情を聴取したところ、汚染土壌は不溶化処理され、埋め戻し材として利用する計画であることが明らかとなったことから、不溶化処理後の分析結果の提出を求め、基準を満たしていることを確認した。 ⑧ 市の災害復旧工事で発生した残土から、基準値を超過するヒ素が検出された。汚染土壌は、処理施設に搬出され、適正に処理された。 	<ul style="list-style-type: none"> ①法準拠 ②法準拠 ③法準拠 ④法準拠 ⑤法準拠 ⑥法準拠 ⑦法準拠 ⑧法準拠
D	1	事業者が自主的に建設発生土の調査を実施したもの。土壤汚染対策法に準じて対応している。	法準拠
E	3	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道工事により発生した残土を、他の現場の客土として利用するに当たり、土壌の分析を実施した結果、砒素の溶出量基準超過が発覚。県の産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に基づき対応した。 ② 港湾埠頭の浚渫土で造成された土地の一部で、自主的に土壤調査をしたところ、ヒ素汚染(自然由来の可能性が高い)が確認された。敷地内に汚染土を埋め立て管理している。 ③ 4条の届出(有害物質使用履歴ないため、調査命令発出なし)を提出した土地造成の一部で、自主的に土壤調査をしたところ、カドミウム汚染(自然由来の可能性が高い)が確認された。建屋下部に汚染土を埋め立て管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①条例 ②- ③-
F	1	条例に基づき許可を取得した事業者から、定期土壤検査の結果、砒素及びセレンが土壤基準を超過した旨の連絡があり発覚。当該事業者が実施した再調査においても、上記物質の土壤基準超過が確認されたことから、条例に基づき、土壤基準に適合しない土砂等の撤去を命じた。	条例
G	2	<ul style="list-style-type: none"> ① 区画整理事業地内で汚染が判明、条例に基づき対応した。 ② 区画整理事業地内で汚染が判明、土壤汚染対策法に準じて対応するよう指導をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ①条例 ②法準拠
H	12	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂の発生元から汚染が疑われる土砂を搬入した旨の連絡により発覚。条例に基づき事業者を指導。汚染土による埋立て範囲を調査し、該当範囲の土砂を撤去し、汚染土壌処理施設に搬出した。 ② 条例で許可している特定事業の定期検査において、ヒ素の基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた。 ③ 条例で許可している特定事業の定期検査において、pHの基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた(他にも同様事例2件有)。 ④ ⑤ ⑥ 事業者が廃掃法、旧条例でも対象外の再生土(産廃から作った土砂)を使用して埋立てを行ったことから周辺住民が不安視するため、地質調査を実施した。廃掃法による指導を行っている。 ⑦ 条例に基づき、埋立て盛土の土壌分析を実施したところ発覚。条例に基づき事業者に指導している。 ⑧ 指導中の無許可埋立て地について、検査を行ったところ発覚。汚染発覚以前から条例に基づき撤去指導を行っており、地権者にも基準超過の旨は告げている。 ⑨ 窪地の解消工事において埋立てた土砂の安全確認検査の結果、土壤汚染対策法に基づき対応している。 ⑩ 事業者から砂利採取場から譲り受けた表土で埋立てを行うと聞き取っていたが、現場確認の際、明らかに表土ではない黒い土が搬入されていることを確認したため、当該土砂について地質検査を行った結果、基準値を超過していた。上記について、条例に基づき、搬入された黒い土砂の撤去指導をした。 ⑪ 市民による通報で無許可埋立てが発覚。当初、小規模特定事業として取り扱っていたが、再度調査により違反が発覚。以降条例に基づき、行政指導から土砂の撤去命令に至っている。その後、土質の検査をしたところ、pHの基準超過を確認した。 ⑫ 残土条例の許可を取得した事業地にて土質の検査をしたところ、ふっ素の基準超過を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ①条例 ②条例 ③④⑤条例 ⑥法準拠 ⑦条例 ⑧条例 ⑨法準拠 ⑩条例 ⑪条例 ⑫条例

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
I	7	① 立入検査時に、事前届出が無かった土砂の搬入があったことから、撤去指導し、撤去後の状況を確認するため、表土を分析した際に基準値超過があり、再度、撤去指導を行った。 ② 完了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、行政においても土砂分析を行った際に基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。 ③ 終了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、行政においても土砂分析を行った際に基準値超過があった。土砂分析を行った際に基準値超過があったため、是正指導を行った。 ④ 立入検査時に採取した土砂について、基準値超過があったため、再度、分析を行った。再度、採取し分析した結果、基準値超過は無かった。 ⑤ 完了検査時に事業者が行う土砂分析において、基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。 ⑥ 条例に基づき調査により「ふっ素及びその化合物」の基準超過が確認された。汚染範囲を調査させたうえで、14条申請を提出するよう指導を行った。 ⑦ 公共工事における搬出残土の調査により発覚。土壤汚染対策法に基づき対応している。	① 条例 ② 条例 ③ 条例 ④ 条例 ⑤ 条例 ⑥ 法準拠 ⑦ 法準拠
J	1	条例における完了検査時に鉛の基準値超過が確認された。事業者との協議の結果、搬入土砂を全て撤去した。	条例
K	2	① 法対象外案件において、搬出土壌の受入れ先の調査で鉛の汚染が発覚した。その後、当該地は土壤汚染対策法に準じた土壤調査を実施したが、基準超過は確認されなかった。 ② 土壤汚染調査の結果、鉛土壌溶出量、含有量が基準を超過、該当する範囲を採掘除去、処理業者へ場外搬出を行った。	① 法準拠 ② 法準拠
L	2	① 建設発生土の搬出に伴い搬出土調査を実施した結果、ふっ素及びその化合物について、土壤汚染対策法に規定する溶出量基準不適合が確認された。その後、法に基づき土壤汚染状況調査が実施された。 ② 建設発生土の搬出に伴い搬出土調査を実施した結果、鉛及びその化合物について、土壤汚染対策法に規定する溶出量基準不適合が確認された。その後、法に基づき調査を実施し、法第14条に基づき指定の申請を行った。	① 法準拠 ② 法準拠
M	2	① 遊水池掘削工事において、工事着手前に自主的に土壤調査を行ったところ、基準値超過が確認され報告を受けた。基準値超過が確認された範囲については汚染土壌として掘削除去した。 ② セットバック工事の際の土砂検定により汚染が確認された。条例に準じ対応している。	① 法準拠 ② 条例
N	1	道路工事に伴い搬出した土砂において、自主調査を実施したところ鉛の溶出基準の超過が見られた。土壤汚染対策法に準ずる対応を指導。	法準拠
O	4	① 残土の搬出にあたり、工事実施者が自主的な調査を実施した。条例に基づき汚染土壌の区域外搬出が行われた。 ② 排水管の更新の工事で発生した残土が黒色土であったため、自主的に調査を実施した。土壤汚染対策法に準じ、適正に搬出・処理した。 ③ 配水管の更新の工事で発生した残土が白色土等であったため、自主的に調査を実施した。基準値を超過した結果のみ把握。土壤汚染対策法に準じ、適正に搬出・処理した。 ④ 陥没事故が発生し掘削したところ軟弱な土砂が発見された。当該土砂処分のため土壤調査を行った結果、ふっ素及びその化合物の土壤溶出量基準の超過が判明し、条例に基づき汚染土壌の区域外搬出が行われた。	① 条例 ② 法準拠 ③ 法準拠 ④ 条例
P	1	公共残土を利用して企業団地の造成を行うに当たり、自主的に調査を実施したところ汚染が判明した。一部搬入済みであった残土は行政によってすべて撤去され、管理型処分場で埋立処分された。	法準拠
Q	1	搬出した工事発生土で土壤汚染が確認されたため、当該工事現場の土壤調査を実施した。土地管理者に対しては下記事項を求め、その結果搬出した土壤汚染処理業者での適正な処理を実施し、当該現場周辺の地下水の水質測定を継続している。 1. 土壤汚染の事実を周辺住民に周知すること。 2. 周辺井戸水の調査の実施とその結果による対応を検討すること。 3. 土壤汚染範囲を確定すること。 4. 土壤汚染に対する必要な措置を検討すること。 5. 法第14条の申請をすること。 6. 搬出した土壌を適正に処分すること。 7. 実施する各種調査結果を市へ報告すること。	法準拠
R	3	① 事業者の自主的な土壤調査で判明した。土壤汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を実施した(他に ② も同様事例1件有)。 ③ 事業者の自主的な土壤調査で判明した。措置方法など具体的な計画が決まり次第連絡がある見込み。	①② 法準拠 ③ 法準拠

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
S	22	① 公共事業等により発生した建設発生土が埋め立てられている残土処分場の土壌を、盛土材として利用するため土壌調査を実施したところ砒素を検出。条例に基づき、土砂の搬出を行った事業者に対して指導。	① 条例
		② 道路工事着工前に土壌調査を実施したところ砒素を検出。汚染土壌対策検討委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。	② 法準拠
		③ 橋脚工事に伴って発生した掘削土を建設事業者が土壌調査を実施したところ砒素を検出。建設発生土処理対策委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。	③ 法準拠
		④ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。	④⑤ 法準拠
		⑤ 土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託(他にも同様事例1件有)。	
		⑥ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託。	⑥ 法準拠
		⑦ 道路工事で発生した土壌を自主調査したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。学識経験者の指導を受けながら、吸着層工法による封じ込めを行う方針で検討中。	⑦ 法準拠
		⑧ トンネル掘削土の調査を実施したところ、砒素の環境基準超過が発覚。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じて学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。	⑧ 条例
		⑨ 道路建設工事の事前調査のため自主的に土壌調査を実施したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。汚染発覚部が地下11mの岩盤層であったため、概況調査の対象とならなかった。また、自然由来特例調査で表層部の土壌に風化した部分のみ分析したところ、環境基準超過は見られなかった。	⑨ 法準拠
		⑩ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。学識経験者の指導を受けながら、一時仮置きを経て遮水工封じ込めを検討中。	⑩ 法準拠
		⑪ 道路改良工事で発生した土壌の調査を実施したところ、ふっ素の土壌環境基準超過が判明。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じて学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。	⑪ 法準拠
		⑫ トンネル掘削土の仮置場整備に伴い、自主的に土壌調査を実施したところ、ふっ素の土壌環境基準超過が判明。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じて、学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。	⑫ 法準拠
		⑬ 建設工事において、非常口ヤードのボーリング調査を実施したところ、ボーリングコアで砒素・ふっ素・ほう素の土壌環境基準超過が判明。本坑掘削時の発生土について、事業者にて対策を検討中(H28年度)。	⑬-
		⑭ 建設工事に伴い、国道事務所が事前に土壌調査を実施したところ砒素の土壌環境基準超過が判明。学識経験者の指導を受けながら、県が、一時仮置きを経て、封じ込めを検討中(H28年度)。	⑭-
		⑮ 建設工事において、斜坑掘削で発生した土壌の調査を実施したところ、砒素・ふっ素の土壌環境基準超過が判明。対策を検討中(H29年度)。	⑮-
		⑯ 急傾斜地崩壊対策工事において、建設発生土の土壌調査を実施したところ、鉛の土壌溶出量基準超過が判明。発生土については、対策を検討中(H29年度)。	⑯-
		⑰ トンネル工事において、土壌搬出のために調査を実施し、条例に基づき対応している。	⑰ 条例
		⑱ トンネル工事において、ボーリング調査・掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。	⑱-
		⑲ 砂防ダム建設工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、鉛の土壌環境基準超過が判明した。	⑲-
		⑳ 河川改修工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。	⑳-
		㉑ 砂防維持工事において、撤去予定の堆積土の土壌調査を実施し、鉛の土壌環境基準超過が判明した。	㉑-
		㉒ トンネル工事において、掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。	㉒-
T	3	① 建築現場にて、軟弱地盤のボーリング調査の際に廃棄物の埋設が見つかった。調査の結果、周辺の土壌においても環境基準超過を確認。廃掃法及び土対法に準じて対応。	① 法準拠
		② 建築現場にて、くい打ち時に発生する土砂を産業廃棄物として搬出するために行った検査で環境基準超過を発覚。廃掃法及び土対法に準じて対応。	② 法準拠
		③ トンネル工事で発生した掘削土について、自主的に調査した結果、環境基準を超過した旨が報告された。汚染土壌について適正な管理等が講じられるよう土対法に準じて助言している。	③ 法準拠
U	2	① 高速道路のトンネルの建設工事の着手にあたり、施工会社の方針で自主的な事前の調査を実施した。土壌汚染対策法に準じて対応している。	① 法準拠
		② 国道のトンネル建設工事の着手にあたり、国土交通省の方針により自主調査を実施した。土壌汚染対策法に準じて対応している。	② 法準拠
V	3	① 新規道路建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ土壌が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土または最終処分場へ搬出予定(H26年度)。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)に準じて対応。	①-
		② 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素、セレンを含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、吸着層工法または混合工法により盛土予定(H26年度)。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)に準じて対応。	②-
		③ 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土予定(H26年度)。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)に準じて対応。	③-
W	2	① 下水道工事に伴い、自主的に残土の土壌調査を実施したところ、汚染が判明した。基準不適合土壌は、法に準じて処分された。	① 法準拠
		② 道路建設工事に伴い、自主的に残土の土壌調査を実施したところ、汚染が判明した。基準不適合土壌は、法に準じて処分された。	② 法準拠
X	1	農地の嵩上げを目的とした土砂埋立て地の隣接水路で、住民が独自に水質調査を実施した結果、鉛が検出されたことを受け、当該土砂埋立て地において土壌調査を実施した結果、シアン等が検出された。条例に基づき対応している。	条例
Y	1	建設工事掘削土を分析したところ、土壌環境基準(溶出量)を超える砒素、ふっ素が検出された。周辺に飲用井戸がないことから健康上との問題は無いと判断した(念のため事業地を舗装)。	法準拠

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
Z	2	① 当該地で積上げられた土砂が崩落し、地域住民の要望により土壌調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路の水質について継続監視している。現在のところ、異常値は認められていない。 ② 上記崩落地周辺の土砂搬入地(4箇所)についても、地域住民の要望により同様に調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路等の水質について測定したところ、異常値は認められなかった。	①法準拠 ②法準拠
AA	3	① 土地所有者による自主調査により、ふっ素の基準超過(約4,500m ³)が認められたため、法14条申請を行うよう提案した。しかし、定期的な地下水モニタリングを条件に、敷地内の盛土材として利用することとなった。 ② 土地所有者による自主調査により、ひ素の基準超過(約2,647m ³)が認められた。 ③ 土地所有者による自主調査により、ふっ素の基準超過(約750m ³)が認められた。 基準超過土壌全量は汚染土壌処理業の許可を有する業者へ適切に場外処分された。	①法準拠 ②法準拠 ③法準拠
AB	2	① 事業者は建設発生土(残土)を処分するにあたり、土壌分析を行い基準値超過が確認されたことから、報告があった。これにより、行政は基準値超過が確認された物質(砒素)について、土対法に準拠した調査するよう指導し、土壌汚染が確認された。今後、工事に支障となる深度の汚染土壌については掘削除去する予定である。 ② 事業者は建設発生土(残土)を処分するにあたり、土壌分析を行い基準値超過が確認されたことから、報告があった。これにより、行政は基準値超過が確認された物質(ふっ素)について、土対法に準拠した調査するよう指導し、土壌汚染が確認された。今後、深度調査を実施し、その結果により汚染土壌を完全撤去する、もしくは工事に支障がある汚染土壌を撤去する予定である。	①法準拠 ②法準拠
AC	3	① 残土処分のために任意の調査を実施した。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。 ② 残土処分のために任意の調査を実施した。条例に基づき対応している。 ③ 残土処分のために調査を実施した。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。	①法準拠 ②条例 ③法準拠
AD	4	① 土壌受入先の依頼で搬出予定土壌を分析したところ、砒素とふっ素が(明らかに自然由来で)指定基準値を超過した旨、自主的な報告を受けた。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。 ② 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、鉛・水銀・ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した詳細調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(水銀については徹底的に調べたが検出されず。その他は自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。 ③ 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、砒素、ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した概況調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。 ④ 掘削除去と一体で掘削工事を行なったケース。自主的に実施した(認定)調査のうち、掘削前調査の結果を汚染の除去等の措置を実施するため詳細調査結果として利用したもの。	①法準拠 ②法準拠 ③法準拠 ④法準拠
AE	1	残土条例に基づき土質検査を実施したところ、ふっ素の土壌環境基準超過が判明したため、法に準じた『土地の形質変更計画届出書』及び『汚染土壌の区域外搬出届出書』を提出させたくうえで対策工事が行われた。	法準拠
AF	9	① 土砂の埋立が完了したという条例の届出を受け、条例に基づく土壌検査を行ったところ、フッ素、セレンで基準超過があった。条例に基づき事業者を指導し、基準不適土壌を撤去し、新たな土砂を搬入した。 ② トンネルずりにおいて、砒素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ処分及び現場内で不溶化処理。 ③ 掘削土において、ふっ素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分予定。 ④ トンネルずりにおいて、セレン、砒素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。 ⑤ 掘削土において、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。 ⑥ 掘削土において、セレン、砒素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。 ⑦ 掘削土において、鉛の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。 ⑧ 条例の許可を取得した事業場に対して、抜打ちの土壌検査より、ふっ素の土壌溶出量基準超過が判明したため、撤去を指示した。 ⑨ 条例の許可を取得した事業場における完了時の土壌検査により、ふっ素の土壌溶出量基準超過が判明したため、撤去を指示した。	①条例 ②条例 ③条例 ④条例 ⑤条例 ⑥条例 ⑦条例 ⑧条例 ⑨条例
AG	1	一時的な仮置きという前提で搬出された土壌について、地元住民の要望を受け調査したところ、汚染が判明した。土壌汚染対策法に準じて対応している。	法準拠
AH	1	残土処分場へ搬出する予定の仮置土を検査した際にひ素の土壌環境基準超過が判明。法に準拠し土壌汚染状況調査を実施中。	法準拠
AI	3	① トンネル工事に伴う岩盤の仮置き土砂を事業者が検査したところ、基準値を超える重金属が検出された。岩盤であるが、土壌汚染対策法に準ずるとともに、条例に基づいた対応を指導。 ② トンネル工事に伴う掘削土を事業者が検査したところ、基準を超える重金属が検出された。このため土壌汚染対策法に準ずるとともに、条例に基づいた対応を指導。 ③ 地すべり対策工事において、搬出予定の掘削土について溶出試験を行ったところ、基準を超えるひ素が検出された。	①条例 ②条例 ②条例
AJ	1	残土処分に係る相談があり、残土の検査結果を確認したところ、土壌溶出量基準超過が確認された。基準不適合土壌については、法に準じて汚染土壌処理業者に処理を委託するよう指導した。	法準拠
AK	1	行政の取去検査により、基準不適合が発覚。条例に基づき対応後、文書により、事業者へ指導した。	条例

6.5 条例等の制定状況

1) 都道府県・政令市における条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を内容に含む条例等の制定状況について以下に示す。

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定している 114 自治体における内容を表 6-4 に示す。条例等の内容は「⑦汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 76 件と最も多かった。また、「④その他、土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容を表 6-5 に示す。

表 6-4 都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数：複数回答有)

条例等の内容	都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等																	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているものも含む)	—	—	—	26	29	30	33	25	25	25	25	26	26	27	24	25	25	
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の汚染状態に関する基準以外の独自の基準を設けているもの	5	7	7	5	5	5	5	5	5	7	7	8	7	8	7	7	8	
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	21	22	18	19	19	21	23	20	18	19	19	22	21	24	21	23	22	
④ その他、土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	16	16	17	18	17	17	19	19	18	19	20	20	20	20	20	20	20	
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	10	15	17	21	21	21	25	24	25	25	25	27	26	27	25	26	26	
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	6	5	6	8	8	15	22	37	44	43	47	49	54	57	61	59	
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	32	37	40	41	42	45	52	56	58	58	60	68	69	66	70	68	76	
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	42	43	44	45	46	48	51	52	53	55	56	56	58	56	57	57	
条例、要綱、指導指針等を制定している都道府県・政令市	61	68	72	73	76	80	84	93	103	104	104	107	110	113	118	117	114	

注) ⑦は本書 78 頁に示す「都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等」(53 件)を含む。なお、当該条例等が土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例等にも該当する場合は集計していない。

都道府県・政令市が定めている条例、要綱、指導指針等（令和元年度末）
（下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

北海道	北海道公害防止条例	⑧	
青森県	青森県公害防止条例	⑧	
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	①③④⑦	
	岩手県土壌汚染対策指針	⑤	
宮城県	汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱	⑥	
山形県	山形県生活環境の保全等に関する条例	①④⑦⑧	
	山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱	⑥	
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	④⑤	
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	④	
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
	栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
群馬県	群馬県的生活環境を保全する条例	①⑤⑦⑧	
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	①⑤⑦⑧	
千葉県	千葉県環境保全条例	⑧	
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	①③⑤⑦⑧	
	東京都土壌汚染対策指針	⑤	
	東京都汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	改正
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	①②③④⑤⑥⑦⑧	改正
新潟県	新潟県生活環境の保全等に関する条例	①③⑦⑧	
山梨県	工場等における地下水汚染防止対策指導指針	⑧	
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
	静岡県汚染土壌適正処理指導要綱	⑥	
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	⑦	改正
福井県	福井県公害防止条例	⑧	
長野県	長野県公害の防止に関する条例	⑧	
岐阜県	岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱	③⑤⑦⑧	改正
	岐阜県汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	①③⑤⑥⑦⑧	
	愛知県土壌汚染等対策指針	⑤	
三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	①③⑤⑥	
	三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	
滋賀県	滋賀県公害防止条例	①⑤	
京都府	京都府環境を守り育てる条例	⑧	
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑦⑧	改正
	大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	改正
	大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針	③④⑤	改正
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	⑧	
奈良県	生活環境保全条例	⑧	
和歌山県	和歌山県公害防止条例	⑧	
鳥取県	鳥取県公害防止条例	⑧	
島根県	島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
岡山県	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	③⑧	改正
	岡山県汚染土壌の処理に係る指導要綱	⑥	
	土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針	③	改正
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	①⑦⑧	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	②③⑤⑦⑧	
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	①③⑦⑧	
愛媛県	愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥	改正
福岡県	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	福岡県土壌汚染対策指導要綱	④	
熊本県	熊本県地下水保全条例	⑦⑧	
宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	⑧	
	宮崎県汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	④	

(続き)

札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	⑧	
	札幌市における自然由来ヒ素の判定方法について	④	新規
旭川市	旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
青森市	青森市土壌汚染対策法第4条第1項の届出に係る添付書類等を定める要領	④	
八戸市	八戸市公害防止条例	⑦⑧	
	八戸市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥	
山形市	山形市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥	
いわき市	いわき市土壌汚染要措置区域等に係る台帳等の閲覧に関する事務処理要領	④	
水戸市	水戸市公害防止条例	⑧	
宇都宮市	宇都宮市汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
前橋市	土壌及び地下水汚染対策要綱	④	
高崎市	高崎市公害防止条例	⑧	
太田市	太田市土壌汚染対策法関係施行要領	④	
	太田市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	①⑤⑦	
川越市	汚染土壌処理業の許可に関する手続を定める要綱	⑥	
川口市	川口市汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する要綱	⑥	
草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	①⑦	
越谷市	越谷市汚染土壌処理業の許可申請の手続等に関する要綱	⑥	
熊谷市	熊谷市汚染土壌の処理業許可に関する手続き等を定める指針	⑥	
千葉市	千葉市環境基本条例	⑧	
	千葉市環境保全条例	⑧	
	千葉市土壌汚染対策指導要綱	①⑤⑦	
	千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
市川市	市川市環境保全条例	①③⑤⑦⑧	
	市川市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥⑧	
船橋市	船橋市環境保全条例	⑧	
柏市	柏市環境保全条例	⑧	
	柏市汚染土壌処理業許可等指導要綱	⑥	
市原市	市原市生活環境保全条例	⑧	
	市原市民の環境をまもる基本条例	⑧	
八王子市	八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	改正
町田市	町田市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑥⑦⑧	改正
	横浜市公共用地等取得に係る土壌汚染対策事務処理要綱	①⑦	
	汚染土壌処理業許可申請前対策指針	⑥	
	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針	⑧	
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	①②⑤⑧	
	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱	⑥	
	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱	⑥	
横須賀市	横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例	⑧	
新潟市	新潟市生活環境の保全等に関する条例	⑧	
静岡市	静岡市汚染土壌適正処理指導要綱	⑥	
浜松市	浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱	①②③④⑦⑧	改正
金沢市	金沢市環境保全条例	④	
福井市	福井市公害防止条例	⑧	
長野市	長野市公害防止条例	①③⑤⑧	
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	②⑦⑧	
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	①③⑤⑥⑦⑧	
	土壌汚染等対策指針	⑤	
	土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
	名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例	⑥	
豊橋市	豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	改正
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	改正
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則	⑥	改正
岡崎市	岡崎市生活環境保全条例	①④⑤⑦	
	岡崎市土壌汚染等対策指針	⑤	
	岡崎市土壌汚染対策法に係る事務処理要綱	③	
一宮市	一宮市土壌汚染対策法に係る事務処理要綱	⑤	

(続き)

春日井市	春日井市土壤汚染対策法施行細則	④	
	春日井市生活環境の保全に関する条例	①	
	春日井市土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
豊田市	豊田市土壤汚染対策法施行要綱	④	
大津市	大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	新規
	大津市汚染土壤処理施設への汚染土壤の搬入の届出に関する要綱	⑥	新規
京都市	京都市汚染土壤処理業の許可に係る手続等に関する要綱	⑥	
大阪市	大阪市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
岸和田市	岸和田市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
枚方市	枚方市公害防止条例	⑧	
	枚方市汚染土壤処理業の許可申請に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱	⑥	
八尾市	八尾市生活環境の保全と創造に関する条例	⑧	改正
東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	⑧	
	東大阪市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
姫路市	姫路市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
尼崎市	尼崎市の環境を守る条例	⑧	
	工場跡地に関する取扱要綱	④	
	尼崎市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	尼崎市汚染土壤処理業者に対する行政処分実施要領	⑥	
	尼崎市土壤汚染及び地下水汚染情報の記者資料提供に係る事務取扱要領	④	
西宮市	西宮市汚染土壤処理業の許可申請に伴う汚染土壤処理施設の設置等に関する指導要綱	⑥	
加古川市	加古川市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
和歌山市	和歌山市汚染土壤処理業の許可申請に係る生活環境影響調査の事前協議に関する要綱	⑥	
岡山市	岡山市汚染土壤の処理に係る指導要綱	⑥	
	岡山市環境影響評価条例	⑥	
倉敷市	倉敷市汚染土壤処理に関する指導要綱	⑥	
福山市	福山市汚染土壤処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱	⑥	
徳島市	徳島市汚染土壤処理業に関する指導要綱	⑥	
北九州市	北九州市土壤汚染対策指導要領	②③	
佐世保市	佐世保市環境保全条例	⑧	
熊本市	熊本市土壤汚染対策法の施行に係る事務処理要綱	④	改正
	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策要綱	④⑧	
宮崎市	宮崎市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているものも含む)
- ② 土壤汚染の有無の判断基準として、法の汚染状態に関する基準以外の独自の基準を設けているもの
- ③ 土壤汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壤汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの
- ④ その他、土壤汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの
- ⑤ 土壤汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑥ 汚染土壤処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壤汚染の未然防止を図るもの
- ⑧ 土壤汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの

表 6-5 「④その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容
(令和元年度末)

自治体名	内容
岩手県	有害物質取扱者は年1回以上、土壌又は地下水を調査し、基準超過の場合、知事へ報告することを規定している。
山形県	有害物質使用特定事業場(一部除外規定有)に対し、年1回以上、地下水または土壌の測定を義務化。また、汚染判明時には、知事への報告、措置の実施を行わせるもの。
福島県	土壌汚染対策法が適用されない汚染土壌の適正な処分を確保するため、汚染土壌の処分基準等を規定している。
茨城県	特定の有害物質を使用する施設の届出と土壌及び地下水の汚染防止のための構造基準、定期点検義務、汚染時の対応、違反に対する処分等を規定している。
神奈川県	要措置区域等や汚染が判明している特定有害物質使用地において、土地の区画形質を変更する場合、周辺住民等への周知を義務付けている。
大阪府	自主調査及び自主措置(以下「自主調査等」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることにより、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、およびその結果が適切に活用されることを目的とする。
福岡県	法に規定されていない届出(様式)等を規定している。
沖縄県	特定有害物質等取扱施設における有害物質管理状況の点検の結果、有害物質が土壌に飛散等し、人の健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合は、土壌汚染の有無及び当該汚染の原因等に係る調査を行うことを規定している。
札幌市	自然由来砒素が広範囲に分布している地域特性があるため、自然由来砒素の判定方法を定めている。
青森市	法第4条第1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するため制定した。
いわき市	指定区域及び有害物質使用特定施設に係る情報の管理及び閲覧など。
前橋市	水質測定計画に基づく調査や事業者からの報告によって判明した地下水汚染、土壌汚染についての対策を規定している。
太田市	一定の規模以上の土地の形質変更届に関する添付書類を規定している。
浜松市	法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合、地下水を測定することを規定し、汚染の除去等の措置の計画の提出および完了の報告を義務付けている。
金沢市	有害物質等の適正管理による未然防止。有害物質使用特定施設を廃止した土地及び土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる土地について、行政による立入調査及び指導。土壌汚染の指導基準として、溶出基準、含有量基準、全量基準(Cd、T-Hg、Pb、As)を設定。
岡崎市	有害物質使用特定施設(法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。)に係る工場又は事業場を設置している者において、建物等の除却時の調査及び土地の売却時の調査を規定している。
春日井市	土壌汚染状況調査の報告期限の延長を申請する際、申請様式を規定している。調査猶予を受けた土地の所有者等に対し、毎年4月30日までに同月1日現在における当該土地の利用状況について、報告することを義務付けている。
豊田市	事業者への各種通知の様式・土地の利用状況の報告を規定している。
尼崎市	工場跡地等の用途転換・再開発等の際に事業者へ土地の履歴、有害物質使用の状況等を報告を義務付けている。 土壌・地下水汚染が判明したとき、周辺住民等へ周知を図り、汚染地下水の飲用回避等の健康被害防止の措置を講じるため、公表の取扱いを規定している。
熊本市	調査猶予を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況を報告させるとともに、法に規定されていない届出(様式)を規定している。 未然防止のために施設の構造基準等を規定している。 清潔な地下水を保持するため、地下水及び土壌の汚染防止に関する浸透型調整池や浸透井戸等の地下水浸透施設における構造要件や油等の水質汚濁事故防止の構造要件を規定している。

**都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による
 土壤汚染の防止を図る条例等（令和元年度末）
 （下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）**

青森県	青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領	
茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
栃木県	栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
群馬県	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
埼玉県	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	
千葉県	千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	改正
岐阜県	岐阜県埋立て等の規制に関する条例	
三重県	<u>三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
大阪府	大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例	
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱	
和歌山県	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	
香川県	香川県みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	
愛媛県	愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	改正
高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
佐賀県	<u>佐賀県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u>	新規
大分県	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	
水戸市	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
つくば市	つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例	
宇都宮市	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
前橋市	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
高崎市	高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例	
伊勢崎市	伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
太田市	<u>太田市土砂等による埋立ての規制に関する条例</u>	新規
さいたま市	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例	
川越市	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例	
川口市	川口市土砂の堆積等の規制に関する条例	
所沢市	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例	
越谷市	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例 越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例施行規則	
春日部市	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例	
熊谷市	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	
千葉市	千葉市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
市川市	市川市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
船橋市	<u>船橋市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u>	新規
柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例	
市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	
相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
長岡市	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例	
沼津市	沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
富士市	富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例	
大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
京都市	<u>京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
岸和田市	岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例	
高槻市	高槻市土砂埋立て等の規制に関する条例	
枚方市	枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例	
奈良市	<u>奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
佐賀市	佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壤の汚染の防止に関する条例	

2) 政令市以外の市区町村における条例等の制定状況

政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を内容に含む条例等の制定状況について以下に示す。

政令市以外の市区町村で、土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定している 394 自治体における内容を表 6-6 に示す。条例等の内容は、「⑦汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 279 件と最も多かった。

表 6-6 政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数：複数回答有)

条例等の内容	都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等																
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているものも含む)	—	2	4	4	4	6	7	7	8	8	9	8	10	11	10	10	12
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の汚染状態に関する基準以外の独自の基準を設けているもの	—	1	0	0	0	2	2	3	3	3	3	2	4	4	4	2	2
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	—	2	3	4	4	4	4	3	2	2	2	2	3	2	4	2	2
④ その他、土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	—	1	2	3	1	1	4	6	6	6	6	7	7	6	8	7	9
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	3	1	2	2	5	5	4	4	6	5	12	14	15	15	14	14
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	0	1	0	0	1	2	2	11	14	15	22	24	27	27	29	26
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	—	170	159	155	171	185	197	185	210	223	229	237	244	260	271	266	279
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	—	29	22	36	39	40	44	48	48	51	72	115	132	136	147	157	165
条例、要綱、指導指針等を制定している政令市以外の市町村	—	204	192	194	211	224	233	237	265	298	307	332	338	360	377	389	394

注) ⑦は本書 84 頁から 88 頁に示す「政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等」(276 件)を含む。なお、当該条例等が土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例等にも該当する場合は集計していない。

政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等（令和元年度末）
（下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

北海道	帯広市	帯広市公害防止条例	⑧	
	苫小牧市	苫小牧市公害防止条例	⑧	
	江別市	江別市公害防止条例	⑧	
	登別市	登別市公害防止条例	⑧	
	恵庭市	恵庭市公害防止条例	⑧	
	伊達市	伊達市公害防止条例	⑧	
	石狩市	石狩市公害防止条例	⑧	
	北斗市	北斗市公害防止条例	⑧	
	福島町	福島町公害防止条例	⑧	
	長万部町	長万部町公害防止条例	⑧	
	倶知安町	倶知安町環境基本条例	⑧	
	余市町	余市町公害防止条例	⑧	
	中富良野町	中富良野町生活環境保全条例	⑧	
	下川町	下川町環境保全条例	⑧	
	遠軽町	遠軽町環境基本条例	⑧	
	豊浦町	豊浦町公害防止条例	⑧	
	洞爺湖町	洞爺湖町公害防止条例	⑧	
	安平町	安平町環境基本条例	⑧	
	音更町	音更町公害防止条例	⑧	
	芽室町	芽室町公害防止条例	⑧	
	幕別町	幕別町公害防止条例	⑧	
	厚岸町	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	⑧	
	標津町	標津町公害防止条例	⑧	
	新十津川町	新十津川町環境基本条例	⑧	
	別海町	別海町公害防止条例	⑧	
	中頓別町	中頓別町環境基本条例	⑧	
	東川町	美しい東川の風景を守り育てる条例	⑧	
	弟子屈町	弟子屈町環境基本条例	⑧	
青森県	むつ市	むつ市公害防止条例	⑧	
	黒石市	黒石市環境基本条例	⑧	
宮城県	五所川原市	五所川原市公害防止条例	⑧	
	大崎市	大崎市環境基本条例	⑦⑧	
	加美町	加美町環境基本条例	⑧	
	登米市	登米市環境基本条例	⑧	
秋田県	大館市	大館市環境基本条例	⑧	
		大館市土壌搬入協議要綱	④	
千葉県	銚子市	銚子市環境保全条例	①⑧	
	館山市	館山市環境基本条例	⑧	
	木更津市	木更津市環境保全条例	⑧	
	野田市	野田市環境保全条例	⑧	
	茂原市	茂原市環境条例	⑧	
	成田市	成田市公害防止条例	⑧	
	佐倉市	佐倉市環境保全条例	⑧	
	東金市	東金市環境保全条例	①⑤⑧	
	旭市	旭市環境保全条例	⑧	
	勝浦市	勝浦市環境保全条例	①⑧	
	流山市	流山市環境基本条例	⑧	
		流山市公害防止条例	⑤⑦⑧	
	我孫子市	我孫子市環境条例	⑧	
	鴨川市	鴨川市環境条例	⑧	
	君津市	君津市環境保全条例	⑧	
	富津市	富津市環境保全条例	⑧	
	浦安市	浦安市環境保全条例	⑧	
	四街道市	四街道市公害防止条例	⑧	
	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	⑧	
	八街市	八街市環境保全条例	⑧	
	印西市	印西市環境保全条例	⑤⑧	
	富里市	富里市環境基本条例	⑧	
	南房総市	南房総市公害防止条例	⑧	
	匝瑳市	匝瑳市環境基本条例	⑧	
		匝瑳市環境保全条例	⑤⑧	
	香取市	香取市環境保全条例	⑤⑧	
	山武市	山武市公害防止条例	⑧	
	いすみ市	いすみ市環境保全条例	⑧	
	酒々井町	酒々井町公害防止条例	⑧	
	栄町	栄町環境保全条例	⑧	
	神崎町	神崎町公害防止条例	⑧	
	多古町	多古町公害防止条例	⑧	

新規

(続き)

千葉県	東庄町	東庄町環境基本条例	⑧	
		東庄町公害防止条例	⑧	
	大網白里市	大網白里市環境保全条例	⑤⑧	
	横芝光町	横芝光町公害防止条例	⑧	
	一宮町	一宮町環境保全条例	⑧	
	睦沢町	睦沢町環境条例	⑧	
	長生村	長生村環境条例	⑧	
	白子町	白子町公害防止条例	⑧	
	長柄町	長柄町環境条例	⑧	
	長南町	長南町公害防止条例	⑥⑦⑧	
	大多喜町	大多喜町環境保全条例	⑤⑧	
	御宿町	御宿町環境保全条例	⑤	
	銆南町	<u>銆南町公害防止条例</u>	⑧	新規
	江東区	江東区マンション等の建設に関する条例	①	
東京都	荒川区	江東区土壌汚染に係る事前協議要領	①	
		荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例	①	
		荒川区市街地整備指導要綱	①	
	板橋区	板橋区土壌汚染調査・処理要綱	①④⑤	
	足立区	足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対応に関する基本方針	④	
		足立区土壌汚染対応検討会議設置要綱	④	
	江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	④	
	大田区	<u>大田区土壌汚染防止指導事務処理要綱</u>	③④	新規
	羽村市	羽村市宅地開発等指導要綱	⑧	
	府中市	府中市自然環境の保全及び育成に関する条例	⑧	
新潟県		府中市環境基本条例	⑧	
		府中市開発事業に関する指導要綱	⑧	
	西東京市	西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に係る事務取扱指針	⑧	
	檜原村	檜原村環境基本条例	⑧	
	奥多摩町	奥多摩町環境基本条例	⑧	
	柏崎市	柏崎市環境基本条例	⑧	
		柏崎市公害防止条例	⑧	
	新発田市	新発田市環境基本条例	⑧	
	小千谷市	小千谷市環境基本条例	⑧	
		小千谷市公害防止条例	⑧	
	十日町市	十日町市住みよい環境づくり条例	⑧	
	見附市	見附市環境基本条例	⑧	
	燕市	燕市環境基本条例	⑧	
	糸魚川市	糸魚川市環境基本条例	⑧	
		糸魚川市公害防止条例	⑧	
		糸魚川市開発指導要綱	⑧	
	妙高市	妙高市環境基本条例	⑧	
		妙高市公害防止条例	⑧	
		妙高市宅地開発等指導要綱	⑧	
	五泉市	五泉市公害防止条例	⑧	
	阿賀野市	阿賀野市環境基本条例	⑧	
	佐渡市	佐渡市環境基本条例	⑧	
	魚沼市	魚沼市環境基本条例	⑧	
		魚沼市生活環境保全条例	⑧	
南魚沼市	南魚沼市環境基本条例	⑧		
阿賀町	阿賀町のきれいな空気、おいしい水及び安全な土を守り続ける条例	⑧		
湯沢町	湯沢町環境基本条例	⑧		
関川村	関川村公害防止条例	⑧		
村上市	村上市環境基本条例	⑧		
聖籠町	聖籠町環境基本条例	⑧		
刈羽村	刈羽村環境基本条例	⑧		
	刈羽村公害防止条例	⑧		
静岡県	島田市	島田市環境基本条例	⑧	
	小山町	小山町地下水等汚染防止対策委員会設置要綱	⑤	
福井県	越前市	越前市環境基本条例	⑧	
長野県	勝山市	勝山市公害防止条例	⑧	
	岡谷市	岡谷市公害防止条例	⑧	
	伊那市	伊那市環境保全条例	⑧	
	中野市	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	⑧	
	辰野町	辰野町公害防止条例	⑧	
	飯島町	飯島町さわやか環境保全条例	⑧	
	宮田村	宮田村環境保全条例	⑧	
	小布施町	小布施町生活環境保全に関する条例	⑧	

(続き)

長野県	南箕輪村	南箕輪村環境の保全に関する条例	⑧	
	駒ヶ根市	駒ヶ根市環境保全条例	⑧	
	木祖村	源流の里木祖村環境保全条例	⑧	
	高森町	高森町環境保全条例	⑧	
岐阜県	美濃市	住みたいまち美濃市の環境を守る条例	④⑦	
	中津川市	中津川市環境保全条例	⑧	
	下呂市	下呂市環境基本条例	⑧	
愛知県	瀬戸市	瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥	
		瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥	
	新城市	新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥	
		新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥	
	設楽町	設楽町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥	
		設楽町産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥	
	東栄町	東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥	
		東栄町産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥	
	犬山市	犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	
	西尾市	西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	
	豊根村	豊根村産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	新規
		豊根村産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥	新規
滋賀県	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	①②⑤⑦⑧	
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	⑦⑧	
	近江八幡市	近江八幡市環境保全に関する条例	⑧	
	草津市	草津市の良好な環境保全条例	⑧	
	愛荘町	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	⑤⑦⑧	
	栗東市	栗東市生活環境保全に関する条例	⑧	
大阪府	河内長野市	河内長野市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	富田林市	富田林市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	大阪狭山市	大阪狭山市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	太子町	太子町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	河南町	河南町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	千早赤阪村	千早赤阪村汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	阪南市	阪南市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	松原市	松原市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	貝塚市	貝塚市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	和泉市	和泉市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	熊取町	熊取町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	能勢町	能勢町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
和歌山県	湯浅町	湯浅町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	⑦⑧	
	橋本市	橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	⑦⑧	
	紀の川市	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	①⑦⑧	新規
徳島県	勝浦町	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	①②⑤⑥⑦	
	石井町	石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	①⑦	
	阿南市	阿南市公害防止条例	⑤	
	佐那河内村	佐那河内村環境基本条例	⑧	新規
	松茂町	松茂町公害防止条例	④⑧	新規
		松茂町環境基本条例	⑧	新規
福岡県	大牟田市	大牟田市環境基本条例	⑧	
	小郡市	小郡市環境保全条例	⑧	
	古賀市	古賀市環境基本条例	⑧	
		古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	宮若市	宮若市環境基本条例	⑧	
	嘉麻市	嘉麻市環境基本条例	⑧	
	鞍手町	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会要綱	③	
	みやこ町	みやこ町環境保全条例	④⑦	
	東峰村	東峰村自然環境保全条例	⑧	
	太宰府市	太宰府市環境基本条例	⑧	
	うきは市	うきは市環境基本条例	⑧	
	香春町	香春町環境基本条例	⑧	
	新宮町	新宮町開発行為等指導要綱	⑧	
		新宮町環境基本条例	⑧	
	飯塚市	飯塚市環境基本条例	⑧	新規
熊本県	南関町	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	⑦	
宮崎県	都城市	都城市環境保全条例	⑧	
鹿児島県	始良市	始良市環境基本条例	⑧	
	指宿市	指宿市環境保全条例	⑧	
	垂水市	垂水市環境基本条例	⑧	
	日置市	日置市環境保全条例	⑧	

(続き)

鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市環境基本条例	⑧	
	志布志市	志布志市環境基本条例	⑧	
	奄美市	奄美市民の環境を守る条例	⑧	
	さつま町	さつま町環境基本条例	⑧	
	曾於市	曾於市環境基本条例	⑧	
	南九州市	南九州市環境基本条例	⑧	新規

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているものも含む)
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の汚染状態に関する基準以外の独自の基準を設けているもの
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの
- ④ その他、土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの

**政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による
 土壌汚染の防止を図る条例等（令和元年度末）
 （下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）**

秋田県 茨城県	大館市	大館市環境保全条例	新規
	日立市	日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	常陸太田市	常陸太田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	高萩市	高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	北茨城市	北茨城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	笠間市	笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	ひたちなか市	ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	常陸大宮市	常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	那珂市	那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	小美玉市	小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例	
	茨城町	茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	大洗町	大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	城里町	城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	東海村	東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	大子町	大子町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	土浦市	土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	石岡市	石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例	改正
	取手市	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	牛久市	牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	守谷市	守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	稲敷市	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	かずみがうら市	かずみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	つくばみらい市	つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	美浦村	美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	阿見町	阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例	
	河内町	河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	利根町	利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	古河市	古河市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	結城市	結城市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	改正
	下妻市	下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正
	常総市	常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	鹿嶋市	鹿嶋市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
潮来市	潮来市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
筑西市	筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	改正	
坂東市	坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	改正	
桜川市	桜川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
神栖市	神栖市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例		
行方市	行方市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
銚田市	銚田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		
八千代町	八千代町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	改正	
五霞町	五霞町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例		
境町	境町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例		
栃木県	足利市	足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	栃木市	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	佐野市	佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	鹿沼市	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	日光市	日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	小山市	小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	真岡市	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	大田原市	大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	矢板市	矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	上三川町	上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	益子町	益子町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	茂木町	茂木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	市貝町	市貝町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	芳賀町	芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	壬生町	壬生町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	野木町	野木町うるおいのあるまちづくり条例	
	塩谷町	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	高根沢町	高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	那須町	那須町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	那須塩原市	那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	

(続き)

栃木県	さくら市	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	那須烏山市	那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	那珂川町	那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
群馬県	下野市	下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	桐生市	桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	板倉町	板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例	
	邑楽町	邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	藤岡市	藤岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	渋川市	渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	富岡市	富岡市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	下仁田町	下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	千代田町	千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	玉村町	玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	沼田市	沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	安中市	安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	みなかみ町	みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	中之条町	中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	みどり市	みどり市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	館林市	館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	甘楽町	甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	片品村	片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	昭和村	昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	明和町	明和町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	高山村	<u>高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
	川場村	<u>川場村土砂等による埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
	神流町	<u>神流町土砂等による埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
埼玉県	行田市	行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	秩父市	秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例	
	飯能市	飯能市環境保全条例	
	加須市	加須市環境保全条例	
	本庄市	本庄市土砂の堆積の規制に関する条例	
	東松山市	東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例	
	狭山市	狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	羽生市	羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	深谷市	深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	
	上尾市	上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例	
	入間市	入間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	和光市	和光市土砂等のたい積の規制に関する条例	
	新座市	新座市土砂等のたい積の規制に関する条例	
	桶川市	桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例	
	久喜市	久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	北本市	北本市土砂等のたい積の規制に関する条例	
	八潮市	八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例	
	三郷市	三郷市土砂のたい積の規制に関する条例	
	蓮田市	蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	坂戸市	坂戸市環境保全条例	
	幸手市	幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例	
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市の環境を保全する条例	
	日高市	日高市環境保全条例	
	吉川市	吉川市環境保全条例	
	白岡市	白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	毛呂山町	毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例	
	越生町	越生町土砂のたい積の規制に関する条例	
	滑川町	滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例	
	嵐山町	嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	小川町	小川町環境保全条例	
	川島町	川島町環境保全条例	
	吉見町	吉見町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	鳩山町	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例	
	ときがわ町	ときがわ町環境保全条例	
	横瀬町	横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例	
	皆野町	皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	小鹿野町	小鹿野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	東秩父村	東秩父村埋土及び盛土等規制条例	
	美里町	美里町土砂のたい積の規制に関する条例	
	神川町	神川町土砂のたい積の規制に関する条例	
	宮代町	宮代町土砂のたい積の規制に関する条例	

(続き)

埼玉県	杉戸町	杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	松伏町	松伏町環境保全条例	
	朝霞市	<u>朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例</u>	新規
千葉県	銚子市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	
	館山市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	木更津市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	野田市	野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	茂原市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	成田市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規則に関する条例	
	佐倉市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	
	東金市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	
	旭市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	習志野市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	勝浦市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	流山市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	八千代市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	我孫子市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	鴨川市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	君津市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	富津市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	四街道市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	八街市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	
	印西市	印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	白井市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	富里市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	南房総市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	匝瑳市	匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	
	香取市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	山武市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	
	いすみ市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	酒々井町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	栄町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	神崎町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	
	多古町	多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	
	東庄町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	大網白里市	大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
	九十九里町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	芝山町	芝山町土砂等埋立て等規制条例	
	横芝光町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	一宮町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	睦沢町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	長生村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	白子町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	長柄町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	長南町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	大多喜町	大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	御宿町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	鋸南町	鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例	
東京都	青梅市	青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	あきる野市	あきる野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	日の出町	日の出町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
神奈川県	秦野市	秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例	
	伊勢原市	伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例	
	南足柄市	南足柄市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	中井町	中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	大井町	大井町土地の埋立て等の規制に関する条例	
新潟県	関川村	関川村公害防止条例	
静岡県	三島市	三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	裾野市	裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	牧之原市	牧之原市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例	
長野県	信濃町	信濃町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	
岐阜県	美濃市	住みたいまち美濃市の環境を守る条例	
	中津川市	中津川市埋立て等の規制に関する条例	
	本巣市	本巣市砂利採取事業等に関する指導要綱	改正
	大野町	大野町埋立て等の規制に関する条例	

(続き)

愛知県	みよし市	みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	犬山市	犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例	
	大口町	大口町地下水の保全に関する条例	改正
	阿久比町	阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	豊明市	豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	
	日進市	日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例	
	東郷町	東郷町土質等規制条例	
	美浜町	美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例	
	扶桑町	扶桑町埋立て等の規制に関する条例	
	刈谷市	刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	
	尾張旭市	尾張旭市土砂等の埋立て等に関する条例	
	西尾市	西尾市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	長久手市	長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	
	南知多町	南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	武豊町	武豊町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	常滑市	常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	半田市	半田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
	大府市	<u>大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例</u>	新規
三重県	伊賀市	伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	尾鷲市	<u>尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
	紀北町	<u>紀北町生活環境の保全に関する条例</u>	新規
滋賀県	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	
	愛荘町	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	
京都府	亀岡市	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例	
	八幡市	八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例	
	京田辺市	京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	改正
	京丹波町	京丹波町の環境保全等に関する条例	
	城陽市	城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例	
	京丹後市	京丹後市開発等に関する条例	
	宇治田原町	宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	改正
	和束町	和束町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積等の規制に関する条例	
大阪府	富田林市	富田林市土砂埋立て等の規制に関する条例	
	岬町	岬町土砂等による埋立て、盛り土又はたい積行為の規制に関する条例	
	柏原市	柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	河内長野市	河内長野市土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例	
	和泉市	和泉市生活環境の保全等に関する条例	
	河南町	河南町土砂埋立て等の規制に関する条例	
	貝塚市	貝塚市土砂埋立て等の規制に関する条例	
	池田市	池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	能勢町	能勢町土砂埋立て等の規制に関する条例	
	阪南市	<u>阪南市土砂埋立て等に関する条例</u>	新規
兵庫県	洲本市	五色町における土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例	
	南あわじ市	西淡町における土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例	
	淡路市	淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例	
奈良県	天理市	天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	五條市	五條市土砂等の埋立て等の規定に関する条例	
	御所市	御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例	
	生駒市	生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	葛城市	葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	宇陀市	宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生の防止に関する条例	
	平群町	平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	御杖村	御杖村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	高取町	高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	大淀町	大淀町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	山添村	<u>山添村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
和歌山県	湯浅町	湯浅町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	橋本市	橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	紀の川市	<u>紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
徳島県	阿南市	阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	勝浦町	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	石井町	石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
愛媛県	今治市	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
高知県	須崎市	須崎市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
福岡県	豊前市	豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例	
	みやこ町	みやこ町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	

(続き)

福岡県	吉富町	吉富町土砂等のたい積の規制に関する条例
	上毛町	上毛町土砂等のたい積の規制に関する条例
	築上町	築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
熊本県	南関町	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	豊後高田市	豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
大分県	杵築市	杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	日出町	日出町土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	国東市	国東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	佐伯市	佐伯市埋立て等規制条例
	中津市	中津市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	姫島村	姫島村土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	宇佐市	宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
鹿児島県	志布志市	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

6.6 事務権限を委譲している自治体

地方自治法に基づき、政令市以外の市町村へ法の事務権限を委譲している都道府県及び委譲を受けている市町村を表 6-7 に示す。事務権限を委譲している都道府県は 8 自治体、委譲を受けている市町村は 31 自治体であった。

表 6-7 地方自治法に基づき市町村へ事務権限を委譲している都道府県及び事務権限の委譲を受けている市町村（令和元年度）

地方自治法に基づき市町村へ事務権限を委譲している都道府県	地方自治法に基づき事務権限の委譲を受けている市町村
岩手県	花巻市
	北上市
	宮古市
茨城県	笠間市
	古河市
埼玉県	久喜市
福井県	鯖江市
三重県	四日市市
大阪府	池田市
	箕面市
	豊能町
	能勢町
	松原市
	大阪狭山市
	富田林市
	河内長野市
	熊取町
	太子町
	河南町
	千早赤阪村
	泉大津市
	忠岡町
	和泉市
	貝塚市
	阪南市
泉佐野市	
鳥取県	岩美町
	八頭町
	智頭町
	若桜町
岡山県	新見市

6.7 基金・補助融資制度等

1) 土壌汚染対策基金に係る要綱等の策定状況

土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等の策定状況を表 6-8 に示す。

表 6-8 土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等

自治体名	要綱等名称	策定年度
さいたま市	さいたま市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成19年度
岐阜市	岐阜市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成25年度
一宮市	一宮市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成23年度
大阪市	大阪市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成18年度

2) 補助融資制度の保有状況

各自治体における補助融資制度の保有状況等を表 6-9 から表 6-13 に示す。補助や融資制度を有している自治体は、15 自治体であった。

表 6-9 補助融資制度の有無

(件数)

補助融資制度の有無	都道府県・政令市の数																
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
補助融資制度を有している	39	37	37	37	33	34	33	32	33	29	25	26	26	25	24	22	15
補助融資制度はない	107	110	110	111	120	120	122	123	122	127	132	132	132	133	134	136	143
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158	158	158

表 6-10 補助融資制度の利用有無（令和元年度）

補助融資制度の利用の有無	都道府県・政令市の数
当該年度末に補助融資制度があると回答した自治体数	15
当該年度に補助融資制度が利用されたことがある	0
当該年度に補助融資制度が利用されたことはない	15

表 6-11 補助融資制度の財政的支援の対象

(件数)

財政的支援の対象	都道府県・政令市の数																
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
土壌汚染の調査	—	12	13	14	15	15	14	13	14	13	11	11	12	12	11	12	7
土壌汚染対策	—	21	18	23	25	26	25	23	25	22	21	19	22	21	20	18	15
モニタリング	—	4	4	5	6	7	6	6	7	7	8	6	6	6	6	6	5
その他	—	6	8	7	7	10	10	11	9	8	6	5	3	3	4	3	3
合計	—	43	43	49	53	58	55	53	55	50	46	41	43	42	41	39	30

都道府県・政令市が定めている補助融資制度（令和元年度）

福島県	福島県環境創造資金融資制度
栃木県	栃木県環境保全資金融資制度
群馬県	公害防止施設整備資金
埼玉県	埼玉県環境みらい資金貸付制度
新潟県	新潟県環境保全資金融資制度
石川県	石川県環境保全資金融資制度
愛知県	環境対策貸付金利子補給制度
三重県	三重県中小企業融資制度
愛媛県	愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度
高崎市	環境改善資金融資制度
横浜市	横浜市中心小企業金融制度
金沢市	金沢市産業振興資金
長野市	長野市中心小企業振興資金融資制度
名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資

表 6-12 補助融資制度の制定・改正予定

（件数）

制定・改正予定	都道府県・政令市の数																
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
具体的に検討している	2	0	1	3	2	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
具体的予定はないが必要である	29	31	40	40	39	37	36	34	33	30	24	24	25	21	21	18	15
現在は必要ない	115	116	106	105	112	115	119	119	122	126	132	134	133	137	137	140	143
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158	158	158

表 6-13 補助融資制度の必要性に関する主な理由・背景（令和元年度）

自治体	補助融資制度の制定・改正を「具体的に検討している」もしくは「具体的予定はないが必要である」と回答した理由・背景
A	零細企業や経営難により廃業を予定している有害物質使用特定施設の設置者は調査費用や措置費用を捻出することができないため、調査猶予の適用を受けている。また、法律上の義務的経費ではないため、本市の予算要求の要件に該当しない。そのようなことから、適切な対応がなされないおそれがあるため。
B	これまで、区域指定になった事例がほとんどなかったが、ここ数年区域指定が増えてきているため、今後必要になってくると考えている。
C	措置が必要な場合でも土地所有者等に経済的な余裕がないと、適切な対応がなされないおそれがあるため。
D	小規模事業者等の倒産、廃業したケースにおいて、土地所有者ともに経済的負担に耐えられず、土壤汚染状況調査を行うのが難しい事例が今後想定されるため。
E	土地所有者等に措置の指示が行われたが、資金難であることから措置の着手に時間を要する事例があるため。
F	費用負担能力が無いことを一つの理由として法第3条第1項ただし書きの確認を受けている土地については、土地の所有者等が高齢化していることが多く、今後、相続等のタイミングで問題が顕在化してくることが想定されるため。
G	措置にかかる資金がない等、土壤汚染対策が円滑に実施できない場合が想定されるため。
H	今後、テトラクロロエチレン等の溶剤を使用していたクリーニング店の廃止が増加すると想定される。土壤汚染状況調査をした結果、汚染範囲が広範囲だった場合、汚染原因者に負担能力が低いと対策費用を捻出することができなくなり、手付かずの状態になってしまうため。
I	これまで補助融資が必要な案件は発生していないが、措置が実施される土地が散見されるようになってきたことから、補助融資が必要な案件が出てくることが予想されるため。
J	中小企業にとっては、土壤汚染状況調査等費用は大きな負担となるため、有害物質使用特定施設の廃止時に調査義務が発生しても、調査猶予の申請をして調査を行わないケースが多く、年々、調査猶予中の事業場が増えている。このような事業場では、汚染の有無を把握していないため、仮に汚染があった場合は、地下水汚染の拡大や汚染土壌の飛散流出に繋がる可能性があるため。
K	個人経営者が土壤汚染状況調査や要措置区域に指定された場合の措置を行う際に金銭的事情により、調査等が進まないケースがあるため。
L	小規模な事業場などは調査及び措置にかかる費用負担が大きいため。
M	土壤汚染が発覚した場合、小規模事業所など財政的に対策が厳しい事業者が存在するため。

注) 「具体的予定はないが必要である」と回答した 15 自治体のうち、13 自治体において理由・背景について回答があった。

3) 基金等の状況

汚染原因者が不在又は費用負担能力がない場合に、土壌汚染の調査や回復対策に利用できる基金等の保有状況を表 6-14 に、基金の名称を表 6-15 に示す。また、基金等を保有していないという回答のうち「必要性について判断できない」が 121 自治体と最も多く、次に「現在検討も行っていないが、必要である」が 26 自治体と多かった。

表 6-14 基金等の保有状況

(件数)

基金等の保有状況等	都道府県・政令市の数																
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ある	1	1	2	2	3	3	3	3	2	2	3	3	1	1	1	1	1
うち、当該年度に使用された件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
ない(現在のところ特にないが、検討を行っている)	0	0	2	2	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0	1	0	1
ない(現在検討も行っていないが、必要である)	54	57	64	59	54	55	54	58	54	55	53	52	52	54	53	37	26
ない(必要性について判断できない)	82	79	70	75	79	80	80	78	84	88	90	92	94	93	92	105	121
ない(その他)	9	10	9	10	12	13	16	14	14	10	11	11	11	10	11	15	9
回答自治体数	146	147	147	148	151	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158	158	158

表 6-15 保有している基金の名称 (令和元年度)

自治体名	基金の名称とその内容
岐阜県	「岐阜県環境浄化機材貸出要領」 揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の除去を適切かつ円滑に実施するため、浄化のための資力がないと認められる中小企業等に対し、県が環境浄化機材の貸出を行うもの。

6.8 その他の取組

6.8.1 区域指定解除時の台帳情報の取扱い

令和元年度における区域指定解除時の台帳情報の取扱い状況を表 6-16 に示す。
提供方法については、「情報開示請求や閲覧希望があれば対応できるようにしている」が 115 件、「解除された場合、当該区域の情報についてはホームページに掲載しない」が 74 件、「解除された区域についてホームページに掲載している」が 60 件であった。

表 6-16 区域指定解除時の台帳情報の取扱い（令和元年度）

（都道府県・政令市の数：複数回答有）

要措置区域等でなくなった場合の当該区域について	都道府県・政令市の数
解除された区域についてホームページに掲載している	60
解除された場合、当該区域の情報についてはホームページに掲載しない	74
情報開示請求や閲覧希望があれば対応できるようにしている	115

6.8.2 事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況

令和元年度における事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況を表 6-17 に示す。標準処理時間を規定する内容において、「標準処理期間を設定していない」が 113 件と最も多かった。「法第 3 条契機による土壌汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている」が 6 件で、うち 4 件がそれを公表している。また、「法第 4 条第 1 項の届出から法第 4 条 3 項の調査命令までにかかる標準処理期間を定めている」が 11 件で、うち 7 件がそれを公表しており、「法第 4 条契機による土壌汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている」が 8 件で、うち 5 件がそれを公表している。さらに、「法第 14 条の自主申請から区域指定までにかかる標準処理期間を設定している」が 33 件で、うち 26 件がそれを公表している。

表 6-17 事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況（令和元年度）

（件数：複数回答有）

標準処理期間を規定する内容	標準処理期間		
	設定件数	公表件数	
		公表有り	公表なし
法第 3 条契機による土壌汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。	6	4	2
法第 4 条第 1 項の届出から法第 4 条第 3 項の調査命令までにかかる標準処理期間を定めている。	11	7	4
法第 4 条契機による土壌汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。	8	5	3
法第 14 条の自主申請から区域指定までにかかる標準処理期間を設定している。	33	26	7
標準処理期間を設定していない。	113	—	—
その他	4	—	—

6.8.3 届出等の電子媒体の受付状況

令和元年度における届出等の書類を電子媒体で受付けている状況を表 6-18 に示す。届出等の書類を電子媒体による提出により受付けている自治体は、1 自治体であった。

表 6-18 電子媒体の受付状況（令和元年度）

受付状況	都道府県・政令市の数
届出等の書類を電子媒体による提出により受付けている	1

6.8.4 国民への啓発活動状況

令和元年度における国民への啓発活動状況を表 6-19 に示す。

「自治体のホームページで土壌汚染対策法に関する情報を公開している」が 148 件と最も多く、次に「パンフレット等の配布をしている」が 77 件と多かった。

表 6-19 国民への啓発活動状況（令和元年度）

（都道府県・政令市の数：複数回答有）

活動内容	都道府県・政令市の数
自治体のホームページで土壌汚染対策法に関する情報を公開している。	148
パンフレット等の配布をしている。	77
講習会等の開催時に教育している。	29
相談窓口を設けている。	24
その他	5

6.8.5 自治体の搬出通知等の状況

令和元年度における自治体の搬出通知等の状況を表 6-20 に示す。

12 自治体が法第 16 条に基づく搬出届出書又は搬出変更届出書の届出を受けた際に当該届出に記載されている積替え、保管施設等のある場所が他の自治体であったことから、当該自治体に搬出通知等を行った。搬出通知等を行った件数は 26 件であった。

表 6-20 自治体の搬出通知等の状況（令和元年度）

（搬出通知等件数：複数回答有）

搬出通知等の状況	都道府県・政令市の数	搬出通知等件数
積替え、保管施設等がある場所が他の自治体であって搬出通知等を行った	12	26

6.8.6 立入検査に関する状況

令和元年度における積替え場所、保管施設又は汚染土壌処理施設に対する立入検査の実施状況を表 6-21 に示し、立入検査に関する実施要領・マニュアル等の策定状況を表 6-22 に示す。

法第 54 条第 3 項に基づく立入検査の実施は 12 件、法 54 条第 4 項に基づく立入検査の実施は 35 件であった。

実施要領・マニュアル等の策定状況は「積替え場所」が 1 件、「保管施設」が 2 件、「汚染土壌処理施設」が 5 件であった。

表 6-21 立入検査の実施状況（令和元年度）

（都道府県・政令市の数：複数回答有）

立入検査の対象	都道府県・政令市の数
汚染土壌を要措置区域等へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者（法第54条第3項）	12
うち、他の自治体から搬出通知等を受けたもの	10
汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者（法第54条第4項）	35

表 6-22 立入検査に関する実施要領・マニュアル等の策定状況（令和元年度）

（都道府県・政令市の数：複数回答有）

立入検査対象施設	都道府県・政令市の数
積替え場所	1
保管施設	2
汚染土壌処理施設	5

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。